明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和元年十二月四日

○国会第二百回 参議院会議録第十号（その一）

令和元年十二月四日（水曜日）

午前十時六分開議

○議事日程　第十号

令和元年十二月四日

午前十時開議

第一　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会内閣提出、第二百回国会衆議院送付）

第四　会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（山東昭子君）　これより会議を開きます。

日程第一　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

日程第二　デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長北村経夫さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日米貿易協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するものであります。

次に、日米デジタル貿易協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、茂木外務大臣に対して質疑を行うとともに、農林水産委員会及び経済産業委員会との連合審査会を行ったほか、三名の参考人から意見を聴取いたしました。

委員会における質疑の主な内容は、両協定締結の意義及び背景、自動車及び自動車部品に対する追加関税等が回避されたとする根拠、自動車及び自動車部品の関税撤廃時期等を明記しなかったこととこれらを含む経済効果分析等の妥当性、牛肉の関税削減約束に伴うＴＰＰ11協定のセーフガード発動基準数量の修正の見通し、米国産農産品についての将来の再協議規定の解釈、農林水産物の生産額への影響試算の妥当性と国内対策の在り方、日米デジタル貿易協定と我が国のプロバイダー責任制限法との関係等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、立憲・国民、新緑風会・社民の小西委員、日本共産党の井上理事、沖縄の風の伊波委員より、それぞれ両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　両件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。羽田雄一郎さん。

〔羽田雄一郎君登壇、拍手〕

○羽田雄一郎君　私は、立憲・国民、新緑風会・社民を代表して、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件及びデジタル貿易に関する日本とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に対し、反対の立場から討論を行います。

その前に、一言述べさせていただきます。

先日の決算本会議の中でも桜を見る会に対する質疑がありましたが、安倍総理は質問に真正面から答えず、逃げの答弁に終始され、数々の疑問は残されたままになっております。廃棄された名簿などは防衛省の日報隠しを思い出させるものであり、モリカケ問題から今日までの安倍総理や政府の姿勢は到底受け入れられず、一刻も早く、総理出席の下、予算委員会を開き、誠実に対応されることを強く望みます。

それでは、以下、反対の理由を順次申し述べます。

第一に、今回の交渉で自動車、自動車部品の関税撤廃を米国から勝ち取ることができなかったこと、そして、今後の交渉でも関税撤廃が確約されていない点です。

政府は、本年九月二十五日、本協定に関する日米交渉が最終合意した直後の発表資料には、米国の譲許表に更なる交渉による関税撤廃が明記されたと説明していました。しかし、実際には、米国附属書に関税撤廃に関して更に交渉すると記述されているのみで、自動車、同部品の関税撤廃について、米国も合意の上で更なる交渉を行っていくことができるのか、そもそも関税撤廃の交渉の対象になるのかさえ、附属書の文言からは分かりません。政府の説明は単なる希望でしかなく、決して受け入れられるものではありません。

第二に、米国通商拡大法二百三十二条に基づく自動車、同部品に対する追加関税です。

日本側が最も警戒していたとされる自動車の追加関税について、政府は、日米共同声明の、協定が誠実に履行されている間、両協定及び共同声明の精神に反する行動を取らないとの内容を踏まえ、追加関税が課されないことをトランプ大統領に直接確認したと言い、数量規制等の回避に関しても閣僚間で合意していると繰り返し説明されていますが、首脳間や閣僚間の交渉の経緯や具体的な合意内容について記述された文書は提示されていません。このような重要な合意事項に関しては、口約束ではなく文書で提示されなければ確認もできず、そもそも追加関税や数量規制等を本当に回避できるのか、判断すらできません。

第三に、ＷＴＯ協定に違反している可能性がある点です。

政府は、日米貿易協定における関税撤廃率について、貿易額ベースで日本が八四％、米国が九二％となると発表しました。しかし、米国の九二％は自動車、同部品の関税撤廃を含めて算出された数値であり、今回の交渉では五九％を占める自動車、同部品の関税は撤廃されておりませんから、米国の関税撤廃率は実際には四一％でしかないとの指摘があります。ガット二十四条においては、先進国間の貿易協定において実質上全ての貿易について九割以上の関税を撤廃することを求めており、四一％などという関税撤廃率は自由化したとは到底言えず、明らかにＷＴＯ違反です。

第四に、事実上、ＴＰＰを超える農産品の市場開放を約束したことです。

関税撤廃、削減等を約束した全ての品目について、協定の発効時からＴＰＰ11と同等の利益を即座に認めたこと、すなわち発効二年度目の関税率まで米国に対しては一気に引き下げることを合意しました。さらに、牛肉のセーフガードについて、ＴＰＰ11加盟国からの輸入量と米国からの輸入量を合算した数量がＴＰＰの発動基準数量を上回った場合、ＴＰＰのセーフガードが発動するよう協議を行う方針としています。しかし、オーストラリアのマッケンジー農業大臣は日本農業新聞のインタビューで、我々から再協議を求めることはないと発信し、消極的な姿勢を示しています。ＴＰＰ11加盟国は、協議にそもそも応じるのでしょうか。今後、輸入牛肉の増加に歯止めが掛からず、米国とＴＰＰ11加盟国から輸入量がＴＰＰで合意した発動基準数量を上回る可能性を否定できません。

第五に、日本側の附属書に、米国は将来の交渉において農産品に関する特恵的な待遇を追求することが明記されたことです。

農家の皆さんは、米国との間で再協議が行われ、米を含む農産品について更なる開放を求められるのではないかと心配しています。政府は、農業は交渉対象として想定していないと説明していますが、この附属書Ｉに書かれている意図は、農産品再交渉に向けた米国の非常に強い意志を感じます。

報道によると、米国議会下院貿易小委員会で開催された日米貿易協定に関する公聴会には、米やバター、乳製品などの市場開放を求める意見や、第二段階の交渉を追求するべきとする意見等が出されています。また、トランプ大統領が、来年の大統領選挙を見据え、貿易政策を切り札として日米貿易協定の再協議等に言及する可能性が指摘されています。このような状況の下、協定発効から四か月以内に始まる協議において、米国が農産品の更なる市場開放を求めてくる可能性が高いと思われます。

第六に、農林水産業への影響試算のやり直しが行われないまま国内対策、支援が検討されていることです。

政府は、日米貿易協定による日本の農業水産物の生産減少額について、最大約一千百億円との試算を公表しました。しかし、この試算は、国内対策を実施することにより国内の生産量が維持されるという架空の前提の下で行われています。しかも、まだ予算も付いておらず、中身の不明確な国内対策の実施が前提であるなど、非現実的な内容となっています。

さらには、ＴＰＰ11やＥＵ・ＥＰＡを含む発効済み全てのＥＰＡによる影響に加え、台風や地震等の自然災害により深刻な被害を受けた農家の事情等の想定されるべき影響が全く加味されていません。農林水産業をめぐる現実の脅威や被災地農家の不安に背を向ける政府に日本の農林水産業の未来を託すことはできません。

第七に、日米デジタル貿易協定に今後の国内的議論や規制を制約し得る米国型ルールが盛り込まれたことです。

日米デジタル貿易協定には、ＴＰＰの電子商取引章と同等の内容に加え、ＴＰＰの内容を強化拡充する米国型のルールが種々整備されました。デジタル分野は急速な進化、変化の著しい領域でありますが、日本においては社会的な合意形成や十分な議論、政策決定がなされているとは言い難い分野であります。そんな中、米国型ルールが先行して導入されたことによって今後の公共政策、規制の選択肢が制約される懸念が生じています。特

に、第十八条のＳＮＳ等のサービス提供者に対する民事上の責任の制限に関する規定については、日米両国の国内法制に違いがある中導入されたルールであり、規定の実施に当たっては、今後日米間でそごが生じ得る可能性があり、政府の責任は極めて重いと考えます。

このように、参議院審議を通じ、日米貿易協定が日米双方にとってウイン・ウインの成果物ではなく、日本にとって完全敗北の内容であることは明らかです。そうした実態を必死に隠し続け、内容の検証に絶対不可欠な説明に加え、必要最低限の情報、資料提供さえも拒み続ける政府の姿勢は断じて許されません。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

（拍手）

○議長（山東昭子君）　山田宏さん。

〔山田宏君登壇、拍手〕

○山田宏君　自由民主党の山田宏です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました日米貿易協定、日米デジタル貿易協定について、賛成の立場から討論を行います。

人口減少に直面する我が国が力強い成長を続けていくためには、海外の活力を積極的に取り込んでいかなければなりません。この日米貿易協定は、ＴＰＰ11、ＥＰＡに合わせれば、我が国を中心として世界経済の六割を占める自由貿易圏を生み出すものであり、非常に大きな意義を持っています。

今回の日米貿易協定では、幅広い工業品について、米国の関税削減、撤廃が実現します。懸念された追加関税についても課されないことが確認されています。更なる交渉による関税撤廃についても協定上明記されています。そして、日本自動車工業会からは、自動車分野における日米間の自由で公正な貿易環境が維持強化されるものであるとのコメントが出されました。

また、農業分野についても、米国産牛肉と豚肉の関税削減はＴＰＰと同じ水準、米についてもＴＰＰで設けられることになっていた米国産米の輸入枠は設けられていません。ＪＡ全中は、今次合意内容が昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論であり、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることになり、生産現場は安心できるものと考えている旨の談話が発せられています。

その上で、牛肉輸出については複数国枠へのアクセス確保、日本の輸出関心の高いしょうゆや冷蔵ナガイモ、切り花等の四十二品目の関税撤廃、削減など、市場拡大に向けた新しいチャンスも生まれています。我が国の国益はしっかりと守られ、増進したと考えております。

国内対策についても、十月一日に政府で決定した総合的なＴＰＰ等関連政策大綱改訂に係る基本方針に基づき、本協定の成果を最大限に生かすため、必要な政策の検討を進めていくこととなっています。

基本方針では、新たな市場の開拓や生産基盤の強化など、総合的なＴＰＰ等関連政策大綱の改訂を通じて、攻めるべきは攻め、守るべきは守る、そして、農家の皆さんの不安にも向き合った対策を強力に推進していくという方向性が明確に示されています。中小企業の海外展開支援等を通じた日本企業、日本産品等の新たな市場の開拓、国内企業と外国企業からの投資のマッチング等を通じた国内産業の競争力の強化に向けた取組も含まれています。

このように、この協定の成果を最大限に生かすために必要な効果的、効率的な政策がしっかりと実行されることとなっています。

次に、日米デジタル貿易協定について申し上げます。

我が国は、本年六月のＧ20大阪サミットの機会に、ＤＦＦＴ、データ・フリー・フロー・ウイズ・トラストの考えに基づき、信頼性のあるデータ流通を促進するため、大阪トラックを立ち上げましたが、日米デジタル貿易協定の締結により、この取組と一体となって日米間、さらには多国間において経済的な結び付きが強まっていくことが期待できることからも、同協定は高く評価されるべきです。

本協定は、昨年九月の日米首脳会談において日米貿易交渉を開始することで一致してから僅か一年、米国側の要求事項が相当強いものだったにもかかわらず、我が国の国益に沿う形で妥結されました。安倍総理とトランプ大統領との間の強い信頼関係があったからこそと考えています。

加えて、茂木大臣は、交渉を直接担当する経済再生担当大臣、内閣改造後には外務大臣として、手ごわい交渉相手であるライトハイザー米国通商代表との交渉が本格化した本年四月以降、五か月間で八回、八月は三日連続計十一時間にわたって膝詰めで協議を行いました。

タフネゴシエーターと相手に言わしめた茂木外務大臣を始め交渉に当たられた皆様の御労苦に改めて感謝申し上げ、私の賛成討論といたします。

（拍手）

○議長（山東昭子君）　井上哲士さん。

〔井上哲士君登壇、拍手〕

○井上哲士君　日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、日米貿易協定とデジタル貿易協定の承認案に断固反対の討論を行います。

討論に先立ち、先日の決算審議について述べます。

総理は、桜を見る会をめぐる疑惑について、事実を突き付けての質問にこれまで同様の言葉を繰り返すだけでありました。真相解明には、一問一答による総理出席の予算委員会での審議が不可欠だと一層浮き彫りになりました。

総理も、与党も、逃げ回ることなく予算委集中審議に応じるよう強く求めるものであります。

討論に入ります。

まず、ＴＰＰ以来の日米の貿易をめぐる経過が浮き彫りにしている問題を指摘しなければなりません。

安倍首相は、選挙公約に違反して、米国が主導するＴＰＰに参加し、そのために米国の要求に応

えて牛肉、自動車、保険の三つの入場料を支払いました。その米国にトランプ政権が登場し、ＴＰＰを離脱すると、あくまでＴＰＰへの復帰を求め、ＦＴＡに応じる考えはないとしてきました。ところが、米国から一方的な自動車関税引上げの脅しでＦＴＡの締結を迫られると、前言を覆して米国との二国間協定交渉に踏み出したのです。この言行不一致をごまかすために日本側だけＴＡＧなる造語まで作りましたが、一体どこへ行ったのでしょうか。影も形もないではありませんか。

その結果はどうか。安倍首相は本協定についてウイン・ウインと言いますが、米国の自動車関税の撤廃は先送りにされる一方、牛肉などの畜産物で大幅な関税削減を認める、まさに日本の一方的譲歩です。さらに、日米共同声明で、あらゆる分野を対象に協議して第二ラウンドの交渉を行うことまで合意したことは、余りにも重大です。

米国の要求に応えるために、国民を欺き、交渉の内容や経過も国会と国民に秘匿したままで、国民経済に大きな影響を及ぼす通商交渉を勝手に進めて合意、署名した安倍内閣のやり方は、言語道断だと言わなければなりません。

それだけではありません。衆参の審議で、野党が要求し続けた自動車を除いた自由化率の試算の提出について、政府は一貫して拒否しました。本来、審議の前提として協定に関する事実を示すのは、政府の当然の責務です。

しかも、野党の要求は、協定において米国の自動車関税が更なる交渉次第となった下での現状の自由化率であり、極めて単純な事実の確認です。にもかかわらず、要求を拒否し、自由化率をあくまで自動車を含めた九二％だと言い張りました。都合の悪い事実を伏せて居直る態度は、国会の審議権の重大な侵害だと言わなければなりません。断固抗議するものであります。

日米貿易協定に反対する理由を具体的に述べます。

本協定は、ＴＰＰ11、日欧ＥＰＡに続いて、重要品目を含め農産物の関税の大幅な引下げ、撤廃を行い、国内農業に深刻な打撃を及ぼすものです。安価な米国産農産物との競合により、牛肉、豚肉、乳製品などを中心に、国内生産額は最大一千百億円、ＴＰＰ11と合わせれば最大二千億円も減少することが政府の試算でも示されています。

協定は、米国牛肉の関税率を協定発効時にＴＰＰ11参加国と同じ税率へ一気に引き下げることを認めています。その上で、米国向けに新たに設定するセーフガードの発動基準数量について、セーフガードが発動されたら速やかに基準数量を高くするための協議を始め、九十日以内に終えることまで合意しました。米国を特別扱いする優遇そのものです。国内の畜産農家を顧みないものと言わなければなりません。

さらに、協定附属書には、米国が将来の交渉において農産品に対する特恵的な待遇を追求すると、過去の協定に前例がないと政府も認める規定がわざわざ盛り込まれました。米国に農産物の一層の関税撤廃や引下げを迫る根拠を与えたことは重大です。

政府は、米国による日本の自動車への関税引上げを回避できたと主張し、その根拠に、日米共同声明の、協定及び本共同声明の精神に反する行動は取らないとの記述を挙げています。

しかし、それには、協定が誠実に履行されている間との限定が明記されています。日本が誠実に履行しているかを判断するのは米国です。米国が今後求めてくる特恵的な待遇を追求するための交渉を日本が拒めば、協定が誠実に履行されていないと米国が判断をして、自動車関税引上げで脅すという仕掛けが盛り込まれているのです。この下で、交渉を拒否できるのか。この間の米国言いなりの交渉実績を振り返るならば、多くの国民が危惧を抱くのは余りにも当然ではありませんか。日本の農産物を際限のない譲歩にさらす日米協議に断固反対するものであります。

政府は、国内対策で農家の所得は確保され、生産量も維持されるとしています。しかし、その内容は、生産コストの削減や大規模化の押し付けであり、農業経営の切捨てと食料自給率の一層の低下を招くことは必至です。

日米両政府が今後行う第二ラウンドの協議は、広範な分野で経済や国民の暮らしに影響を及ぼすものです。

米通商代表部は、昨年、日米交渉で金融、保険、為替など二十二項目に及ぶ分野を列挙して、非関税障壁の撤廃を迫る方針を公表しています。その中には、遺伝子組換えや残留農薬を規制する衛生植物検疫措置もあります。トランプ大統領は、六月、バイオ農産物規制の近代化を図る大統領令を発布し、米国のバイオ農産物を諸外国に受け入れさせるための戦略の策定を命じました。

日本は、既に、米国の要求を先取りするように、世界の規制の流れに反して、人に対する発がん性が指摘される農薬用グリホサートの残留基準値を大幅に緩和しました。さらに、ゲノム編集食品の一部について、表示義務を課さないというルールの運用を開始しました。

食の安全や消費者の選択する権利を損なうことを始め食料主権、経済主権の放棄につながる日米交渉に応じることは断じて認められません。

次に、日米デジタル貿易協定は、世界で事業を展開するいわゆるデジタルプラットフォーマーなどの米国のＩＴ産業の要求に応えて、国境を越えた自由なデータ流通の障壁を取り払ってその利益を保護するためのルール作りの一環です。その内容は、米通商代表部が交渉前に設定、公表したデジタル貿易の獲得目標を全て実現するものとなっています。

例えば、越境データ移転制限やコンピューター関連設備の利用設置要求の禁止は、欧州、中国、インド、アジア諸国が個人情報保護や産業保護等を理由に採用している制度とは必ずしも調和しま

せん。ＷＴＯでの多国間のルール作りの本格化を前に、米国ＩＴ産業が求める水準での米国主導のルール作りに協力するものにほかなりません。

今、世界では、デジタルプラットフォーマー規制の強化をどう進めるかが議論が高まっています。その中で、国内規制の議論を差しおいて、本協定によって米国ＩＴ産業の求めるルール作りを優先することは、世界の流れに逆行するものです。

さらに、日本国内において、個人情報や消費者の保護などのために、米国を含む外国企業の活動をも対象に何らかの新たな規制を採用しようとする場合には、とり得る措置の内容が制約を受けるおそれがあります。

以上、日本共産党は、両協定に反対し、経済主権、食料主権を尊重した互恵平等の対外経済関係の発展を目指すことを強調して、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（山東昭子君）　浅田均さん。

〔浅田均君登壇、拍手〕

○浅田均君　日本維新の会、浅田均です。

私は、我が党を代表して、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の締結について承認を求めるの件について、賛成の立場から討論いたします。

日本維新の会は、自由貿易圏の拡大が、人口減少に直面する我が国の経済を持続可能にし、成長させる大きな原動力となるのと同時に、圏内の安全保障にも資するものと考えます。十九世紀にリカードが唱えた比較優位の原理は、今なお妥当性を持ちます。我が党は、そういう意味から、この二つの協定は国益にかなうという観点から議論してきました。

世界のＧＤＰの三割を占める日米両国が自由貿易推進の枠組みを築く意義は小さくありません。保護主義的な通商政策に傾きつつある米国を巨大な自由貿易圏に呼び戻す流れがつくられるとしたら、それは評価に値いたします。また、米中間の貿易摩擦が周辺国に影を落とす中、強固な同盟関係で結ばれる日米の通商関係の安定がもたらす効果も大きいと考えられます。

しかし、方向性、総論は了としても、各論となると問題があるのも事実です。

日米貿易協定について、日本が、米国の抜けたＴＰＰの水準まで農産品の関税で譲歩したのに対し、米国は、ＴＰＰで約束していた自動車、自動車部品の関税撤廃を先送りしました。自動車産業保護を訴えるトランプ政権が日本の筋書どおりに関税撤廃に応じるか、なおも不透明であり、また、米国側が追加課税の措置に踏み切る懸念は拭えません。日本が自動車、自動車部品の関税撤廃に向けて温存すべきだった農産品カードを先に切ってしまったことが首を絞める要因になる可能性は否定できません。

また、政府は、本来目指している米国のＴＰＰ復帰の道は残されている旨強調していますが、今回の協定が発効すれば米国がＴＰＰに戻るメリットが小さくなるのは自明の理であり、牽強付会と言わざるを得ません。

一方、日米デジタル貿易協定についても、宿題は多くあります。

二十一世紀の石油と呼ばれるデータの流通が国境をまたいで急速に拡大する中、将来を見据えると、物品やサービス貿易よりもデジタル貿易の方がはるかに重要となると考えられます。我が国においても、個人情報や知的財産などのデータを適切に保護しつつ、自由なデータ流通の実現により新たなビジネスモデル創出の土壌をつくることや生産性の向上に取り組むのは急務です。

また、デジタル世界の現実は、私たちの知る現実のはるか遠くにあり、デジタル世界の現実にルールが追い付いていません。そこで、日米が手を組み、高い水準のルール作りを主導できるなら、国内にデータを囲い込もうとする中国などに対抗していく意義は非常に大きいものと考えます。

問題は、世界各国の思惑が複雑に交錯する中で、今回の協定が名実共にデジタル貿易ルールのデファクトスタンダードになり得るかという点です。この点こそが、この協定を評価する基準になると考えます。

今回の協定には、米国のＧＡＦＡなど巨大プラットフォーマーやＩＴ産業にとって有利な条項がＴＰＰを強化する形で定められました。日本のプラットフォーマーの取引規模や技術、蓄積、人材などは、どれを取っても米国、そしてもう一つのデジタル大国、中国に大きく後れを取っています。

こうした中、今回の協定が定めるルールで我が国のデジタル経済の成長を軌道に乗せるためには、国内の規制緩和が不可欠であるということも強く主張しておきたいと思います。

さらに、ＡＩ化することにより、今や政治や社会を大きく誘導することも可能にする膨大な個人データの管理、規制の標準化が何よりも求められます。

以上、二つの協定について、課題を挙げれば切りがありませんが、我が国の国益にかなう自由貿易の維持発展に向けての土台となるものであります。必要なのは、これまでの通商交渉における反省や教訓を生かし、これからの実を取ることです。

日米貿易協定の次の交渉ステージは発効後四か月で始まり、双方の交渉により合意の上に分野が決まるとのことです。今回交渉した物品分野から知的財産やサービス、金融などへの分野へと交渉範囲が広がることが予想されます。米国は更に強気の姿勢で交渉に臨んでくるのは不可避です。積み残しとなっている自動車、自動車部品の関税撤廃時期を確定することも併せ、交渉は一筋縄ではいかないでしょう。政府に対しては、したたかで粘り強い交渉を切に希望いたします。

日米デジタル貿易協定におきましても、プラットフォーマーに対する中小規模事業者との取引の

透明化など競争環境の整備や、データ利用と保護のバランスを十分に踏まえた個人情報取扱いの在り方の策定、経済のデジタル化に対応した国際課税ルールの見直しなどを遅滞なく着実に進め、我が国がデジタル貿易ルールの構築でデファクトスタンダードを確立し、世界を牽引していくことを強く求めて、賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（山東昭子君）　これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山東昭子君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山東昭子君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　百六十一
反対　七十九

よって、両件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君）　日程第三　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会内閣提出、第二百回国会衆議院送付）

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長礒﨑哲史さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔礒﨑哲史君登壇、拍手〕

○礒﨑哲史君　ただいま議題となりました承認案件につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、二〇一九年四月十四日から二〇二一年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、これまでの対北朝鮮措置の評価とその実効性強化の必要性、日朝・日韓関係に関する政府の認識等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山東昭子君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山東昭子君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十八
賛成　二百三十八
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君）　日程第四　会社法の一部を改正する法律案

日程第五　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長竹谷とし子さん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、会社法の一部を改正する法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じようとするものであります。

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、両法律案につき、株主提案権等の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中、不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ることを

内容とする修正がそれぞれ行われております。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、株式会社の社会における役割、株主提案権を制限することの妥当性、社外取締役に求められる資質と設置の義務化の意義、会社補償の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。
討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これより両案を一括して採決いたします。
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（山東昭子君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（山東昭子君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十九
賛成	二百二十二
反対	十七

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君）　**日程第六　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長吉川ゆうみさん。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔吉川ゆうみ君登壇、拍手〕
○吉川ゆうみ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとしようとするものであります。
委員会におきまして、参考人から意見を聴取するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員に与える効果と影響、指針の実効性を担保するための方策、給特法の抜本的見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲・国民、新緑風会・社民の横沢委員より反対、日本維新の会の梅村委員より賛成、日本共産党の吉良委員より反対、れいわ新選組の舩後委員より反対の意見が述べられました。
討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。横沢高徳さん。
〔横沢高徳君登壇、拍手〕
○横沢高徳君　立憲・国民、新緑風会・社民の横沢高徳です。
私は、会派を代表して、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。
冒頭、今の政治情勢について一言申し上げます。
安倍総理大臣は憲政史上最長の在任期間となり、おごり、緩み、慢心、問題点を挙げれば切りがありません。不祥事による経済産業大臣、法務大臣の相次ぐ辞任。教育格差を容認するような身の丈発言を行い、問題だらけの英語民間試験を直前に延期を決めた文部科学大臣。
何といっても大問題なのは、桜を見る会です。私の仲間のパラリンピアンも、メダル獲得の功績を認められ出席をしました。マルチ商法や反社会のどこにどういう功績があったのか。前夜祭も大問題です。
二日の本会議で、自民党の森屋議員からの質問の安倍総理答弁では、シュレッダーを予約したのが四月二十二日、使用日が五月九日、わざわざ障害者雇用の短時間勤務職員にシュレッダー業務をしてもらったと答弁しました。私は、この答弁に激しい違和感を覚えました。短時間勤務職員だけでも通じるところ、なぜ障害者雇用のと答弁したのか。もしこれが健常者なら、健常者雇用の短時間勤務職員と言ったのか。障害者が関わったから仕方ないと国民に思わせたかったのでしょうか。
G20の場で、大阪城にエレベーターを付けたのはミスだったと、国のトップがする発言ではありません。
総理の答弁は内閣府が書いたわけでありますが、国民の皆様が納得するには、予算委員会の開催、閉会中審議も含め、しっかりと総理自身の言葉で答弁すべきであります。
さて、給特法について申し上げます。
教員の皆様の現場の声を多く聞かせていただきました。月百時間を超える残業をしているにもか

かわらず残業代が付かない、朝四時から持ち帰り仕事をしている、地方ではスクールサポートスタッフや部活動指導員の人材確保が難しい、勤務時間内で休憩する時間が取れる状況にない、また欠員が全然解消されていない。学校における働き方改革を推進することが重要です。

そういった中で、月の平均残業時間が八時間だった五十年前に残業代の代わりに四％の教職調整額を規定した給特法に、そもそも無理があると感じます。給特法の下、教職調整額以外は時間外勤務手当を一切支払わず、コスト度外視、まさに定額働かせ放題の状況になっています。

そして、この自主的、自発的勤務ということで、勤務時間外に行った部活動や授業準備などはボランティア扱いとされ、公務災害認定においても申請どおりに認められないなど、遺族の方々は大変苦しんでこられました。

しかし、本法律案は、給特法における自主的、自発的勤務という枠組みや教職調整額の見直しには一切手を付けず、在校等時間という新たな概念を設け、労働基準法上の労働時間ではないが管理対象とすると取り繕っているにすぎません。

本法律案は、公立学校の教員について、一点目、時間外勤務の上限の目安などを定める指針を策定、公表すること、二点目、一年単位の変形労働時間制を導入できるようにすること、この二点について改正を行うものです。

一つ目の上限ガイドラインについて申し上げます。

民間では、働き方改革により、月四十五時間、年三百六十時間の時間外労働の上限が設けられました。本法律案における上限ガイドラインでは、いわゆる超勤四項目以外の業務に従事した時間も含む在校等時間を対象に、タイムカードにより勤務時間管理を行うこととされております。まずは、勤務時間管理を客観的に記録方式で行うよう国の責任で進めるべきです。

また、時間外勤務の上限の目安を月四十五時間、年三百六十時間と定めていますが、恐らく現状においてこの上限を遵守できる学校は数えるほどしかないでしょう。その中で学校現場に上限の遵守を求めれば、勤務途中でタイムカードを押した後、仕事を続けたり、持ち帰り仕事が増えたりといった事態が想定されます。

在校等時間の把握だけでなく、持ち帰り仕事の状況や業務量そのものを把握し、業務量を削減することが必要です。参考人の意見でも、教員の授業準備、評価等の本来業務を増やす一方で時間外勤務を減らせと言っているわけで、アクセルとブレーキを同時に踏んでいるような状況だという意見もありました。

次に、二つ目の一年間の変形労働時間制について申し上げます。

導入の趣旨は、夏休み中の休日のまとめ取りのように、集中して休日を確保することを可能にするとのことです。ところが、夏休みを含め、時間外勤務が常に発生している教員の勤務の実態です。

また、一年単位の変形労働時間制は、設定できる変形期間が一年と長期であるため、書面による労使協定が必須です。しかし、労使協定によらず、条例により導入できるとされていますので、そうなれば、首長や教育委員会の意向のみで導入することができ、教育現場の同意は必須とされておりません。地方公務員法第五十五条による職員団体との交渉や書面協定が可能であるとの答弁がありましたが、法的拘束力がなく、また条例制定の必須条件でもありません。現場の教員が望まないにもかかわらず、この制度が導入されてしまうのではないかという懸念は払拭されませんでした。

文部科学省は、この一年単位の変形労働時間制の導入の目的を休日のまとめ取りによる教職の魅力向上を図ることと説明していますが、当事者の現場職員や過労死遺族を中心に制度導入に反対する署名活動が展開されております。

参考人質疑においても、勤務時間を延長する学期中の疲れを休日のまとめ取りを行う八月に癒やせというのはおかしい、教員の体はロボットではない、日々の疲れは一日一日で取っていくべき、また、私生活の時間が十分に取れない多忙の状況の中、子供を持たない選択をしたとのショッキングな話も伺いました。ほかに、残業は管理職が命じた労働であると責任の所在をはっきりし、上限を超えた場合は管理職に罰則を付けてくださいとの指摘もございました。

このように、教員の厳しい労働環境が改善されていない現状において、真に教職の魅力向上となるのは教職調整額の水準を見直すなど処遇改善をするべきですし、そもそも定数改善が必要という現場の声が大多数を占めております。

文部科学大臣は、三年後に実施予定の教員勤務実態調査の結果を踏まえ、給特法の見直しを含む検討を行うと答弁していました。

しかし、未来のこの国を担う子供たちを育てる教員の方が希望を持って働き、その姿を子供たちに見せていくことこそが、そして生きる喜びを感じられる環境をつくることこそが大切ではないでしょうか。三年も待たずに、今すぐこの矛盾に満ちた給特法の抜本的な見直しに着手すべきです。

以上の理由により、共同会派として本法律案に反対することを申し上げ、討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　梅村みずほさん。

（梅村みずほ君登壇、拍手）

○梅村みずほ君　日本維新の会の梅村みずほです。

私は、我が党を代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論いたします。

かつて憧れの職業だったはずの教職は、今、人材不足にあえいでいます。常態化した時間外勤務は、公立中学の教員において月平均八十一時間まで膨らみ、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準を超えています。新時代の子供たちに求めら

れる能力は年々多様化し、それに伴って教員への要求も増大しました。部活動や地域のボランティア、数多くの研修会や会議、教育実態を調査するためのアンケート、給食費の徴収やプール当番など、本来最優先すべき教育課程内の業務に加え、学校の先生に対する社会の要求が限界に達していることは、近年五千人前後で推移する精神疾患による休職教員数を見ても明らかです。

スクラップ・アンド・ビルドならぬビルド・アンド・ビルドによって閉塞した教育現場を見過ごしてきたことは国として大きな問題であり、いよいよ現状を打破しなければならないリミットが来ていることは明白です。

長期休暇中に休みのまとめ取りを促進することによって教員の労働時間を調整することなどを柱とした給特法改正案は、今後展開される一連の働き方改革の第一歩だとしても、多くの課題をはらんでいます。

特に、日本維新の会がこの給特法改正案における問題として重く捉えたのは、公立中学・高校教員の部活動指導です。教員の働き方改革を進めるに当たってまずアプローチすべきは、多忙の原因であるにもかかわらず、多くの教員にとって大きな負担となっている部活動に関して十分な対策が取られていないことに、政府として部活動改革を進める意思が希薄であると感じました。

部活動指導は、いわゆる超勤四項目に該当せず、教員の自発的行為とみなされますが、先日の文教科学委員会に出席された現役の高校教師である参考人の以下の言葉に、複数の委員からは驚きの声が漏れました。

自分もずっと演劇をやっていたので、演劇部の顧問をしていたときはとても楽しかった。家に帰ってもシナリオのことを考えたりしているうちに、本来の教師として費やすべき時間を部活に変えていってしまう。本当にやるべきことを見失ってしまう。自分は、一番やりたい演劇部の顧問だけはやってはいけないと思った。守らなければならないのは教育課程内だからだ。

部活顧問は、ある先生方にとってはやりがいもひとしおの仕事。かわいい教え子を大きな目標へ導いていくのはこの上ない喜びでしょう。その反面、際限なく部活動に自分の時間をささげてしまうことにもつながるだけではなく、本来の職務に支障を来すケースもあります。また、本人が望まないにもかかわらず部活動の顧問を任された先生にとっては、残業であると認められることもないまま多くの時間を投じなければならないため、苦痛と負担が重くのしかかります。

これまで育まれてきた日本の部活動はすばらしい文化とも言えますが、教員の過労がこのような社会問題となった今、先生方と部活動の間に適切な距離を設ける必要があります。

そこで、日本維新の会は、今回、衆参各委員会において、附帯決議に、外部指導者の増員と学校外のスポーツクラブチームの活用を促進する施策を検討するという内容を提案させていただきました。

大阪府を始め様々な地域では既に外部指導員の配置も行われています。国が後手に回っているとも思われる中で、この附帯決議を盛り込んでいただいたことが、今回、本法案に賛成する一つの理由です。

この附帯決議により、公立学校教員の皆様が少しでも自らの授業に専念し、生徒指導を充実させることにつながることを期待するとともに、外部指導員等を通じ、学校と地元の結び付きを強め、地域で一体になって生徒を指導する機会を増やすことで、社会全体が教育に関わる体制をつくることのきっかけになることを願っています。

また、日本維新の会では、先ほど申しました教職員の精神疾患についても憂慮しており、療養を余儀なくされる教員の数をこれ以上増やさぬよう、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施を附帯決議として盛り込むことを提案いたしました。この内容を衆参各委員会にて附帯決議として盛り込んでいただきましたことも、本法案に賛成する理由の一つとなりました。

そのほか、本法案によって、教育現場に時間管理の意識が定着し、部活動指導に柔軟性が生まれ、地方公共団体によるユニークなアイデアが促進され、それが全国に波及することに教育現場の労働環境改善の可能性を見出しております。

最後に、萩生田光一文部科学大臣に教育改革へ向けた御覚悟をお願いして、賛成討論を終えたいと思います。

子供は、親や教育者の背中を見て育つもの。その行いのあしきところも善きところも鏡のようにまねをいたします。では、社会はどうでしょうか。その国のリーダーたる元首、政府、行政組織を模範とする側面を否むことはできないでしょう。

今回の給特法改正案に端を発する教育職員の働き方改革は、子供たちの教育の質にもつながる国難打開へ向けた大改革です。その壮大なプロジェクトにおいて陣頭指揮を執る文部科学大臣には、まず、御自身が身を置く内閣においても積極的に改革を推し進めていただきたく存じます。

国民が望んでいる説明に国民に向き合った形で応じてくださること、過ちがあれば謙虚にこうべを垂れること、そういった信頼に足る政府の姿が見えない限りは、国会においての無用な日程闘争や審議停滞も絶えず繰り返されます。結果、国民の不信を更に招き、今回目指している教育現場の大改革も砂上の楼閣となることでしょう。

日本の未来とも言える子供たち、その教育を任されている先生方の日々の生活や人生が大臣の肩に懸かっております。日本維新の会も、賛成した上は、より良い教育行政推進のため、本法案の進捗について注視するとともに、鋭意努力してまいります。

文部科学大臣におかれましては、昨日の委員会にてお聞かせいただきました決然たる御覚悟のとおり、改革の断行に臨まれますようお願い申し上げ、賛成討論を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山東昭子君）　吉良よし子さん。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君　日本共産党の吉良よし子です。

私は、会派を代表して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

冒頭、一言申し上げます。

桜を見る会の疑惑について、首相は全く説明責任を果たしていません。さらに、与党は、総理を守るためなのか、野党が要求する総理出席の予算委員会集中審議には背を向けています。一方で、国民に重大な影響を与える法案は次々と押し通す。このような政府・与党の姿勢は絶対に許されない、このことを申し上げ、討論に入ります。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。教員の長時間労働の是正は、まさに日本の教育の現在と未来の懸かった国民的な課題です。

教員の長時間労働は、学習指導要領の改訂で教員の持ちこま数が増やされる一方で、それに応じた教員定数が増やされず、全国学力テストや多過ぎる行政研修など、多忙化の原因となっている業務を文部科学省が増加させてきたことに原因があります。

そして、給特法では、四％の教職調整額の支給と引換えに、労働基準法第三十七条の割増し賃金の規定を適用除外し、残業代を支給しないこととしています。それが時間外労働を規制する手段を奪い、際限のない長時間勤務の実態を引き起こしてきたのです。ここに手を付けずにどうして教員の長時間労働が是正できるというのでしょうか。

本法案は、教員に長時間労働を押し付けている給特法の枠組みには一切手を付けず、公立学校教員に一年単位の変形労働時間制を導入しようとするものです。

厚生労働省の通知によると、この制度は、恒常的な時間外労働がないことが前提だとあります。一方、文部科学省が行った二〇一六年の勤務実態調査によると、公立学校の教員の時間外勤務は、小学校で月五十九時間、中学校で月八十一時間にも及びます。このような恒常的な時間外労働が蔓延している公立学校に制度を導入できるわけがありません。

この間、文部科学大臣は、時間外労働の上限を月四十五時間、年間三百六十時間とする上限ガイドラインの遵守が制度導入の大前提だと答弁しています。しかし、勤務実態調査を行った二〇一六年の段階で、小学校では六割、中学校で七割以上の教員が月四十五時間以上の時間外勤務を行っている現状も質疑を通して明らかになりました。

勤務時間の把握もこれからです。タイムカードを導入した学校現場でも、虚偽の時間把握が蔓延しています。目標達成ができなくなるので五時半には打刻してくれと管理職に言われている、校長先生が、勤務時間を過ぎたらとにかく退勤と押してくれと指導している、また、どんなに朝早く学校に来てもタイムカードは勤務時間になってからとか、朝七時前に出勤しても打刻は八時半にしか付けられないなど、全国各地から同様の訴えが出ています。しかし、文部科学省は、こうした実態すら把握していません。

変形労働時間制導入に不可欠な正確な勤務時間把握すらできていない現状を見れば、制度導入の是非を議論できる段階などではないのは明らかです。

一年単位の変形労働時間制の導入は、長期にわたり八時間労働の原則をあってなきものとする重大な労働条件の不利益変更です。だからこそ、労働基準法は、その適用条件として、過半数労働者の同意を必須とする労使協定の締結などの厳しい条件を課しているのです。

本法案で、地方公務員である教員に労使協定さえ結ばずに条例で変形労働時間制の導入を可能とするのは、労使対等原則を踏みにじるものです。そもそも公立学校教員は、憲法二十八条に保障された団体交渉権、争議権が制約されています。勤務条件条例主義を盾に取り、労使協定さえ不要とすることは、教員の労働者性を否定するものにほかなりません。

変形労働時間制で定時を延ばせば、ますます長時間労働への歯止めが掛からなくなります。委員会での参考人質疑では、現職教員の方から、勤務時間が延びれば業務は確実に増えることが指摘され、その後の残業時間で授業準備となると、くたくたで授業の質も保証できません、精神的、時間的にゆとりのない中では、教師の質、授業の質、日常の生徒対応、公教育の質がもはや保証できませんとの陳述がありました。

学校現場は日々、子供や保護者など人を相手にする仕事です。予期し得ない予測不能な事態、事故も起こり得る場所です。あらかじめ労働日、労働時間を定め、その後は変更ができない変形労働時間制を導入することなど、どだい無理なのです。

また、問題は、教員一人一人の長時間労働だけではありません。制度導入で、校長、副校長、教頭といった管理職の負担も増えます。

実際に変形労働時間制を運用するとなると、校長らが一人一人の教員の個々の事情を聞き取り、対象となる教員を決め、年間スケジュールに合わせて月ごとの労働日、労働時間を定め、毎月三十日前までに次の一か月の勤務スケジュールを提示することになっています。各学校に対象になる教員、ならない教員がいて、対象になった教員については、学年ごとに年間スケジュールが違うので、一つの学校で何パターンもの勤務時間の配分を行い、管理をしなくてはならなくなる。参考人質疑でも、今まで全くやっていなかったものをするわけですから、業務は増えるに決まっているとの声もありました。

業務削減を進めると言いながら、変形労働時間制によって業務負担を増やすなんて、本末転倒も甚だしいではありませんか。教員勤務実態調査においても、副校長、教頭の勤務時間がほかの教員より長いことが明らかになっており、その管理職の業務を増やす制度改正などあり得ません。

政府は、この制度は休日まとめ取りのための制度と説明していますが、年休や代休の活用など、変形労働時間制以外の手段で休日をまとめ取りすることは可能です。

むしろ、休日を取りたくても取れない、右肩上がりで業務が増え続けていることが問題です。道徳の教科化や、小学校での英語の教科化など、授業時間が増えています。プログラミング教育も導入されます。道徳は、担任が子供一人一人の評価を文章で毎学期の通知表にも年間の指導要録にも書かなければなりません。英語に至っては、英語の免許を持った教員が足りず、英語教育の専門性のない教員が英語を教えなければなりません。プログラミング教育も初めてのことです。

しかも、弊害しかない全国学力テストや教員免許更新制、様々な行政研修などを文部科学省がやめたり減らしたりしないことも質疑の中で明らかになりました。

業務は減らさず、増やし続ける一方で、教員は増やさない、そのまま長時間労働を助長する変形労働時間制を公立学校現場に導入することなどあってはなりません。

日本共産党は、全国学力テストや多過ぎる研修など、多忙化の原因となっている業務を文科省が削減すること、給特法の残業代不支給と労働基準法第三十七条の適用除外の規定を削除し、教員に働いた分の残業代を払う抜本改正を求めるとともに、教員を抜本的に増やすことで学校の異常な長時間労働をなくすため、全力を挙げる決意を申し上げ、反対討論といたします。（拍手）

○議長（山東昭子君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（山東昭子君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山東昭子君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山東昭子君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　百五十九
反対　八十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山東昭子君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十一分散会

出席者は左のとおり。

議長	山東　昭子君		
副議長	小川　敏夫君		
議員			
音喜多　駿君	佐々木さやか君	徳茂　雅之君	中西　哲君
河野　義博君	柳ヶ瀬裕文君	元榮太一郎君	山田　太郎君
梅村みずほ君	安江　伸夫君	高橋はるみ君	松川　るい君
高橋　光男君	片山　大介君	こやり隆史君	小野田紀美君
高木かおり君	下野　六太君	小川　克巳君	朝日健太郎君
塩田　博昭君	竹内　真二君	佐藤　啓君	古賀友一郎君
梅村　聡君	石井　苗子君	上月　良祐君	酒井　庸行君
高瀬　弘美君	三浦　信祐君	島村　大君	高野光二郎君
里見　隆治君	熊野　正士君	高橋　克法君	滝沢　求君
伊藤　孝江君	浅田　均君	馬場　成志君	太田　房江君
柴田　巧君	清水　貴之君	北村　経夫君	大野　泰正君
宮崎　勝君	杉　久武君	石田　昌宏君	石井　正弘君
矢倉　克夫君	新妻　秀規君	中西　健治君	赤池　誠章君
若松　謙維君	東　徹君	大家　敏志君	上野　通子君
室井　邦彦君	石井　章君	青木　一彦君	長谷川　岳君
竹谷とし子君	平木　大作君	藤川　政人君	藤井　基之君
秋野　公造君	横山　信一君	二之湯　智君	石井　準一君
山本　博司君	片山虎之助君	松村　祥史君	橋本　聖子君
鈴木　宗男君	松沢　成文君	衛藤　晟一君	山本　順三君
浜田　昌良君	山本　香苗君	水落　敏栄君	岡田　直樹君
石川　博崇君	谷合　正明君	野村　哲郎君	中川　雅治君
西田　実仁君	山口那津男君	松山　政司君	野上浩太郎君
森　まさこ君	宮島　喜文君	世耕　弘成君	今井絵理子君
藤木　眞也君	進藤金日子君	宮本　周司君	宮崎　雅夫君
和田　政宗君	自見はなこ君	清水　真人君	寺田　静君
		本田　顕子君	三浦　靖君
		岩本　剛人君	加田　裕之君
		上田　清司君	平山佐知子君
		青山　繁晴君	足立　敏之君

山田　宏君　　そのだ修光君
阿達　雅志君　　吉川ゆうみ君
滝波　宏文君　　柘植　芳文君
堂故　茂君　　豊田　俊郎君
長峯　誠君　　羽生田　俊君
堀井　巌君　　舞立　昇治君
江島　潔君　　渡辺　猛之君
中西　祐介君　　三原じゅん子君
高階恵美子君　　宇都　隆史君
岩井　茂樹君　　磯﨑　仁彦君
末松　信介君　　西田　昌司君
牧野たかお君　　猪口　邦子君
片山さつき君　　松下　新平君
福岡　資麿君　　藤末　健三君
関口　昌一君　　岡田　広君
宮沢　洋一君　　金子原二郎君
山谷えり子君　　有村　治子君
鶴保　庸介君　　武見　敬三君
林　芳正君　　山崎　正昭君
高良　鉄美君　　嘉田由紀子君
浜田　聡君　　小沼　巧君
塩村あやか君　　安達　澄君
伊波　洋一君　　ながえ孝子君
渡辺　喜美君　　石川　大我君
田村　まみ君　　山田　修路君
山下　雄平君　　石垣のりこ君
熊谷　裕人君　　三木　亨君
三宅　伸吾君　　森屋　宏君
矢田わか子君　　宮沢　由佳君
浜口　誠君　　木戸口英司君

古賀　之士君　　石井　浩郎君
山田　俊男君　　古川　俊治君
小西　洋之君　　徳永　エリ君
石橋　通宏君　　難波　奨二君
斎藤　嘉隆君　　丸川　珠代君
川田　龍平君　　水岡　俊一君
芝　博一君　　尾辻　秀久君
中曽根弘文君　　福島みずほ君
郡司　彰君　　鉢呂　吉雄君
蓮　舫君　　福山　哲郎君
長浜　博行君　　田島麻衣子君
須藤　元気君　　伊藤　岳君
横沢　高徳君　　森屋　隆君
小沢　雅仁君　　武田　良介君
勝部　賢志君　　芳賀　道也君
伊藤　孝恵君　　岩渕　友君
吉良よし子君　　木村　英子君
杉尾　秀哉君　　礒﨑　哲史君
浜野　喜史君　　吉田　忠智君
真山　勇一君　　倉林　明子君
紙　智子君　　舩後　靖彦君
川合　孝典君　　森本　真治君
江崎　孝君　　有田　芳生君
田名部匡代君　　野田　国義君
大門実紀史君　　山添　拓君
舟山　康江君　　白　眞勲君
那谷屋正義君　　青木　愛君
森　ゆうこ君　　足立　信也君

井上　哲士君　　田村　智子君
大塚　耕平君　　榛葉賀津也君
小林　正夫君　　羽田雄一郎君
増子　輝彦君　　柳田　稔君
山下　芳生君　　市田　忠義君
小池　晃君

国務大臣

法務大臣　森　まさこ君
外務大臣　茂木　敏充君
文部科学大臣　萩生田光一君
経済産業大臣　梶山　弘志君

議長の報告事項

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠
小野田紀美君　　世耕　弘成君
柘植　芳文君　　鶴保　庸介君

総務委員

辞任　　補欠
石井　正弘君　　清水　真人君
滝波　宏文君　　末松　信介君
徳茂　雅之君　　山崎　正昭君
三浦　靖君　　中曽根弘文君
森屋　宏君　　高橋はるみ君
舟山　康江君　　榛葉賀津也君
山本　博司君　　山口那津男君

法務委員

辞任　　補欠
宮崎　雅夫君　　小野田紀美君
山崎　正昭君　　徳茂　雅之君

外交防衛委員

辞任　　補欠
中曽根弘文君　　三浦　靖君
榛葉賀津也君　　舟山　康江君
山口那津男君　　山本　博司君

文教科学委員

辞任　　補欠
世耕　弘成君　　山田　太郎君
蓮　舫君　　斎藤　嘉隆君

農林水産委員

辞任　　補欠
山田　修路君　　橋本　聖子君
山田　太郎君　　宮崎　雅夫君

経済産業委員

辞任　　補欠
高橋はるみ君　　森屋　宏君
橋本　聖子君　　山田　修路君
斎藤　嘉隆君　　蓮　舫君

国土交通委員

辞任　　補欠
清水　真人君　　石井　正弘君
末松　信介君　　滝波　宏文君
鶴保　庸介君　　柘植　芳文君

決算委員

辞任　　補欠

森屋　隆君　　野田　国義君

行政監視委員

辞任　　補欠

野田　国義君　　森屋　隆君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方創生及び消費者問題に関する特別委員

辞任　　補欠

古賀　之士君　　森本　真治君

舩後　靖彦君　　木村　英子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事　長峯　誠君（岩井茂樹君の補欠）

理事　森屋　宏君（豊田俊郎君の補欠）

理事　浜口　誠君（伊藤孝恵君の補欠）

理事　三浦　信祐君（竹谷とし子君の補欠）

同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書

平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会閣承認第三号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地域再生法の一部を改正する法律案

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

反社会的勢力の定義に関する質問主意書（熊谷裕人君提出）（第八二号）

ＨＰＶワクチン接種の積極的勧奨再開に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第八三号）

外国人の収容および「送還忌避」に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第八四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

臨時財政対策債の発行及び償還並びにその在り方に関する質問主意書（野田国義君提出）（第七一号）

饗宴の儀での国会議員による不適切な行動の報道に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第七二号）

林業の担い手育成に関する質問主意書（宮沢由佳君提出）（第七三号）

桜を見る会において招待者が招待され出席していたことに関する質問主意書（小西洋之君提出）（第七四号）

桜を見る会における安倍昭恵氏の関与に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第七五号）

桜を見る会の安倍事務所による推薦における安倍総理の関与等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第七六号）

桜を見る会への安倍事務所の推薦行為及び安倍総理による招待等が公職選挙法の事後買収罪に該当することに関する質問主意書（小西洋之君提出）（第七七号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地域再生法の一部を改正する法律

構造改革特別区域法の一部を改正する法律

昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　　補欠

鶴保　庸介君　　柘植　芳文君

総務委員

辞任　　補欠

清水　真人君　　石井　正弘君

末松　信介君　　滝波　宏文君

中曽根弘文君　　三浦　靖君

榛葉賀津也君　　舟山　康江君

山口那津男君　　山本　博司君

法務委員

辞任　　補欠

徳茂　雅之君　　足立　敏之君

福岡　資麿君　　島村　大君

外交防衛委員

辞任　　補欠

三浦　靖君　　中曽根弘文君

舟山　康江君　　榛葉賀津也君

山本　博司君　　山口那津男君

財政金融委員

辞任　　補欠

林　芳正君　　羽生田　俊君

宮沢　洋一君　　本田　顕子君

文教科学委員

辞任　　補欠

衛藤　晟一君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　　小川　克巳君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

佐藤　啓君　　岩本　剛人君

山田　太郎君　　宮崎　雅夫君

斎藤　嘉隆君　　蓮　　舫君

厚生労働委員

辞任　　補欠

島村　大君　　福岡　資麿君

髙階恵美子君　　鶴保　庸介君

羽生田　俊君　　林　芳正君

本田　顕子君　　宮沢　洋一君

農林水産委員

辞任　　補欠

橋本　聖子君　　山田　修路君

宮崎　雅夫君　　山田　太郎君

経済産業委員

辞任　　補欠

森屋　宏君　　三木　亨君

山田　修路君　　河井あんり君

蓮　　舫君　　斎藤　嘉隆君

国土交通委員
辞任　補欠
足立　敏之君　徳茂　雅之君
石井　正弘君　清水　真人君
岩本　剛人君　佐藤　啓君
滝波　宏文君　末松　信介君
柘植　芳文君　髙階恵美子君

環境委員
辞任　補欠
河井あんり君　橋本　聖子君
三木　亨君　森屋　宏君

予算委員
辞任　補欠
小川　克巳君　衛藤　晟一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　補欠
三宅　伸吾君　宇都　隆史君

沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　補欠
三宅　伸吾君　中西　哲君

地方創生及び消費者問題に関する特別委員
辞任　補欠
太田　房江君　清水　真人君
堀井　巌君　上月　良祐君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会
理事　藤末　健三君　（藤末健三君の補欠）

国土交通委員会
理事　朝日健太郎君　（朝日健太郎君の補欠）

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会閣承認第三号）審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

会社法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

会社法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「来国主催国際海上訓練について」に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第八五号）

ＮＨＫの委託業者による個人情報漏洩に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第八六号）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する質問主意書（熊谷裕人君提出）（第八七号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣のやじに関する質問に対する答弁書（第六七号）

参議院議員山添拓君提出羽田空港の新飛行ルートに関する質問に対する答弁書（第六八号）

参議院議員浜田聡君提出衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているＮＨＫ訪問員に関する質問に対する答弁書（第六九号）

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書（第七〇号）

同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成三十年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。

投票者氏名

日程第一　日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二　デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　一六一名

足立　敏之君　阿達　雅志君
青木　一彦君　青山　繁晴君
赤池　誠章君　朝日健太郎君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井　正弘君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩井　茂樹君　岩本　剛人君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大野　泰正君　太田　房江君
岡田　直樹君　岡田　広君
加田　裕之君　片山さつき君
金子原二郎君　北村　経夫君
こやり隆史君　古賀友一郎君
上月　良祐君　佐藤　啓君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
酒井　庸行君　清水　真人君
自見はなこ君　島村　大君

進藤金日子君
世耕　弘成君
そのだ修光君
高野光二郎君
高橋はるみ君
滝波　宏文君
柘植　芳文君
堂故　茂君
豊田　俊郎君
中曽根弘文君
中西　哲君
長峯　誠君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
藤末　健三君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
宮崎　雅夫君
宮島　喜文君
元榮太一郎君

末松　信介君
関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君
滝沢　求君
武見　敬三君
鶴保　庸介君
徳茂　雅之君
中川　雅治君
中西　健治君
中西　祐介君
二之湯　智君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
藤井　基之君
藤木　眞也君
古川　俊治君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
三浦　靖君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
森　まさこ君

森屋　宏君
山下　雄平君
山田　太郎君
山田　宏君
山本　順三君
和田　政宗君
勝部　賢志君
伊藤　孝江君
河野　義博君
佐々木さやか君
塩田　博昭君
杉　久武君
高橋　光男君
竹谷とし子君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
三浦　信祐君
矢倉　克夫君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
石井　苗子君
梅村みずほ君
片山　大介君
清水　貴之君
鈴木　宗男君
松沢　成文君
柳ヶ瀬裕文君

山崎　正昭君
山田　修路君
山田　俊男君
山谷えり子君
吉川ゆうみ君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
熊野　正士君
里見　隆治君
下野　六太君
高瀬　弘美君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
安江　伸夫君
山本　香苗君
横山　信一君
浅田　均君
石井　章君
梅村　聡君
音喜多　駿君
片山虎之助君
柴田　巧君
高木かおり君
室井　邦彦君
浜田　聡君

渡辺　喜美君
平山佐知子君

反対者氏名

七九名

足立　信也君
有田　芳生君
石垣のりこ君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小沼　巧君
川合　孝典君
木戸口英司君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
須藤　元気君
田島麻衣子君
田村　まみ君
那谷屋正義君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
白　眞勲君
浜口　誠君
福島みずほ君
舟山　康江君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君

上田　清司君
青木　愛君
伊藤　孝恵君
石川　大我君
礒﨑　哲史君
小沢　雅仁君
大塚　耕平君
川田　龍平君
熊谷　裕人君
小西　洋之君
古賀　之士君
塩村あやか君
榛葉賀津也君
杉尾　秀哉君
田名部匡代君
徳永　エリ君
長浜　博行君
野田　国義君
芳賀　道也君
鉢呂　吉雄君
浜野　喜史君
福山　哲郎君
真山　勇一君
増子　輝彦君
宮沢　由佳君
森本　真治君

森屋　隆君
柳田　稔君
吉川　沙織君
蓮　舫君
伊藤　岳君
岩渕　友君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
山下　芳生君
伊波　洋一君
木村　英子君
嘉田由紀子君
安達　澄君
寺田　静君

矢田わか子君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
山添　拓君
髙良　鉄美君
舩後　靖彦君
ながえ孝子君
小川　敏夫君

日程第三　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会内閣提出、第二百回国会衆議院送付）

賛成者氏名

二三八名

足立　敏之君
青木　一彦君
赤池　誠章君
有村　治子君
石井　浩郎君
石田　昌宏君
阿達　雅志君
青山　繁晴君
朝日健太郎君
石井　準一君
石井　正弘君
磯﨑　仁彦君

猪口　邦子君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　江島　潔君　小川　克巳君　尾辻　秀久君　大野　泰正君　岡田　直樹君　加田　裕之君　金子原二郎君　こやり隆史君　上月　良祐君　佐藤　信秋君　酒井　庸行君　自見はなこ君　進藤金日子君　世耕　弘成君　そのだ修光君　高野光二郎君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　柘植　芳文君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　中曽根弘文君　中西　哲君　長峯　誠君　西田　昌司君　野村　哲郎君　今井絵理子君　岩本　剛人君　上野　通子君　衛藤　晟一君　小野田紀美君　大家　敏志君　太田　房江君　岡田　広君　片山さつき君　北村　経夫君　古賀友一郎君　佐藤　啓君　佐藤　正久君　清水　真人君　島村　大君　末松　信介君　関口　昌一君　高階恵美子君　高橋　克法君　滝沢　求君　武見　敬三君　鶴保　庸介君　徳茂　雅之君　中川　雅治君　中西　健治君　中西　祐介君　二之湯　智君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　藤末　健三君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　丸川　珠代君　三木　亨君　三宅　伸君　宮崎　雅夫君　宮島　喜文君　元榮太一郎君　森屋　宏君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　宏君　山本　順三君　和田　政宗君　足立　信也君　有田　芳生君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　江崎　孝君　小沼　巧君　勝部　賢志君　川田　龍平君　馬場　成志君　林　芳正君　藤井　基之君　藤木　眞也君　古川　俊治君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　三浦　靖君　三原じゅん子君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　森　まさこ君　山崎　正昭君　山田　俊男君　山谷えり子君　吉川ゆうみ君　渡辺　猛之君　青木　愛君　伊藤　孝恵君　石川　大我君　礒﨑　哲史君　小沢　雅仁君　大塚　耕平君　川合　孝典君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　小西　洋之君　古賀　之士君　塩村あやか君　榛葉賀津也君　杉尾　秀哉君　田名部匡代君　徳永　エリ君　長浜　博行君　野田　国義君　芳賀　道也君　浜口　誠君　浜野　喜史君　福山　哲郎君　真山　勇一君　増子　輝彦君　宮沢　由佳君　森本　真治君　矢田わか子君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　秋野　公造君　石川　博崇君　熊野　正士君　里見　隆治君　下野　六太君　高瀬　弘美君　竹内　真二君　谷合　正明君　郡司　彰君　小林　正夫君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君　須藤　元気君　田島麻衣子君　田村　まみ君　那谷屋正義君　白　眞勲君　鉢呂　吉雄君　福島みずほ君　舟山　康江君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　森屋　隆君　柳田　稔君　吉川　沙織君　蓮　舫君　伊藤　孝江君　河野　義博君　佐々木さやか君　塩田　博昭君　杉　久武君　高橋　光男君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　浜田　昌良君　平木　大作君　宮崎　勝君　安江　伸夫君　山口那津男君　山本　香苗君　山本　博司君　横山　信一君　若松　謙維君　東　徹君　石井　章君　石井　苗子君　梅村　聡君　梅村みずほ君　片山　大介君　清水　貴之君　鈴木　宗男君　松沢　成文君　柳ヶ瀬裕文君　伊藤　岳君　井上　哲士君　市田　忠義君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　大門実紀史君　山下　芳生君　伊波　洋一君　嘉田由紀子君　浜田　聡君　安達　澄君　小川　敏夫君　平山佐知子君　寺田　静君　上田　清司君　倉林　明子君　田村　智子君　武田　良介君　山添　拓君　高良　鉄美君　ながえ孝子君　渡辺　喜美君　岩渕　友君　市田　忠義君　紙　智子君　井上　哲士君　伊藤　岳君　横山　信一君　若松　謙維君　東　徹君　石井　章君　石井　苗子君　梅村　聡君　梅村みずほ君　片山　大介君　清水　貴之君　鈴木　宗男君　松沢　成文君　柳ヶ瀬裕文君　宮崎　勝君　安江　伸夫君　山口那津男君　山本　香苗君　山本　博司君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君　平木　大作君　西田　実仁君

反対者氏名　○名

日程第四　会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第五　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二二名

足立　敏之君　阿達　雅志君　高野光二郎君　高橋　克法君　吉川ゆうみ君　和田　政宗君　吉川　沙織君
青木　一彦君　青山　繁晴君　高橋はるみ君　滝沢　求君　渡辺　猛之君　足立　信也君　蓮　舫君
赤池　誠章君　朝日健太郎君　滝波　宏文君　武見　敬三君　青木　愛君　有田　芳生君　伊藤　孝江君
有村　治子君　石井　準一君　柘植　芳文君　鶴保　庸介君　伊藤　孝恵君　石垣のりこ君　石川　博崇君
石井　浩郎君　石井　正弘君　堂故　茂君　徳茂　雅之君　石川　大我君　石橋　通宏君　河野　義博君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　豊田　俊郎君　中川　雅治君　礒﨑　哲史君　江崎　孝君　熊野　正士君
猪口　邦子君　今井絵理子君　中曽根弘文君　中西　健治君　小沢　雅仁君　小沼　巧君　佐々木さやか君
岩井　茂樹君　岩本　剛人君　中西　哲君　中西　祐介君　大塚　耕平君　勝部　賢志君　里見　隆治君
宇都　隆史君　上野　通子君　長峯　誠君　二之湯　智君　川合　孝典君　川田　龍平君　塩田　博昭君
江島　潔君　衛藤　晟一君　西田　昌司君　野上浩太郎君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　杉　久武君
小川　克巳君　小野田紀美君　野村　哲郎君　羽生田　俊君　郡司　彰君　小西　洋之君　浜田　昌良君
尾辻　秀久君　大家　敏志君　長谷川　岳君　馬場　成志君　小林　正夫君　古賀　之士君　平木　大作君
大野　泰正君　太田　房江君　橋本　聖子君　林　芳正君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　三浦　信祐君
岡田　直樹君　岡田　広君　福岡　資麿君　藤井　基之君　芝　博一君　榛葉賀津也君　宮崎　勝君
加田　裕之君　片山さつき君　藤川　政人君　藤木　眞也君　須藤　元気君　杉尾　秀哉君　矢倉　克夫君
金子原二郎君　北村　経夫君　藤末　健三君　古川　俊治君　田島麻衣子君　田名部匡代君　山口那津男君
古賀友一郎君　古庄　玄知君　堀井　巌君　本田　顕子君　田村　まみ君　徳永　エリ君　山本　香苗君
小林　一大君　小林　正夫君　舞立　昇治君　牧野たかお君　那谷屋正義君　長浜　博行君　横山　信一君
こやり隆史君　佐藤　啓君　松川　るい君　松下　新平君　難波　奨二君　野田　国義君　若松　謙維君
上月　良祐君　佐藤　信秋君　松村　祥史君　松山　政司君　羽田雄一郎君　芳賀　道也君　浅田　均君
佐藤　正久君　酒井　庸行君　丸川　珠代君　三浦　靖君　白　眞勲君　鉢呂　吉雄君　石井　章君
清水　真人君　島村　大君　三木　亨君　三原じゅん子君　浜口　誠君　浜野　喜史君　梅村みずほ君
末松　信介君　関口　昌一君　三宅　伸吾君　水落　敏栄君　福島みずほ君　福山　哲郎君　音喜多　駿君
世耕　弘成君　高階恵美子君　宮崎　雅夫君　宮沢　洋一君　舟山　康江君　真山　勇一君　片山虎之助君
そのだ修光君　高橋　克法君　宮島　喜文君　宮本　周司君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　清水　貴之君
滝沢　求君　元榮太一郎君　森屋　宏君　山下　雄平君　水岡　俊一君　宮沢　由佳君　鈴木　宗男君
武見　敬三君　山崎　正昭君　山田　太郎君　山田　宏君　森　ゆうこ君　森本　真治君　高木かおり君
滝沢　求君　山田　修路君　山田　俊男君　山谷えり子君　森屋　隆君　矢田わか子君　松沢　成文君
山本　順三君　山谷えり子君　柳田　稔君　横沢　高徳君　柳ヶ瀬裕文君　室井　邦彦君
ながえ孝子君　嘉田由紀子君
浜田　聡君　安達　澄君
小川　敏夫君　平山佐知子君

反対者氏名　一七名

井上　哲士君　伊藤　岳君
市田　忠義君　岩渕　友君
紙　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
武田　良介君　山下　芳生君
山添　拓君　伊波　洋一君
髙良　鉄美君　木村　英子君
舩後　靖彦君

日程第六　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一五九名

足立　敏之君　阿達　雅志君
青木　一彦君　青山　繁晴君
赤池　誠章君　朝日健太郎君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井　正弘君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩井　茂樹君　岩本　剛人君
宇都　隆史君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大野　泰正君　太田　房江君
岡田　直樹君　加田　裕之君
金子原二郎君　こやり隆史君
古賀友一郎君　上月　良祐君
佐藤　信秋君　酒井　庸行君
自見はなこ君　進藤金日子君
世耕　弘成君　そのだ修光君
高野光二郎君　高橋はるみ君
滝波　宏文君　柘植　芳文君
堂故　茂君　豊田　俊郎君
中曽根弘文君　西田　昌司君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤川　政人君
藤末　健三君　堀井　巌君
岡田　広君　片山さつき君
北村　経夫君　佐藤　啓君
佐藤　正久君　清水　真人君
島村　大君　末松　信介君
関口　昌一君　高階恵美子君
高橋　克法君　滝沢　求君
武見　敬三君　鶴保　庸介君
徳茂　雅之君　中川　雅治君
中西　祐介君　二之湯　智君
野上浩太郎君　羽生田　俊君
馬場　成志君　林　芳正君
藤井　基之君　藤木　眞也君
古川　俊治君　本田　顕子君
舞立　昇治君　松川　るい君
松村　祥史君　丸川　珠代君
三木　亨君　宮崎　雅夫君
宮島　喜文君　元榮太一郎君
森屋　宏君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
吉川ゆうみ君　和田　政宗君
秋野　公造君　石川　博崇君
熊野　正士君　里見　隆治君
下野　六太君　高瀬　弘美君
竹内　真二君　谷合　正明君
西田　実仁君　平木　大作君
宮崎　勝君　安江　伸夫君
山本　香苗君　牧野たかお君
松下　新平君　松山　政司君
三浦　靖君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　宮沢　洋一君
宮本　周司君　森　まさこ君
山崎　正昭君　山田　修路君
山田　俊男君　山谷えり子君
渡辺　猛之君　伊藤　孝江君
河野　義博君　佐々木さやか君
塩田　博昭君　杉　久武君
髙橋　光男君　竹谷とし子君
新妻　秀規君　浜田　昌良君
三浦　信祐君　矢倉　克夫君
山口那津男君　山本　博司君
横山　信一君　浅田　均君
石井　章君　梅村　聡君
音喜多　駿君　片山虎之助君
柴田　巧君　高木かおり君
室井　邦彦君　浜田　聡君
平山佐知子君

反対者氏名　八一名

足立　信也君　青木　愛君
有田　芳生君　伊藤　孝恵君
石垣のりこ君　石川　大我君
石橋　通宏君　礒﨑　哲史君
江崎　孝君　小沢　雅仁君
小沼　巧君　大塚　耕平君
勝部　賢志君　川合　孝典君
川田　龍平君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡司　彰君
小西　洋之君　小林　正夫君
古賀　之士君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　芝　博一君
榛葉賀津也君　須藤　元気君
杉尾　秀哉君　田島麻衣子君
田名部匡代君　田村　まみ君
若松　謙維君　東　徹君
石井　苗子君　梅村みずほ君
片山　大介君　清水　貴之君
鈴木　宗男君　松沢　成文君
柳ヶ瀬裕文君　渡辺　喜美君

徳永　エリ君
長浜　博行君
野田　国義君
芳賀　道也君
鉢呂　吉雄君
浜野　喜史君
福山　哲郎君
真山　勇一君
増子　輝彦君
宮沢　由佳君
森本　真治君
矢田わか子君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
山添　　拓君
高良　鉄美君
舩後　靖彦君
ながえ孝子君
上田　清司君
寺田　　静君

那谷屋正義君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
白　　眞勲君
浜口　　誠君
福島みずほ君
舟山　康江君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森　ゆうこ君
森屋　　隆君
柳田　　稔君
吉川　沙織君
蓮　　舫君
伊藤　　岳君
岩渕　　友君
吉良よし子君
小池　　晃君
大門実紀史君
山下　芳生君
伊波　洋一君
木村　英子君
嘉田由紀子君
安達　　澄君
小川　敏夫君

国務大臣のやじに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月二十一日

熊谷　裕人

参議院議長　山東　昭子殿

国務大臣のやじに関する質問主意書

昨今、国会審議で安倍総理が閣僚席から何度もやじを飛ばし、問題となっている。

やじは議長の許可を得ない私語であって、議長が、不規則発言としてこれを制止するものとされている。他方、やじは議会の華とも言われ、良いやじは議会政治の活性化に寄与する一面もある。良いやじはユーモアの精神から生まれるとの指摘もあり、議院規則、典礼に通じていること、冷静でありつつ、決してやり過ぎないことなどが本来の意味のやじの要件とされる。議会やじ史に残る代表例としてしばしば引用されるのは、大正九年の衆議院本会議における三木武吉議員の「ダルマは九年」とのやじである。このやじは高橋是清大蔵大臣へのユーモアの精神に富んだ寸鉄人を刺すものであり、また、同議員が一議員として行ったものであった。

日本国憲法第五十一条では、「両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」と示されている。

本条は、「国会における言論の自由を最大限に保障し、国会議員がその職務を行うに当ってその発言について少しでも制約されることないようにしようとの趣旨」の規定であるが、「本条の特典は、もっぱら両議院の議員に対してのみとめられるもの」であり、「議員以外の者にはおよばないと見るを正当とする」（宮澤俊義著、芦部信喜補訂「全訂　日本国憲法」、日本評論社）と解されている。

早稲田大学の長谷部恭男教授は、「国会議員の国会での発言については、憲法で免責特権が認められています。全国民の代表として幅広く自由に議論を展開する必要があるからです。しかし、国務大臣は免責されないというのが憲法学界の通説です。国務大臣は政策遂行について説明責任を果たすために国会で答弁するのであって、一議員と同じ立場で自由に発言することは到底認められません」（朝日新聞、平成二十七年三月二十九日）との認識を示している。

右を踏まえて、以下質問する。

一　国務大臣には、日本国憲法第五十一条でいう国会での発言の免責特権は必ずしも認められていないという理解でよいか。

二　日本国憲法第五十一条の趣旨からしても、国務大臣は、国会において一議員と同じ立場で自由に発言することは到底認められないのではないか。

三　前記一に関連して、国務大臣には国会での発言の免責特権は必ずしも認められておらず、国務大臣が品格のないやじを飛ばすことは「不規則発言」に他ならず、議会政治の活性化に寄与するものでもなく、不適切ではないか。

四　閣僚席からのやじは本来行われるべきではなく、ましてや国会での国政全般について説明を行うべき政治的義務のある内閣総理大臣がやじを飛ばすことは、日本国憲法第七十二条および第五十一条の趣旨に反すると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

令和元年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣のやじに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷裕人君提出国務大臣のやじに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

国会の両議院の院内における発言の在り方については、国会の運営に関することであり、政府としてお答えする立場にない。なお、憲法第五十一条は、両議院の議員が、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われないことを定めたものである。

羽田空港の新飛行ルートに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月二十一日

山添　拓

参議院議長　山東　昭子殿

羽田空港の新飛行ルートに関する質問主意書

政府は、首都圏の空港の機能強化策の一環として、羽田空港の国際線を増便するために離着陸ルートを変更し、二〇二〇年三月二十九日以降、都心を含む人口密集地の上空を超低空かつ多頻度で航空機を飛行させようとしている（以下「新飛行ルート」という。）。

しかし、新飛行ルートの直下やその近辺の住民からは、騒音、落下物、墜落の危険、あるいは資産価値の低下など、様々な不安と懸念が表明され、複数の区議会で新飛行ルートの見直し等を求める決議や意見書が採択されている。

住民の理解を得られない中で新飛行ルートの運用開始を強行することは許されず、直ちに撤回すべきであると考える。

そこで、以下質問する。

一　本年三月以降、複数の区議会（以下「前記各区議会」という。）において、新飛行ルートの計画について「容認することはできない」（品川区議会）、「見直し等を強く求める」（渋谷区議会）など、懸念を表明する決議や意見書が採択されている。

1　総理や国土交通大臣は国会において、新飛行ルートは「地元の理解」を得て進める旨、繰り返し答弁しているが、前記各区議会において、新飛行ルートの計画について懸念を表明する決議や意見書がその後撤回ないし変更され、「地元の理解」を示す新たな決議や意見書が採択された事実はあるか明らかにされたい。

2　国土交通省は、前記各区議会の新飛行ルートの計画について懸念を表明する決議ないし意見書の採択以降、前記各区議会に対し、いかなる対応を行ったか示されたい。

二　国土交通省は、新飛行ルートの追加の対策として、南風好天時の新到着経路の降下角を三度から三・五度に出来る限り引き上げることによって、飛行高度の引き上げ、騒音影響の低減を図るとしている。

1　羽田空港において「南風好天時」が想定される年間の日数、時間帯、全到着便に占める「南風好天時」に到着する便の割合について、過去の実績に基づき具体的に示されたい。

2　降下角を三・五度に引き上げることにより、新飛行ルートにおける騒音はどの程度低減されるのか、根拠とともに示されたい。

三　国土交通省は、本年十月十八日、「直近二十年程度の間に、世界の国際空港で新たにルートの拡張や新空港の開港、既存空港の拡張などにより、羽田空港の新飛行ルートのように都心部を低空で飛行する離着陸ルートを新たに設定した例があるか」という私の問いに対し、「承知していない」と回答した。この回答に相違はないか。国際空港評議会が調査・公表している世界の各空港における私の前記問いに該当する例の有無について、国土交通省の把握するところを明らかにされたい。

四　国土交通省は、二〇一七年十一月以降、全国七空港（成田、関西、羽田、中部、福岡、那覇、新千歳）について、航空機の部品欠落情報の報告制度を設けている。二〇一八年十一月から二〇一九年十月までの報告件数及び二〇一七年十一月から二〇一九年十月までの累積報告件数を明らかにされたい。

五　国土交通省航空局は、新飛行ルートの周知のための広告・広報費用（以下「広告・広報費用」という。）について、私の事務所の問い合わせに対し、「過去五年間の予算額は約十億五千万円程度」と回答している。

1　広告・広報費用の過去五年間の執行額を年度別に明らかにされたい。

2　二〇二〇年度予算の概算要求における広告・広報費用の計上額を明らかにされたい。

右質問する。

令和元年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員山添拓君提出羽田空港の新飛行ルートに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山添拓君提出羽田空港の新飛行ルートに関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「「地元の理解」を示す新たな決議や意見書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、品川区議会において平成三十一年三月二十六日に「新飛行ルート案を容認することはでき」ず、「品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める」旨の決議が可決され、その後、同区からの意見及び当該意見に対する国土交通省の回答を踏まえ、同区議会において令和元年九月二十日に「区民の不安払しょくにつながる効果的な対策の実施と、早急かつ具体的にルートの再考および固定化を避ける取り組みを示し、実行に移すことを強く求める」旨の新たな決議が可決されたことは認識している。また、渋谷区議会において平成三十一年三月二十六日に「計画の見直し等を強く求める」旨の意見書が、港区議会において令和元年十月十日に「港区の上空を低空飛行する経路を固定化することなく、空港の管制方法の見直しや地方空港への分散など、別の選択肢を検

討することを強く求める」旨の意見書がそれぞれ可決され、これらの意見書が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、同省へ提出されたことは認識している。これらの決議及び意見書が可決されて以降、品川区議会、渋谷区議会又は港区議会において、東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における新たな飛行経路（以下「新経路」という。）に関する決議又は意見書は可決されていないものと認識している。

一の2について

御指摘の「懸念を表明する決議ないし意見書」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、羽田空港における新経路の運用に向けて、騒音対策、航空機からの落下物対策等を推進しており、これらの内容について、国土交通省から品川区議会、渋谷区議会交通・公有地問題特別委員会及び港区議会に所属する議員に対して説明を行ったところであり、今後も丁寧な情報提供に努めてまいりたい。

二の1について

羽田空港における平成二十八年から平成三十年までの飛行経路の運用実績について申し上げれば、南風時に新経路を運用することとしている十五時から十九時までの間における南風運用の割合は約四割であるが、現在の飛行経路と新経路とはその運用に係る好天時又は悪天時の判断基準が異なるため、新経路の運用開始前である現段階においては、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の2について

航空機の騒音は、飛行経路から側方にどの程度離れているかや地形等により軽減される程度が異なるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般に、飛行高度が高くなれば地上から航空機までの距離が遠くなり騒音影響が軽減されることから、御指摘の「南風好天時の新到着経路」については、降下角の引上げによる飛行高度の引上げを行うこととしている。

三について

お尋ねの「世界の国際空港」又は「国際空港評議会が調査・公表している世界の各空港」における「直近二十年程度の間に」「新たにルートの拡張や新空港の開港、既存空港の拡張などにより、羽田空港の新飛行ルートのように都心部を低空で飛行する離着陸ルートを新たに設定した例」の有無については、国土交通省において網羅的に把握しているものではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「本年十月十八日」においては、「国際空港評議会が調査・公表している世界の各空港」のうち平成三十年における年間の離着陸回数が多い上位三十空港（羽田空港を除く。）については、同省においてはお尋ねのような例は承知していないという趣旨でお答えしたものである。

四について

御指摘の「航空機の部品欠落情報の報告制度」に基づく平成三十年十一月一日から令和元年九月三十日までの期間に発生した部品欠落の報告件数は五百十八件であり、当該制度の運用を開始した平成二十九年十一月九日から令和元年九月三十日までの期間に発生した部品欠落の報告件数は九百十七件である。なお、同年十月一日から同月三十一日までの期間に発生した部品欠落の報告件数については、現在、集計作業を行っているところであり、お答えすることは困難である。

五の1について

国土交通省航空局においては、羽田空港の機能強化に関する情報提供のための経費（以下「情報提供経費」という。）として、平成二十六年度においては三千三百二十六万七千九百円（税込み）、平成二十七年度においては二億六千百三十二万六千八百四十円（税込み）、平成二十八年度においては一億九千二百六十七万円（税込み）、平成二十九年度においては二億九千八百六十一万円（税込み）、平成三十年度においては二億五千八百三十六万九千六百九十六円（税込み）を執行したところである。

五の2について

令和二年度における情報提供経費は、同年度の予算概算要求において羽田空港に関する予算要求額六百十六億円の内数として計上しているところである。

衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているＮＨＫ訪問員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月二十一日

浜田　聡

参議院議長　山東　昭子殿

衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているＮＨＫ訪問員に関する質問主意書

令和元年五月二十二日の参議院消費者問題に関する特別委員会（以下「同委員会」という。）において、ＮＨＫの受信料に関して、消費生活センターに多くの相談が寄せられていることが小野田紀美議員により指摘されている。同委員会での小野田議員の質疑及びこれに対する政府の答弁によれば、消費生活センターへ寄せられたＮＨＫの受信料に関する相談件数は、平成二十八年度は八千四百七十二件、平成二十九年度は一万六百四十一件、平成三十年度は八千六十七件とのことである。

また、同委員会での小野田議員の指摘によれば、衛星放送の受信設備のない世帯に対して、ＮＨＫ訪問員が契約書を書き換えて衛星契約にするなどの不正手続きが生じているとのことである。これを踏まえて以下質問をする。

一　衛星放送の受信設備がなく、今後も設置する

予定のない世帯は、衛星契約を結ぶ必要はあるか。

二　前記一の世帯に対して、ＮＨＫ訪問員が契約書を書き換えて衛星契約を結ばせている場合があることは事実か。

三　前記一の世帯に対して、ＮＨＫ訪問員が契約書を書き換えて衛星契約を結ばせることは詐欺にあたり、道義的、倫理的に問題があると考えるが政府の見解は如何か。

四　前記二が事実であるとすれば、政府は何らかの対策を講じるべきと考えているのか否か、伺いたい。

五　前記四で、政府が何らかの対策を講じるべきと考えているのであれば、その具体的な方法を伺いたい。

六　前記四で、政府が何らかの対策を講じるべきと考えているのであれば、その対策の効果を評価するつもりはあるか否か、伺いたい。

七　前記六で、政府が対策の効果を評価するつもりなのであれば、その具体的な方法を伺いたい。

右質問する。

令和元年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員浜田聡君提出衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているＮＨＫ訪問員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出衛星放送の受信設備のない世帯に対して契約書を書き換えて衛星契約を結ばせているＮＨＫ訪問員に関する質問に対する答弁書

一及び三について

日本放送協会（以下「協会」という。）が放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第三項の規定に基づき総務大臣の認可を受けた日本放送協会放送受信規約第一条第二項において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならないと規定されており、御指摘の「衛星放送の受信設備がなく、今後も設置する予定のない世帯」は衛星契約を締結する必要はないものと考える。また、お尋ねの「詐欺にあたり、道義的、倫理的に問題がある」かどうかについては、個別の事案に応じて判断されるものと考えているが、少なくとも衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置していない者に対して、協会の受信料の契約・収納業務の委託先の訪問員が受信契約書を書き換えて衛星契約を締結させることは不適切な行為であると考えている。

二について

協会が、平成二十九年六月二十七日に、協会の受信料の契約・収納業務の委託先の訪問員が衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置していない者に対し、その同意なく受信契約書の契約種別の欄に「衛星契約」を加筆し、衛星契約を締結させた事案等があったことを公表したことは承知している。

四から七までについて

御指摘の「何らかの対策」については、まずは協会の受信料の契約・収納業務の委託先を監督及び指導する立場にある協会において講じられるべきものと考えており、協会においては、受信契約書に自署が必要であることを明記する等の再発防止策を策定し、当該業務の委託先を指導する等に取り組んでおり、現時点において、平成二十九年六月二十七日に公表された事案と同様の事案は発生していないものと承知している。また、政府においては、再発防止の観点から、放送法第七十条第二項の規定に基づき協会の令和元年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見において、受信料に係る契約・収納等業務全般に関し、抜本的な再発防止策を講じ、不断の見直しを更に行っていくことを求めているところである。

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十一月二十二日

ながえ孝子

参議院議長　山東　昭子殿

愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問主意書

二〇一九年十月下旬以降、愛媛県各地で航空機とみられる物体の低空飛行が複数回目撃されており、住民は落ち着かない日々を過ごしている。

地元の新聞によると、十月二十三日午前九時すぎ、同県鬼北町下鍵山で哨戒機とみられるプロペラ機一機が飛来し、同県西予市方面から広見川を川下に向かった。ある男性は、「ここで四十年以上商売をしているが、あんなに低く飛んできたのは初めて。墜落するかと思った」と振り返った。

また、同県内子町でも同日午前十時五分ごろ、プロペラ機の低空飛行が目撃された。同町寺村の住民によると、機体は、米軍機ＭＣ１３０とよく似ていたという。その後も航空機は午後六時から九時ごろの時間帯に集中して飛来し、少なくとも十月二十五日、二十八日、十一月四日から六日に広見川沿いの尾根付近を爆音を上げて飛ぶ様子を同県鬼北町、松野町の住民が視認している。

十月二十三日以降の南予地区における航空機とみられる物体の複数の低空飛行情報を受け、同県総務管理課は防衛省と外務省に連絡したが、十一月八日時点で両省から返答はないとのことである。

地元の方からも、「十一月十四日の夜七時頃、加戸病院の近くをウォーキングしていたら民家すれすれなくらいの低空を航空機二機が近距離で飛んでいた。その他にも今月二回ほどほぼ家の真上

（内子町の中心部）を轟音で飛んで行ったことがあり、墜落するのではないかと思って恐ろしかった。住民の安全が脅かされている状態なので、なんとかしてほしい」というように、危ない、怖い、心配、何が飛んでいるのかといった声が多く寄せられている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、愛媛県各地で何が低空飛行を行っていると把握しているか。

二　愛媛県各地で頻繁に低空飛行が行われている状況に対し、政府としてどのような認識を持っており、どのように対応しているのか。

三　地元の新聞によると、愛媛県からも防衛省と外務省に報告したが、何の返答もないとのことであるが、愛媛県からの情報に対し、両省はどのような対応をしたのか。

四　多くの地域住民が不安を抱えている状況を踏まえ、政府は把握している情報や対応状況等を地域住民にしっかり説明すべきと考えるが、その予定はあるか。

右質問する。

令和元年十二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山東　昭子殿

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ながえ孝子君提出愛媛県南予地区を低空飛行する物体に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、愛媛県総務部総務管理局総務管理課からの連絡及び地域住民の方々からの苦情を受け、愛媛県における御指摘の「航空機とみられる物体の低空飛行」（以下「本件飛行」という。）について、自衛隊機によるものではないことを確認したところである。その上で、現在、米側に対し、本件飛行が米軍機によるものであるか否かを照会しているところであり、本件飛行に関する政府の認識に係るお尋ねについて、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、政府としては、本件飛行のいかんにかかわらず、当該照会と併せて、米側に対し、引き続き、米軍機の飛行に際しては、低空飛行訓練に係る日米合同委員会合意及び関連法規を遵守し、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう、申入れを行っているところであるとともに、従前から、米側から飛行訓練に関する情報を得られた際には、これらの情報を関係する地方公共団体等へ提供しているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和元年十二月四日

○第二百回国会 参議院会議録第十号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

外交防衛委員長　北村　経夫

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、物品の貿易につき、関税の撤廃又は削減の方法等を定め、両国間の物品の貿易を促進するものである。この協定の締結により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品の貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月十九日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定

第一条

この協定の適用上、

(a)「関税」とは、産品の輸入に際し、又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金並びに産品の輸入に関連して課される付加税及び加重税をいう。ただし、次のものを含まない。

(i) 千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii) 輸入に関連する手数料その他の課徴金であって、提供された役務の費用に応じたもの

(iii) ダンピング防止税又は相殺関税

(b)「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(c)「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(d)「原産」とは、日本国においては附属書Ⅰの規定に従って原産品とされることをいい、アメリカ合衆国においては附属書Ⅱの規定に従って原産品とされることをいう。

(e)「WTO」とは、世界貿易機関をいう。

(f)「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条

各締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づいて他方の締約国に対して自国が有する現行の権利及び義務を確認する。

第三条

千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b)　締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条

1　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、世界貿易機関設立協定に基づく自国の現行の約束に加え、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善する。

2　この協定のいかなる規定も、千九百九十四年のガット第十九条の規定及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定に基づく両締約国の現行の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3　この協定のいかなる規定も、締約国が関税の維持又は引上げを含む行動であって、ＷＴＯの紛争解決機関によって承認されるものをとることを妨げるものと解してはならない。

第六条

両締約国は、いずれかの締約国の要請の後三十日以内に、この協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、六十日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行う。

第七条

この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第八条

両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第九条

この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。ただし、附属書Ⅱは、英語のみを正文とする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
杉山晋輔

アメリカ合衆国のために
ロバート・Ｅ・ライトハイザー

附属書Ⅰ　日本国の関税及び関税に関連する規定

第Ａ節　一般規定

1　この附属書の規定の適用上、

(a)　「類」とは、統一システムの類をいう。

(b)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）であって、日本国により日本国の法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(c)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e)　「年」とは、一年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2　この附属書における日本国の関税分類番号の九桁番号は、日本国の品目表（二千十九年四月一日現在の

輸入統計品目表）に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。この附属書は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。

3　日本国は、この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。

第B節　日本国の関税に係る約束

第一款　一般的注釈

1　第五条1の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

2　この節の規定の適用上、「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をいう。

3　この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、

(a)　従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを切り捨てる（〇・一五パーセントは、〇・一パーセントとする。）。

(b)　従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

4　1及び前節1(e)の規定にかかわらず、この協定が二千二十年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、日本国は、この協定がこの協定の署名の日と二千二十年三月三十一日との間に効力を生じたものとしてこの節の規定を適用する。

5　アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する。

第二款　関税の撤廃又は削減

1　一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決定するための実施区分については、第五款に規定する日本国の表（以下「日本国の表」という。）において当該一の品目ごとに掲げる。

2　日本国は、第五条1の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する。

(a)　実施区分の欄に「EIF」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。

(b)　実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの二回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、三年目の四月一日から無税とする。

(c)　実施区分の欄に「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(d)　実施区分の欄に「JPB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(e)　実施区分の欄に「JPB6**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(f)　実施区分の欄に「JPB6****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(g)　実施区分の欄に「JPB6*****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(h)　実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(i)　実施区分の欄に「JPB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(j)　実施区分の欄に「JPB8**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii)　三年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(k)　実施区分の欄に「JPB8***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の三分の一を削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(l)　実施区分の欄に「JPB8****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十六円八十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iii)　三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十七円八十七銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iv)　四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき八円九十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(v)　五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いときは、当該従量税率）まで削減する。

(vi)　六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より

高いときは、当該従量税率）まで削減する。

(vii)　当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(m)　実施区分の欄に「JPB8＊＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十八円二十九銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(ii)　二年目の四月一日に従価七・一パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十一円九十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iii)　三年目の四月一日に従価五・七パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき二十五円五十二銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(iv)　四年目の四月一日に従価四・二パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十九円十四銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(v)　五年目の四月一日に従価二・八パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき十二円七十六銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(vi)　六年目の四月一日に従価一・四パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき六円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。

(vii)　当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(n)　実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の九分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(o)　実施区分の欄に「JPB10＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二・二パーセントまで削減し、これにより得られる税率の九分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(p)　実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(q)　実施区分の欄に「JPB11＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A)　次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3)　次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4)　次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	二六九・五〇	三・七
二	二三一・一三	三・二
三	一九二・七五	二・七

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(o)　実施区分の欄に「JPB10＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二・二パーセントまで削減し、これにより得られる税率の九分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの八回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、九年目の四月一日から無税とする。

(p)　実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(q)　実施区分の欄に「JPB11＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)　この協定が効力を生ずる日から九年目の三月三十一日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A)　次の(1)と(2)との合計額

(1)　一キログラムについての課税価格に係数を乗じて得た一キログラムについての額

(2)　次の表の2欄に掲げる一キログラムについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3)　次の表の3欄に掲げる率に百パーセントを加えた率

(4)　次の表の2欄に掲げる額を八百九十七円五十九銭で除して得た値

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	二六九・五〇	三・七
二	二三一・一三	三・二
三	一九二・七五	二・七

四	一五四・三八	二・二
五	一二八・六五	一・八
六	一〇二・九一	一・四
七	七七・一九	一・一
八	五一・四六	〇・七
九	二五・七二	〇・三

(B)　一キログラムについての課税価格

(ii)　十年目の四月一日から無税とする。

(r)　実施区分の欄に「JPB11**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　(A)　一年目については、従価三・七パーセント

(B)　二年目については、従価三・二パーセント

(C)　三年目については、従価二・七パーセント

(D)　四年目については、従価二・二パーセント

(ii)　五年目の四月一日から毎年行われる(i)(D)に規定する税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(s)　実施区分の欄に「JPB11***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十五パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(t)　実施区分の欄に「JPB11*****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(u)　実施区分の欄に「JPB13*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十二分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十一回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(v)　実施区分の欄に「JPB13***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　五年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii)　六年目の四月一日に端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv)　十一年目の三月三十一日までは、(iii)の規定による税率とする。

(v)　十二年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w)　実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(x)　実施区分の欄に「JPB16**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(y)　実施区分の欄に「JPB16**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(z)　実施区分の欄に「JPB21*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(aa)　実施区分の欄に「JPB21**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(1)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(bb)　実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　一年目については、従価二十六・六パーセント

(ii)　二年目については、従価二十五・八パーセント

(iii)　三年目については、従価二十五パーセント

(iv)　四年目については、従価二十四・一パーセント

(v)　五年目については、従価二十三・三パーセント

(vi)　六年目については、従価二十二・五パーセント

(vii)　七年目については、従価二十一・六パーセント

(viii)　八年目については、従価二十・八パーセント

(ix)　九年目については、従価二十パーセント

(x)　十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(xi)　十五年目以降、従価九パーセントとする。

(cc)　実施区分の欄に「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　一年目については、従価三十六・八パーセント

(ii)　二年目については、従価三十四・七パーセント

(iii)　三年目については、従価三十二・六パーセント

(iv)　四年目については、従価三十・五パーセント

(v)　五年目については、従価二十八・四パーセント

(vi)　六年目については、従価二十六・三パーセント

(vii)　七年目については、従価二十四・二パーセント

(viii)　八年目については、従価二十二・一パーセント

(ix)　九年目については、従価二十パーセント

(x)　十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。

(xi)　十五年目以降、従価九パーセントとする。

(dd)　実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii)　次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	九三・七五	一・九
二	九三・七五	一・七
三	九三・七五	一・四
四	五二・五〇	一・二
五	四九・五〇	〇・九
六	四六・五〇	〇・七
七	四三・五〇	〇・四
八	四〇・五〇	〇・二
九年目以降	三七・五〇	〇

(ee)　実施区分の欄に「JPR5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき五百二十四円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii)　次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	一二五	一・九
二	一二五	一・七
三	一二五	一・四
四	七〇	一・二
五	六六	〇・九
六	六二	〇・七
七	五八	〇・四
八	五四	〇・二
九年目以降	五〇	〇

(ff)　実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる日に、基準税率の十パーセントを削減し、その後においても、その税率とする。

(gg)　実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の六分の一を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii)　五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(hh)　実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより、基準税率の二十五パーセントまで削減する。

(ii)　五年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ii)　実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十一分の一を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより、基準税率の五十パーセントまで削減する。

(iii)　十年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(jj)　実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十五分の二を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの七回の引下げにより、基準税率の四十パーセントまで削減する。

(iii)　八年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(kk)　実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　(A)　一年目については、一キログラムにつき二十九円八十四銭

(B)　二年目については、一キログラムにつき二十七円七十七銭

(C)　三年目については、一キログラムにつき二十五円六十九銭

(D)　四年目については、一キログラムにつき二十三円六十一銭

(E)　五年目については、一キログラムにつき二十一円五十三銭

(F)　六年目については、一キログラムにつき十九円四十六銭

(G)　七年目については、一キログラムにつき十七円三十八銭

(H)　八年目については、一キログラムにつき十五円三十銭

(ii)　八年目以降、(i)(H)に規定する税率とする。

(ll)　実施区分の欄に「JPM1」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品に対して支払う額に加えることができる最大の額（以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。

(i)　一年目については、一キログラムにつき十五円三十銭

(ii)　二年目については、一キログラムにつき十四円五十銭

(iii)　三年目については、一キログラムにつき十三円六十銭

(iv)　四年目については、一キログラムにつき十二円八十銭

(v)　五年目については、一キログラムにつき十一円九十銭

(vi)　六年目については、一キログラムにつき十一円十銭

(vii)　七年目については、一キログラムにつき十円二十銭

(viii)　八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき九円四十銭

(mm)　実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

(i)　一年目については、一キログラムにつき七円二十銭

(ii)　二年目については、一キログラムにつき六円八十銭

(iii)　三年目については、一キログラムにつき六円四十銭

(iv)　四年目については、一キログラムにつき六円

(v)　五年目については、一キログラムにつき五円六十銭

(vi)　六年目については、一キログラムにつき五円二十銭

(vii)　七年目については、一キログラムにつき四円八十銭

(viii)　八年目及びその後の各年については、一キログラムにつき四円四十銭

(nn)　実施区分の欄に「TRQ-JP1」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、当該品目に適用可能な関税割当ての条件であって、次款に定めるものに従うものとする。

3　2に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、2において別段の定めがある場合を除き、毎年均等であるものとする。

第三款　関税割当て

1　この款において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの款の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2　日本国は、この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が十二箇月未満の場合には、この協定が効力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を十二とし、分子をこの協定が効力を生ずる日における年の残余の月数（この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

3　TRQ－JP1　混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	一〇、八〇〇
二	一一、一〇〇
三	一一、四〇〇
四	一一、七〇〇
五	一二、〇〇〇
六年目及びその後の各年	一二、〇〇〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一九〇一二〇・二一二、一九〇一二〇・二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ１の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

4　ＴＲＱ－ＪＰ２　小麦

(a)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(f)及び(g)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（グループ１）（一キログラムについての額（円））	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益（グループ２）（一キログラムについての額（円））
一	一二〇、〇〇〇	一五・三	一五・一
二	一二六、〇〇〇	一四・五	一四・二
三	一三二、〇〇〇	一三・六	一三・二
四	一三八、〇〇〇	一二・八	一二・三
五	一四四、〇〇〇	一一・九	一一・三
六	一五〇、〇〇〇	一一・一	一〇・四
七	一五〇、〇〇〇	一〇・二	九・四
八	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五
九年目及びその後の各年	一五〇、〇〇〇	九・四	八・五

(b)　このＴＲＱ－ＪＰ２の規定の適用上、

(i)　グループ１とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター及びウェスタン・ホワイトの小麦の銘柄をいう。

(ii)　グループ２とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号一〇〇一一一・〇一〇、一〇〇一一九・〇一〇、一〇〇一一・〇一一、一〇〇一九一・〇一九、一〇〇一九九・〇一一、一〇〇一九九・〇一九及び一〇〇八六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e)　このＴＲＱ－ＪＰ２の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定するものとし、農林水産省（以下「ＭＡＦＦ」という。）又はＭＡＦＦを承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「ＳＢＳ」という。）方式を用いて運用する。

(f)　このＴＲＱ－ＪＰ２の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が産品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者は、ＳＢＳ入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該ＳＢＳ入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(g)　ＳＢＳ取引の際に産品に対して購入者が支払う額とＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が支払う額との差額については、ＭＡＦＦ又はＭＡＦＦを承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

5　ＴＲＱ－ＪＰ３　煎ってない麦芽

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二二、四〇〇
二	二四、八〇〇
三	二七、二〇〇
四	二九、六〇〇
五	三二、〇〇〇
六年目及びその後の各年	三二、〇〇〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ３の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

6　ＴＲＱ－ＪＰ４　煎った麦芽

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	七三五
二	七七〇
三	八〇五
四	八四〇
五	八七五
六	九一〇
七	九四五
八	九八〇
九	一、〇一五
一〇	一、〇五〇
一一年目及びその後の各年	一、〇五〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ４の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

7　ＴＲＱ－ＪＰ５　プロセスチーズ

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	一〇五	三二・七
二	一一〇	二九・〇
三	一一五	二五・四
四	一二〇	二二・八
五	一二五	一八・一
六	一三〇	一四・五

七	一三五	一〇・九
八	一四〇	七・二
九	一四五	三・六
一〇	一五〇	〇
一一年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ５の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

8　ＴＲＱ－ＪＰ６　ホエイ

(a)　アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。）（パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。）（パーセント）
一	二八・六	二〇・四
二	二五・四	一八・一
三	二二・二	一五・九
四	一九・〇	一三・六
五	〇	〇
六	〇	〇
七	〇	〇
八	〇	〇
九	〇	〇
一〇	〇	〇
一一年目及びその後の各年	〇	〇

(b)　(a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i)　アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	五、四〇〇
二	五、八〇〇
三	六、二〇〇
四	六、六〇〇
五	七、〇〇〇
六	七、四〇〇
七	七、八〇〇
八	八、二〇〇
九	八、六〇〇
一〇	九、〇〇〇
一一年目及びその後の各年	九、〇〇〇

(ii)　次のいずれかの条件を満たすこと。

(A)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の灰分の含有率が十一パーセント以上であること。

(B)　関税分類番号〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品がホエイ（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）又はミルクの天然の組成分から成る製品（乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。）であること。

(C)　関税分類番号〇四〇四一〇・一三五及び〇四〇四一〇・一四五の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が五パーセント未満のホエイパーミエイトであること。

(c)
(i)　関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一六五及び〇四〇四一〇・一八五の品目に関し、アメリカ合衆国からの原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従って決定する。

(A)　乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント未満の原産品については、前款2(x)及び(y)にそれぞれ定める実施区分「JPB16**」及び「JPB16***」

(B)　乳たんぱく質の含有率が二十五パーセント以上四十五パーセント未満の原産品については、前款2(z)及び(aa)にそれぞれ定める実施区分「JPB21*」及び「JPB21**」

(C)　乳たんぱく質の含有率が四十五パーセント以上の原産品については、前款2(f)及び(g)にそれぞれ定める実施区分「JPB6****」及び「JPB6*****」

(D)　着色料を加えた原産品であって、配合飼料を製造するためのものについては、前款2(a)に定める実施区分「EIF」

(ii)　アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)
(i)　(a)、(b)及び(c)(i)の規定は、関税分類番号〇四〇四一〇・一二五、〇四〇四一〇・一二六、〇四〇四一〇・一二七、〇四〇四一〇・一二八、〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一三六、〇四〇四一〇・一三七、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一四六、〇四〇四一〇・一四七、〇四〇四一〇・一四八、〇四〇四一〇・一六五、〇四〇四一〇・一六六、〇四〇四一〇・一六七、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四一〇・一八六及び〇四〇四一〇・一八七の品目に該当する原産品について適用する。

(ii)　(a)、(b)及び(c)(ii)の規定は、関税分類番号〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ６の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

9　ＴＲＱ－ＪＰ７　ぶどう糖及び果糖

(a)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	五四〇
二	六三〇
三	七二〇
四	八一〇
五	九〇〇
六	九九〇
七	一、〇八〇
八	一、一七〇
九	一、二六〇
一〇	一、三五〇
一一年目及びその後の各年	一、三五〇

(b)
(i)　アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii)　アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量一キログラムにつき二十一円五十銭とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額については、輸入の時に関税分類番号一七〇一九九・二〇〇の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定する。

(c)　アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(d)
(i)　(a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二二一、一七〇二三〇・二二九、一七〇二

四〇・二二〇、一七〇二六〇・二二〇及び一七〇二九〇・五二九の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号一七〇二三〇・二一〇、一七〇二四〇・二一〇及び一七〇二六〇・二一〇の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ７の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

10　ＴＲＱ－ＪＰ８　とうもろこしでん粉及びばれいしょでん粉

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合には二十五パーセントを超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二、六五〇
二	二、八〇〇
三	二、九五〇
四	三、一〇〇
五	三、二五〇
六年目及びその後の各年	三、二五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八一二・〇九一、一一〇八一二・〇九九、一一〇八一三・〇九一及び一一〇八一三・〇九九の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ８の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

11　ＴＲＱ－ＪＰ９　イヌリン

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	二〇五
二	二一〇
三	二一五
四	二二〇
五	二二五
六	二三〇
七	二三五
八	二四〇
九	二四五
一〇	二五〇
一一年目及びその後の各年	二五〇

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇八二〇・〇九〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ－ＪＰ９の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

第四款　農産品セーフガード措置

1　この款は、次の事項を定める。

(a) 農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品

(b) (a)に規定する措置の発動水準

(c) (a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2　日本国は、第五条1の規定にかかわらず、9から15までに規定する特定の原産農産品に対するセーフガード措置をとることができる。

3　日本国は、この款に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

(a)　当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b)　この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

(c)　この款に定める関税率

4　日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとった日から六十日以内に、アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、及びアメリカ合衆国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面等により、アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供する。

5　9(b)、10(a)(iii)(B)及び(iv)(B)、12(a)、13(a)並びに14(b)に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件については、日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

6　3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

7　日本国は、第一款4の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の残存期間が十二箇月未満のときは、当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、14の規定の適用については、「十二箇月」及び「三百六十五」をそれぞれ「四箇月」及び「百二十一」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第一文及び第二文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

8　この款の規定の適用上、

(a)　「会計年度」とは、四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。

(b)　「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。

(i)　四月一日から六月三十日まで

(ii)　七月一日から九月三十日まで

(iii)　十月一日から十二月三十一日まで

(iv)　一月一日から三月三十一日まで

9　牛肉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、(k)に定める発動水準

(ii)　二年目については、二十四万二千メートル・トン

(iii)　三年目から九年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(iv)　十年目から十四年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を二千四百二十メートル・トン引き上げたもの

(v)　十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を四千八百四十メートル・トン引き上げたもの

(c)　(b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、四年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の五年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。

(d)　(i)　「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとす

る。

(A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

(B) 三年目から九年目までについては、三十パーセント

(C) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント

(D) 十四年目については、十八パーセント

(E) 十五年目及びその後の各年については、

(1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(ii) 「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A) 一年目及び二年目については、三十八・五パーセント

(B) 三年目については、三十二・七パーセント

(C) 四年目については、三十・六パーセント

(D) 五年目から九年目までについては、三十パーセント

(E) 十年目から十三年目までについては、二十パーセント

(F) 十四年目については、十八パーセント

(G) 十五年目及びその後の各年については、

(1) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を一パーセント引き下げたもの

(2) 日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(iii) (b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(ii)又は(ii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

(e) (a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(i) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を一月三十一日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間

(ii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を二月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から四十五日の期間

(iii) 合計輸入数量が(b)に定める発動水準を三月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から三十日の期間

(f) (i) この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。

(ii) この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後五執務日以内に公表する。

(A) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(B) 十年目から十四年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(iii) この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(A) 各月の初日から当該月の十日までの期間

(B) 各月の十一日から当該月の二十日までの期間

(C) 各月の二十一日から当該月の末日までの期間

(g) (i) 日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期におけるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を九十日の期間引き上げることができる。当該九十日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後五執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A)　十年目から十三年目までの間に当該条件が満たされる場合には、二十パーセント

(B)　十四年目に当該条件が満たされる場合には、十八パーセント

(ii)　この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の四分の一のものの百十七パーセントをいう。

(iii)　日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める九十日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

(h)　日本国は、十四年目の後の連続する四会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(i)　日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」又は「SG1**」を掲げる品目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に三年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後四年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害（例えば、厳しい干ばつ）によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、五年とする。

(j)　日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(k)　(b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、二十四万二千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

10　豚肉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「ＳＧ２産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、アメリカ合衆国からのＳＧ２産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii)　二年目及び三年目については、各年におけるアメリカ合衆国からのＳＧ２産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのＳＧ２産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合

(iii)　四年目及び五年目については、次のとおりとする。

(A)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるＳＧ２産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十六パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるＳＧ２産品及び当該価格で輸入される二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）の締約国（原署名国に限る。）からのＣＰＴＰＰの規定に従ってＣＰＴＰＰにおける原産品とされる産品（以下「ＣＰＴＰＰ原産品」という。）であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)　四年目については、九万メートル・トン

(2)　五年目については、十万二千メートル・トン

(iv)　六年目から十年目までの各年については、次のとおりとする。

(A)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるＳＧ

2産品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十九パーセントを超える場合には、アメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(B)　日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるＳＧ２産品及び当該価格で輸入されるＣＰＴＰＰの締約国（原署名国に限る。）からのＣＰＴＰＰ原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該ＳＧ２産品に対してこの10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)　六年目については、十一万四千メートル・トン

(2)　七年目については、十二万六千メートル・トン

(3)　八年目については、十三万八千メートル・トン

(4)　九年目については、十五万メートル・トン

(5)　十年目については、十五万メートル・トン

(iii)及びこの(iv)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(C)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二一・〇二三、〇二〇三二一・〇二四、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇三二九・〇二四、〇二〇三二九・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき三百九十九円

(D)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三二一・〇二〇、〇二〇三二一・〇三一又は〇二〇三二一・〇三二の品目に該当する原産農産品については、一キログラムにつき二百九十九円二十五銭

(b)　ＳＧ２産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　関税分類番号〇二〇三一一・〇四〇、〇二〇三一二・〇二二、〇二〇三一九・〇二二、〇二〇三二一・〇二二、〇二〇三二九・〇二二、〇二〇六三〇・〇九九又は〇二〇六四九・〇九九の品目に該当するＳＧ２産品については、

(A)　一年目及び二年目については、四パーセント

(B)　三年目から五年目までについては、三・四パーセント

(C)　六年目から八年目までについては、二・八パーセント

(D)　九年目及び十年目については、二・二パーセント

(ii)　関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一二・〇二四、〇二〇三一二・〇二五、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三一九・〇二四、〇二〇三一九・〇二五、〇二〇三二一・〇二三、〇二〇三二一・〇二四、〇二〇三二一・〇二五、〇二〇六三〇・〇九三、〇二〇六三〇・〇九四、〇二〇六三〇・〇九五、〇二〇六四九・〇九三、〇二〇六四九・〇九四又は〇二〇六四九・〇九五の品目に該当するＳＧ２産品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第一セーフガード基準輸入価格との差額

(B)　第一代替税率

この(ii)の規定の適用上、

(C)　「第一セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき五百二十四円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D)　「第一代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1)　一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三一二・〇二三、〇二〇三一九・〇二三、〇二〇三二一・〇二三、〇二〇三二九・〇二三、〇二〇六三〇・〇九三又は〇二〇六四九・〇九三の品目について日本国の表に定める関税率

(2)　四年目から八年目までについては、一キログラムにつき百円

(3)　九年目及び十年目については、一キログラムにつき七十円

(iii)　関税分類番号〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一一・〇三一、〇二〇三一一・〇三二、〇二〇三一一・〇二〇、〇二〇三一二・〇三一又は〇二〇三一二・〇三二の品目に該当するＳＧ２産品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A)　一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第二セーフガード基準輸入価格との差額

(B)　第二代替税率

この(ii)の規定の適用上、

(C)　「第二セーフガード基準輸入価格」とは、一キログラムにつき三百九十三円に、百パーセントに各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D)　「第二代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1)　一年目から三年目までについては、関税分類番号〇二〇三二一・〇二〇又は〇二〇三二一・〇二〇の品目について日本国の表に定める関税率

(2)　四年目から八年目までについては、一キログラムにつき七十五円

(3)　九年目及び十年目については、一キログラムにつき五十二円五十銭

(c)　この10の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)　日本国は、十年目の終了後は、この10の規定に基づく農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

(e)　日本国は、ＳＧ２産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

(f)　(a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのＳＧ２産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのＳＧ２産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十二パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

11　加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、２の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品（以下「ＳＧ３産品」という。）について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。

(1)　一年目については、アメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii)　二年目から五年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十八パーセントを超える場合

(iii)　六年目から十年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量のうち最大のものの百二十一パーセントを超える場合

(b)

(i)　ＳＧ３産品に関し、３(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(A)　一年目から三年目までについては、基準税率の八十五パーセント

(B)　四年目から八年目までについては、基準税率の六十パーセント

(C)　九年目及び十年目については、基準税率の四十五パーセント

(ii)　この(b)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、３(c)に規定する関税率は、各部分の基準税率に(i)に定める百分率を乗じて得た率に引き下げたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については八・五パーセントとし、従量税である部分の基準税率についてはそれぞれのＳＧ３産品の一キログラムにつき六百十四円八十五銭から一キログラム当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の六十パーセントの額を減じて得たものとする。

(c)　この11の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)　日本国は、十年目の終了後は、この11の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e)　日本国は、ＳＧ３産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

(f)　(a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からのＳＧ３産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ三会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのＳＧ３産品の合計輸入数量のうち最大のものの百十五パーセントに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水

準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

12　ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A)　一年目については、(f)に定める発動水準

(B)　二年目については、千メートル・トン

(C)　三年目については、千五十メートル・トン

(D)　四年目については、千百メートル・トン

(ii)　五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びＣＰＴＰＰの締約国（原署名国に限る。）からのＣＰＴＰＰ原産品であって日本国の表の「実施区分」の欄に「SG*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A)　五年目については、五千八百八十九メートル・トン

(B)　六年目については、六千百六十七メートル・トン

(C)　七年目については、六千四百四十四メートル・トン

(D)　八年目については、六千七百二十二メートル・トン

(E)　九年目については、七千メートル・トン

(F)　十年目については、七千七百五十メートル・トン

(G)　十一年目については、八千五百メートル・トン

(H)　十二年目については、九千二百五十メートル・トン

(I)　十三年目については、一万二百五十メートル・トン

(J)　十四年目については、一万千二百五十メートル・トン

(K)　十五年目については、一万二千二百五十メートル・トン

(L)　十六年目については、一万三千二百五十メートル・トン

(M)　十七年目については、一万四千二百五十メートル・トン

(N)　十八年目については、一万五千二百五十メートル・トン

(O)　十九年目については、一万六千二百五十メートル・トン

(P)　二十年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千二百五十メートル・トン引き上げたもの

(b)　「SG*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円

(ii)　五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円

(iii)　十年目から十四年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円

(iv)　十五年目から十九年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円

(v)　二十年目及びその後の各年については、

(A)　当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ一・九パーセント及び一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(B)　当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき五円引き下げたもの

(c)　この12の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)　日本国は、十九年目の後の連続する三会計年度の間この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e)　(1)　日本国は、(a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(A)　自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(B)　自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(ii)　日本国がこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、アメリカ合衆国が(1)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うこと

ができる。

(A) 日本国に対し、日本国が(i)に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(B) 日本国に対し、当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

(f) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

13 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

(a) 日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i) 一年目から四年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A) 一年目については、(e)に定める発動水準

(B) 二年目については、千百メートル・トン

(C) 三年目については、千百七十五メートル・トン

(D) 四年目については、千二百五十メートル・トン

(ii) 五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びＣＰＴＰＰの締約国（原署名国に限る。）からのＣＰＴＰＰ原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG4**」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A) 五年目については、六千六百六十七メートル・トン

(B) 六年目については、七千メートル・トン

(C) 七年目については、七千三百三十三メートル・トン

(D) 八年目については、七千六百六十七メートル・トン

(E) 九年目については、八千メートル・トン

(F) 十年目については、八千五百メートル・トン

(G) 十一年目については、九千メートル・トン

(H) 十二年目については、九千七百五十メートル・トン

(I) 十三年目については、一万五百メートル・トン

(J) 十四年目については、一万千二百五十メートル・トン

(K) 十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千メートル・トン引き上げたもの

(b) 「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i) 一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円

(ii) 五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円

(iii) 十年目から十四年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円

(iv) 十五年目及びその後の各年については、

(A) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ二パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの

(B) 当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの

(c) この13の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d) 日本国は、十四年目の後の連続する二会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e) (a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千百メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

14 オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　日本国は、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間のアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、(f)に定める発動水準

(ii)　二年目については、三万七千五十メートル・トン

(iii)　三年目については、三万八千九百五十メートル・トン

(iv)　四年目については、四万八百五十メートル・トン

(v)　五年目については、四万二千七百五十メートル・トン

(vi)　六年目については、四万四千六百五十メートル・トン

(c)　「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　一年目から三年目までについては、二十八パーセント

(ii)　四年目から六年目までについては、二十パーセント

(d)　この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(e)　日本国は、六年目の終了後は、この14の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(f)　(b)(i)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、次のとおりとする。

(i)　この協定が二千十九年十二月一日以前に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トン

(ii)　この協定が二千十九年十二月一日後に効力を生ずる場合には、三万五千百五十メートル・トンに、分母を百二十一とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

15　競走馬についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品について、日本円で表示された一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の九十パーセント未満である場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、(d)の規定に従って合意される価格又は八百五十万円（(d)の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。）とする。

(b)　「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、3(c)に規定する関税率は、日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(i)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の十パーセントを超え四十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の三十パーセント

(ii)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の四十パーセントを超え六十パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の五十パーセント

(iii)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の六十パーセントを超え七十五パーセント以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の七十パーセント

(iv)　一頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の七十五パーセントを超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の百パーセント

(c)　日本国は、十四年目の終了後は、この15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(d)　日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この15に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて、相互に合意することができる。

第五款　日本国の表

関税品目（2019年4月1日のもの）	品名	基準税率	実施区分
01 01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		
	馬		
0101 21	純粋種の繁殖用のもの		
	2 その他のもの		
010121 290	(2) その他のもの	1頭につき3,400,000円	EIF
0101 29	その他のもの		
	2 その他のもの		
010129 290	(2) その他のもの	1頭につき3,400,000円	B16, SG6
01 03	豚（生きているものに限る。）		
	その他のもの		
0103 92	1頭の重量が50キログラム以上のもの		
010392 020	〔3〕 1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を超えるもの	8 5%	B16
02 01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020110 000	枝肉及び半丸枝肉	38 5%	JPR2, SG1*
020120 000	その他の骨付き肉	38 5%	JPR2, SG1*
0201 30	骨付きでない肉		
020130 010	－－ ロインのもの	38 5%	JPR2, SG1*
020130 020	－－ かた、うで及びももものもの	38 5%	JPR2, SG1*
020130 030	－－ ばらのもの	38 5%	JPR2, SG1*
020130 090	－－ その他のもの	38 5%	JPR2, SG1*
02 02	牛の肉（冷凍したものに限る。）		
020210 000	枝肉及び半丸枝肉	38 5%	JPR2, SG1*
020220 000	その他の骨付き肉	38 5%	JPR2, SG1*
0202 30	骨付きでない肉		
020230 010	－－ ロインのもの	38 5%	JPR2, SG1*
020230 020	－－ かた、うで及びももものもの	38 5%	JPR2, SG1*
020230 030	－－ ばらのもの	38 5%	JPR2, SG1*
020230 090	－－ その他のもの	38 5%	JPR2, SG1*
02 03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	生鮮のもの及び冷蔵したもの		
0203 11	枝肉及び半丸枝肉		
	2 その他のもの		
020311 020	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき361円	JPR4, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4 9%の場合は0 049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの		
020311 031	－－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311 032	－－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020311 040	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
0203 12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	2 その他のもの		
020312 023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格（部分肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02 06項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02 06項において同じ。）以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格（部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔3〕に定める率（例えば、4 9%の場合は0 049）に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02 06項において同じ。）以下のもの		
020312 024	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312 025	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020312 022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
0203 19	その他のもの		
	2 その他のもの		
020319 023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020319 024	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319 025	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020319 022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
	冷凍したもの		
0203 21	枝肉及び半丸枝肉		
	2 その他のもの		
020321 020	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき361円	JPR4, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの		
020321 031	－－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭未満のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321 032	－－ 課税価格が1キログラムにつき、299円25銭以上のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR4, SG2
020321 040	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
0203 22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	2 その他のもの		
020322 023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020322 024	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322 025	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020322 022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
0203 29	その他のもの		
	2 その他のもの		
020329 023	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020329 024	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329 025	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020329 022	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
02 06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
0206 10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
020610 020	1 ほほ肉及び頭肉	50 0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
	(1) 臓器及び舌		
020610 011	－－ 舌	12 8%	JPB11*****
020610 019	－－ その他のもの	12 8%	JPB13*
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
020621 000	舌	12 8%	JPB11*****
020622 000	肝臓	12 8%	B16
0206 29	その他のもの		
020629 020	1 ほほ肉及び頭肉	50 0%	JPR3, SG1**
	2 その他のもの		
020629 010	(1) 臓器	12 8%	JPB13*
020629 090	(2) その他のもの	21 3%	B16
0206 30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	2 その他のもの		
020630 091	(1) 臓器	8 5%	B11
	(2) その他のもの		
020630 093	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		
020630 094	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円未満のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630 095	－－ 課税価格が1キログラムにつき、399円以上のもの	1kgにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020630 099	〔3〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
0206 41	肝臓		
020641 090	2 その他のもの	8 5%	B11
0206 49	その他のもの		
	2 その他のもの		
020649 091	(1) 臓器	8 5%	JPB8*
020649 093	(2) その他のもの		
	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの	1kgにつき482円	JPR5, SG2
	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		

020649 094	－－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円未満のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649 095	－－ 課税価格が１キログラムにつき、399 円以上のもの	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	JPR5, SG2
020649 099	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの	4 3%	JPB10*, SG2
02 07	肉及び食用のくず肉で、第 01 05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
020712 000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	11 9%	B11
0207 14	分割したもの及びくず肉のもの（冷凍したものに限る。）		
	2 その他のもの		
020714 210	（1） 骨付きのもも	8 5%	B11
020714 220	（2） その他のもの	11 9%	B6
	七面鳥のもの		
020725 000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	3 0%	EIF
0207 27	分割したもの及びくず肉のもの（冷凍したものに限る。）		
020727 200	2 その他のもの	3 0%	EIF
	あひるのもの		
020742 000	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	9 6%	EIF
020743 000	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	3 0%	EIF
020744 000	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	9 6%	B6
0207 45	その他のもの（冷凍したものに限る。）		
020745 010	－－ 肝臓	3 0%	EIF
020745 090	－－ その他のもの	9 6%	EIF
02 09	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		
020910 000	豚のもの	6 0%	EIF
02 10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	豚の肉		
0210 11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
021011 010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格（豚肉加工品に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第４項第１号に定める価格をいう。以下この項及び第 16 02 項において同じ。）を、当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の〔2〕に定める率（例えば、９8%の場合は０098）に０６を加えた数で除し、これに１５を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第 16 02 項において同じ。）以下のもの	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021011 020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8 5%	JPB11**, SG3
0210 12	ばら肉及びこれを分割したもの		
021012 010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021012 020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8 5%	JPB11**, SG3
0210 19	その他のもの		
021019 010	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021019 020	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8 5%	JPB11**, SG3
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
0210 99	その他のもの		
	1 豚のもの		
021099 011	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kg につき豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
021099 019	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8 5%	JPB11**, SG3
021099 090	3 その他のもの	4 2%	EIF
04 02	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		
	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の１5%を超えるものに限る。）		
0402 21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		
	2 その他のもの		
	（1） 学校等給食用のもの及び飼料用のもの		
	－飼料用のもの		
040221 217	－－－ その他のもの	1kg につき 425 円	JPR9
04 03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
0403 10	ヨーグルト		
	2 その他のもの		
	（1） フローズンヨーグルト		
040310 211	－－ 砂糖その他の甘味料を加えたもの（正味重量が 10 キログラム以下の直接包装したものに限る。）	26 3%	B11
040310 219	－－ その他のもの	29 8%	B11

04 04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		
0404 10	ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	（1） 脂肪分が全重量の 5%以下のもの		
	〔2〕 その他のもの		
	〔ｲ〕 無機質を濃縮したホエイ		
	－－ その他のもの		
040410 125	－－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の６第１項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	TRQ-JP6
	－－－ その他のもの		
040410 126	－－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		
	－－－－－ 砂糖を加えたもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB16***, SG4**
	－－－－－ その他のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB16**, SG4**
040410 127	－－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		
	－－－－－ 砂糖を加えたもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB21**, SG4*
	－－－－－ その他のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB21*, SG4*
040410 128	－－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの		
	－－－－－ 砂糖を加えたもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB6*****
	－－－－－ その他のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB6****
	〔11〕 その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	－その他のもの		
040410 135	－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の６第１項又は第９条第２項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	TRQ-JP6
	－－ その他のもの		
040410 136	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB16***, SG4**
040410 137	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB21**, SG4*
	2 その他のもの		
	－その他のもの		
040410 145	－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の６第１項又は第９条第２項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの		
	－－－ 乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	TRQ-JP6
	－－－ ホエイパーミエイト	29 8%及び 1kg につき 425 円	TRQ-JP6
	－－－ 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	EIF
	－－ その他のもの		
040410 146	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB16**, SG4**
040410 147	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB21*, SG4*
040410 148	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	29 8%及び 1kg につき 425 円	JPB6****
	〔2〕 その他のもの		
	〔2〕 その他のもの		
	〔ｲ〕 無機質を濃縮したホエイ		
	－その他のもの		
040410 165	－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の６第１項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	TRQ-JP6
	－－ その他のもの		
040410 166	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの		
	－－－－ 砂糖を加えたもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB16***, SG4**
	－－－－ その他のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB16**, SG4**
040410 167	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの		
	－－－－ 砂糖を加えたもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB21**, SG4*
	－－－－ その他のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB21*, SG4*
	〔11〕 その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	－その他のもの		
040410 175	－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第９条第２項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの		
	－－－ 輸入時に青色を加えたものと認識されるもので、配合飼料の製造に使用するもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	EIF
	－－ その他のもの		
040410 176	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB16***, SG4**
040410 177	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%以上 45%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB21**, SG4*
040410 178	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 45%以上のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB6*****
	2 その他のもの		
	－その他のもの		
040410 185	－－ 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第８条の６第１項又は第９条第２項の規定により経済連携協定に基づく譲許の便益の適用を受けて輸入するもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	TRQ-JP6
	－－ その他のもの		
040410 186	－－－ 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 25%未満のもの	29 8%及び 1kg につき 687 円	JPB16**, SG4**

040410 187	―― 乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%以上45%未満のもの	29 8%及び1kgにつき687円	JPB21*, SG4*
040410 200	2 その他のもの	21 3%	B11
0404 90	その他のもの		
	1 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの		
	(1) 脂肪分が全重量の1.5%以下のもの		
	[2] その他のもの		
040490 118	― その他のもの	29 8%及び1kgにつき400円	TRQ-JP6
	(2) 脂肪分が全重量の1.5%を超え30%以下のもの		
	[2] その他のもの		
040490 128	― その他のもの	29 8%及び1kgにつき679円	TRQ-JP6
	(3) 脂肪分が全重量の30%を超えるもの		
	[2] その他のもの		
040490 138	― その他のもの	29 8%及び1kgにつき1,023円	TRQ-JP6
04 06	チーズ及びカード		
0406 10	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		
040610 020	― 乾燥固形分が全重量の48%以下のもの（1個の重量が4グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。）	22 4%	B16
	― その他のもの		
040610 090	―― その他のもの		
	―― クリームチーズ（コーデックスのクリームチーズの規格（CODEX STANDARD 275-1973）に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分における乳脂肪、無脂肪状態における水分及び全重量における乾燥固形分が、それぞれ同規格に記載されている最小含有率を超えるものに限る。）		
	――― 脂肪分が全重量の45%未満のもの	29 8%	B16
	――― その他のもの	29 8%	JPR7
0406 20	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）		
040620 100	1 プロセスチーズのもの	40 0%	B16
040620 200	2 その他のもの	26 3%	B16
040630 000	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	40 0%	TRQ-JP5
0406 40	ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ		
040640 090	― その他のもの	29 8%	JPR13
0406 90	その他のチーズ		
040690 090	― その他のもの		
	―― ソフトチーズ（コーデックスのチーズの一般規格（CODEX STANDARD 283-1978）の711において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。）以外のもの	29 8%	B16

04 08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	卵黄		
040811 000	乾燥したもの	18 8%	B6
040819 000	その他のもの	20 0%（その率が1kgにつき48円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6
	その他のもの		
040891 000	乾燥したもの	21 3%	JPB13***
040899 000	その他のもの	21 3%（その率が1kgにつき51円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6
04 09			
040900 000	天然蜂蜜	25 5%	B8
05 11	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの		
	その他のもの		
0511 99	その他のもの		
051199 900	3 その他のもの	1 5%	EIF
06 04	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）、草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）		
060420 000	生鮮のもの	3 0%	EIF
060490 000	その他のもの	3 0%	EIF
07 01	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070190 000	その他のもの	4 3%	EIF
07 03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0703 10	たまねぎ及びシャロット		
	1 たまねぎ		
070310 011	― 課税価格がIキログラムにつき67円以下のもの	8 5%	B6
070310 012	― 課税価格がIキログラムにつき67円を超え73円70銭以下のもの	8 5%（その率が1kgにつき73 70円から課税価格を引いた額の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B6
070310 020	2 シャロット	3 0%	EIF
0703 90	リーキその他のねぎ属のもの		
070390 090	― その他のもの	3 0%	EIF

07 04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070410 000	カリフラワー	3 0%	EIF
070420 000	芽キャベツ	3 0%	EIF
0704 90	その他のもの		
070490 010	― ブロッコリー	3 0%	EIF
070490 020	― 結球キャベツ	3 0%	EIF
070490 090	― その他のもの	3 0%	EIF
07 05	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	レタス		
070511 000	結球レタス	3 0%	EIF
	チコリー		
070521 000	ウィットルーフチコリー（キコリウム・インテュブス変種フォリオスム）	3 0%	EIF
070529 000	その他のもの	3 0%	EIF
07 06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
0706 90	その他のもの		
070690 090	― その他のもの	3 0%	EIF
07 08	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		
070810 000	えんどう（ピスム・サティヴム）	3 0%	EIF
070820 000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	3 0%	EIF
070890 000	その他の豆	3 0%	EIF
07 09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
070940 000	セルリー（セルリアクを除く。）	3 0%	EIF
	きのこ及びトリフ		
070951 000	きのこ（はらたけ属のもの）	4 3%	EIF
0709 59	その他のもの		
	― まつたけ及びトリフ		
070959 011	―― まつたけ	3 0%	EIF
070970 000	ほうれん草、つるなし及び山ほうれん草	3 0%	EIF
	その他のもの		
070991 000	アーティチョーク	3 0%	EIF
070993 000	かぼちゃ類（ククルビタ属のもの）	3 0%	EIF
0709 99	その他のもの		
070999 100	1 スイートコーン	6 0%	B4
07 10	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		
071010 000	ばれいしょ	8 5%	B6
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）		
071021 000	えんどう（ピスム・サティヴム）	8 5%	EIF
071022 000	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	8 5%	EIF
071040 000	スイートコーン	10 6%	EIF
0710 80	その他の野菜		
	2 その他のもの		
071080 010	― ブロッコリー	6 0%	B6
0710 90	野菜を混合したもの		
071090 100	1 スイートコーンを主成分とするもの	10 6%	B6
071090 200	2 その他のもの	6 0%	EIF
07 11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
0711 90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
071190 099	― その他のもの	9 0%	EIF
07 12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）		
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ		
071231 000	きのこ（はらたけ属のもの）	9 0%	EIF
0712 39	その他のもの		
071239 090	― その他のもの	9 0%	EIF
07 13	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
0713 10	えんどう（ピスム・サティヴム）		
	2 その他のもの		
071310 211	(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6 0%	EIF
	(2) その他のもの		
071310.221	― この号の2の(2)に掲げるえんどう、第0713 32号に掲げる小豆、第0713 33号の2の(2)に掲げるいんげん豆、第0713 34号の2の(2)に掲げるバンバラ豆、第0713 35号の2の(2)に掲げるささげ、第0713 39号の2の(2)に掲げるその他のささげ属又はいんげんまめ属の豆、第0713 50号の2の(2)に掲げるそら豆、第0713 60号の2の(2)に掲げるき豆及び第0713 90号の2の(2)に掲げるその他の乾燥した豆について、120,000トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	10 0%	EIF
0713 20	ひよこ豆		
071320 020	2 その他のもの	8 5%	EIF

官報（号外）

	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
0713 32	小豆（ファセオルス・アングリリス又はヴィグナ・アングリリス）		
071332 010	― 共通の限度数量以内のもの	10 0%	EIF
0713 33	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）		
	2 その他のもの		
071333 210	(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6 0%	EIF
	(2) その他のもの		
071333 221	― 共通の限度数量以内のもの	10 0%	EIF
0713 35	ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）		
	2 その他のもの		
071335 210	(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6 0%	EIF
	(2) その他のもの		
071335 291	― 共通の限度数量以内のもの	10 0%	EIF
0713 39	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	― 共通の限度数量以内のもの		
071339 226	―― その他のもの	10 0%	EIF
0713 40	ひら豆		
071340 020	2 その他のもの	8 5%	EIF
0713 50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）		
	2 その他のもの		
071350 210	(1) 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	6 0%	EIF
08 02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		
	アーモンド		
0802 11	殻付きのもの		
080211 200	2 スイートアーモンド	2 4%	EIF
0802 12	殻を除いたもの		
080212 200	2 スイートアーモンド	2 4%	EIF
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）		
080222 000	殻を除いたもの	6 0%	EIF
	くるみ		
080232 000	殻を除いたもの	10 0%	EIF
	マカダミアナット		
080262 000	殻を除いたもの	5 0%	EIF
0802 90	その他のもの		
080290 300	1 ペカン	4 5%	EIF
08 03	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0803 90	その他のもの		
080390 200	2 乾燥したもの	3 0%	EIF
08 04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0804 20	いちじく		
080420 010	― 生鮮のもの	6 0%	B6
080420 090	― 乾燥したもの	6 0%	B6
0804 50	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		
	― 生鮮のもの		
080450 011	―― マンゴー	3 0%	EIF
08 05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）		
0805 10	オレンジ		
080510 000	1 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの	16 0%	B6
080510 000	2 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの		
	― 毎年12月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	32 0%	JPB8**, SG5
	― 毎年4月1日から同年5月31日までに輸入されるもの	32 0%	B6
08 07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）		
080720 000	パパイヤ	2 0%	EIF
08 08	りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）		
080810 000	りんご	17 0%	JPB11***
08 09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）		
	さくらんぼ		
080929 000	その他のもの	8 5%	JPB6**
080930 000	桃（ネクタリンを含む。）	6 0%	EIF
08 10	その他の果実（生鮮のものに限る。）		
081020 000	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	6 0%	EIF
081030 000	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	6 0%	EIF
081040 000	クランベリー、ビルベリーその他のヴァキニウム属の果実	6 0%	EIF
081050 000	キウイフルーツ	6 4%	EIF
081070 000	柿	6 0%	EIF
0810 90	その他のもの		
081090 210	― ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	5 0%	EIF
081090 290	― その他のもの	6 0%	EIF

08 11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
0811 10	ストロベリー		
081110 100	1 砂糖を加えたもの	9 6%	EIF
081110 200	2 その他のもの	12 0%	EIF
0811 20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		
081120 100	1 砂糖を加えたもの	9 6%	EIF
081120 200	2 その他のもの	6 0%	EIF
0811 90	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
	(5) その他のもの		
081190 190	― その他のもの	12 0%	EIF
08 13	乾燥果実（第08 01項から第08 06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081320 000	プルーン	2 4%	EIF
081330 000	りんご	9 0%	B6
0813 40	その他の果実		
081340 010	1 ベリー	9 0%	EIF
	2 その他のもの		
081340 022	― 干し柿	9 0%	B6
081340 029	― その他のもの	9 0%	EIF
0813 50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		
081350 090	2 その他のもの	12 0%	EIF
08 14			
081400 000	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	1 5%	EIF
09 01	コーヒー（炒ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
	コーヒー（炒ったものに限る。）		
090121 000	カフェインを除いてないもの	12 0%	EIF
090122 000	カフェインを除いたもの	12 0%	EIF
0901 90	その他のもの		
090190 200	2 コーヒーを含有するコーヒー代用物	12 0%	EIF
09 02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）		
090210 000	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	17 0%	B6
0902 30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		
090230 010	― 紅茶	12 0%	B6
090230 090	― その他のもの	17 0%	B6
0902 40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		
	2 その他のもの		
090240 210	(1) 紅茶	3 0%	EIF
09 03			
090300 000	マテ	12 0%	B6
09 04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のスパイス		
	ペッパー		
0904 11	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		
090411 100	1 小売用の容器入りにしたもの	3 0%	EIF
0904 12	破砕し又は粉砕したもの		
090412 100	1 小売用の容器入りにしたもの	3 0%	EIF
09 10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		
	しょうが		
0910 12	破砕し又は粉砕したもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
091012 299	― その他のもの	2 5%	EIF
	その他の香辛料		
0910 91	この類の注1(b)の混合物		
	2 その他のもの		
091091 210	(1) 小売用の容器入りにしたもの	3 6%	EIF
10 01	小麦及びメスリン		
	デュラム小麦		
1001 11	播種用のもの		
100111 010	― 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第1項第3号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	―― 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	―― その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2

1001 19	その他のもの		
100119 010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1.
	－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
	その他のもの		
1001 91	播種用のもの		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100191 011	－－ メスリン		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	20 0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－－ その他のもの	20 0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
100191 019	－－ その他のもの		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
1001 99	その他のもの		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100199 011	－－ メスリン		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	20 0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－－ その他のもの	20 0% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
100199 019	－－ その他のもの		
	－－－ その他のもの		
	－－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
10 02	ライ麦		
1002 10	播種用のもの		
100210 020	2 その他のもの	4 2%	EIF
1002 90	その他のもの		
100290 010	－ 飼料用のもの	4 2%	EIF
100290 090	－ その他のもの	4 2%	EIF

10 03	大麦及び裸麦		
1003 10	播種用のもの		
100310 010	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM2
1003 90	その他のもの		
	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
100390 019	－－ その他のもの		
	－－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM2
10 05	とうもろこし		
1005 10	播種用のもの		
100510 020	2 その他のもの	1kg につき 9 円	EIF
1005 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	－ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第１項の規定の適用を受けないもの		
	－－ 輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの		
100590 096	－－－ その他のもの	3 0%	EIF
10 07	グレーンソルガム		
1007 10	播種用のもの		
100710 020	2 その他のもの	3 0%	EIF
1007 90	その他のもの		
100790 090	－ その他のもの	3 0%	EIF
10 08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物		
1008 10	そば		
100810 090	2 その他のもの	9 0%	B6
1008 50	キヌア（ケノポディウム・クイノア）		
100850 200	2 その他のもの	3 0%	EIF
1008 60	ライ小麦		
	2 その他のもの		
100860 210	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第 42 条の規定により輸入するもの、同法第 43 条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第 45 条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		
	－－ 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当て	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	JPM1
	－－ その他のもの	無税 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ-JP2
1008 90	その他の穀物		
100890 090	2 その他のもの	3 0%	EIF
11 02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）		
110220 000	とうもろこし粉	21 3%	B8
1102 90	その他のもの		
	4 その他のもの		
110290 410	－ ライ麦粉	15 0%	B6
110290 490	－ その他のもの	21 3%	B6
11 03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
110313 000	とうもろこしのもの	21 3%	B8
1103 19	その他の穀物のもの		
110319 400	3 オートのもの	12 0%	B6
11 04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第 10 06 項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物		
110412 000	オートのもの	12 0%	B6

官報（号外）

	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）		
110422 000	オートのもの	12 0%	B11
1104 23	とうもろこしのもの		
110423 090	2 その他のもの	18 0%	B6
1104 29	その他の穀物のもの		
	4 その他のもの		
110429 310	－ そばのもの	17 0%	B6
110429 390	－ その他のもの	17 0%	EIF
11 05	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット		
110510 000	粉及びミール	20 0%	B11
110520 000	フレーク、粒及びペレット	20 0%	B6
11 06	乾燥した豆（第 07 13 項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07 14 項のものに限る。）の粉及びミール並びに第 8 類の物品の粉及びミール		
110610 000	乾燥した豆（第 07 13 項のものに限る。）のもの	13 6%	B11
1106 20	サゴやし又は根若しくは塊茎（第 07 14 項のものに限る。）のもの		
110620 200	－ その他のもの	21 3%	B6
1106 30	第 8 類の物品のもの		
110630 200	－ その他のもの	15 0%	B6
11 07	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		
1107 10	煎ってないもの		
	－ その他のもの		
110710 029	－－ その他のもの	1kg につき 21 30 円	TRQ-JP3
1107 20	煎ったもの		
110720 020	－ その他のもの	1kg につき 21 30 円	TRQ-JP4
11 08	でん粉及びイヌリン		
	でん粉		
1108 12	とうもろこしでん粉（コーンスターチ）		
	－－ この号に掲げるとうもろこしでん粉（コーンスターチ）、第 1108 13 号に掲げるばれいしょでん粉、第 1108 14 号に掲げるマニオカ（カッサバ）でん粉、第 1108 19 号に掲げるその他のでん粉、第 1108 20 号に掲げるイヌリン、第 1901 20 号の１の(2)のＤの(b)に掲げるペーカリー製品製造用の混合物等及び第 1901 90 号の１の(2)のＤの(b)に掲げる調製食料品について、157,000 トンを基準とし、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項及び第 19 01 項において「でん粉等に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		
110812 020	－－ その他のもの	25 0%	JPR13
	－ その他のもの		
110812 091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入されるもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP8
110812 099	－－ その他のもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP8
1108 13	ばれいしょでん粉		
	－ その他のもの		
110813 091	－－ でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 6 第 1 項の割当てを受けて輸入されるもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP8
110813 099	－－ その他のもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP8
1108 20	イヌリン		
110820 090	－ その他のもの	1kg につき 119 円	TRQ-JP9
11 09			
110900 000	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	21 3%	B11
12 02	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
	その他のもの		
1202 42	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）		
	－ その他のもの		
120242 091	－－ 第 1202 30 号、第 1202 41 号及びこの号に掲げる落花生について、75,000 トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して、輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（以下この項において「共通の限度数量以内のもの」という。）	10 0%	EIF
12 08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		
120810 000	大豆のもの	4 2%	EIF
120890 000	その他のもの	4 2%	EIF
12 10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		
121010 000	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものを除く。）	4 3%	EIF
1210 20	ホップ（粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものに限る。）及びルプリン		
121020 100	－ ホップ	4 3%	EIF
121020 200	－ ルプリン	3 0%	EIF
12 11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		
1211 20	おたねにんじん		
121120 100	1 生鮮のもの及び乾燥したもの	4 3%	EIF
1211 90	その他のもの		
	4 その他のもの		
	(2) その他のもの		
121190 999	C その他のもの		
	－ 生鮮のもの及び乾燥したもの	2 5%	EIF
	－ その他のもの		
	－－ 果実、ナノトその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わない。）	12 0%	B6
	－－ その他のもの	6 0%	EIF
12 12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1212 99	その他のもの		
	その他のもの		
	2 その他のもの		
121299 990	－ その他のもの	3 0%	EIF
13 01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		
1301 90	その他のもの		
130190 100	1 セラックその他の精製ラック	17 0%	EIF
13 02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
1302 19	その他のもの		
	1 飲料のもと		
130219 110	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10 0%	B6
130219 120	(2) その他のもの	16 5%	B8
	3 その他のもの		
	(3) その他のもの		
130219 231	A アルコール分が 50%以上のもの	6 0%	EIF
130220 000	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	3 0%	EIF
14 01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		
1401 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
140190 290	(2) その他のもの	3 0%	EIF
14 04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404 90	その他のもの		
140490 300	2 たぶの木又はへちまのもの	6 0%	EIF
	4 その他のもの		
140490 499	－ その他のもの	6 0%	EIF
15 01	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第 02 09 項又は第 15 03 項のものを除く。）		
1501 10	ラード		
150110 200	2 その他のもの	1kg につき 8 50 円	B6
1501 20	その他の豚脂		
150120 200	2 その他のもの	1kg につき 8 50 円	B6
150190 000	その他のもの	6 4%	EIF
15 03			
150300 000	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	4 3%	EIF
15 05			
1505 00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
150500 100	1 ウールグリース（粗のものに限る。）	1 2%	EIF
150500 200	2 その他のもの	3 0%	EIF
15 06			
150600 000	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	6 4%	EIF
15 07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1507 10	粗油（ガム質を除いてあるかないかを問わない。）		
150710 100	1 酸価が０６を超えるもの	1kg につき 10 90 円	B6
150710 200	2 その他のもの	1kg につき 13 20 円	B6
15 08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
1508 10	粗油		
150810 100	1 酸価が０６を超えるもの	1kg につき 8 50 円	B11
150810 200	2 その他のもの	1kg につき 10 40 円	B11
150890 000	その他のもの	1kg につき 10 40 円	B11
15 11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
151110 000	粗油	3 5%	EIF
15 12	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
1512 11	粗油		
	1 酸価が０６を超えるもの		
151211 110	－ ひまわり油	1kg につき 8 50 円	B6
151211 210	－ サフラワー油	1kg につき 8 50 円	EIF
	2 その他のもの		
151211 120	－ ひまわり油	1kg につき 10 40 円	B6
151211 220	－ サフラワー油	1kg につき 10 40 円	B6

	綿実油及びその分別物		
1512 21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）		
151221 090	－ その他のもの	1kgにつき８５０円	B6
1512 29	その他のもの		
151229 090.	－ その他のもの	1kgにつき８５０円	B9
15 13	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	やし（コプラ）油及びその分別物		
151311 000	粗油	４５％（その率が1kgにつき５円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	EIF
151319 000	その他のもの	４５％（その率が1kgにつき５円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	EIF
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物		
1513 29	その他のもの		
151329 100	1 パーム核油及びその分別物	４０％	EIF
15 14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	その他のもの		
1514 91	粗油		
151491 100	1 酸価が０６を超えるもの	1kgにつき１０９０円	B6
151499 000	その他のもの	1kgにつき１３２０円	B6
15 15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		
	亜麻仁油及びその分別物		
151511 000	粗油	５０％（その率が1kgにつき５５０円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6
151530 000	ひまし油及びその分別物	４５％	EIF
1515 90	その他のもの		
	4 その他のもの		
	(1) 酸価が０６を超えるもの		
151590 410	－ 米油及びその分別物	1kgにつき８５０円	B11
151590 510	－ その他のもの	1kgにつき８５０円	B4
	(2) その他のもの		
151590 420	－ 米油及びその分別物	1kgにつき１０４０円	B11
151590 520	－ その他のもの	1kgにつき１０４０円	B4

15 16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		
151610 000	動物性油脂及びその分別物	４０％	EIF
15 17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15 16項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		
151710 000	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	２９．８％	B6
1517 90	その他のもの		
	1 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790 110	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	４０％	EIF
	2 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）		
151790 210	(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	３５％	EIF
151790 290	(2) その他のもの	1kgにつき１３２０円	B11
151790 300	3 離型油	２９％	EIF
151790 900	5 その他のもの	２１３％	B6
15 18			
151800 000	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第15 16項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	２５％	EIF
15 20			
152000 000	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	５０％	EIF
15 21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		
1521 90	その他のもの		
	1 蜜ろう及び鯨ろう		
152190 010	－ 蜜ろう	１２．８％	B6
152190 099	2 その他のもの	４５％	EIF
16 01			
160100 000	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	１０％	B6
16 02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血		
1602 20	動物の肝臓のもの		

160220 010	1 牛又は豚のもの	２１．３％	B16
	第01 05項の家きんのもの		
1602 31	七面鳥のもの		
	2 その他のもの		
160231 290	(2) その他のもの	６０％	EIF
1602 32	鴨（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
	2 その他のもの		
160232 290	(2) その他のもの	６０％	JPB6*
1602 39	その他のもの		
	2 その他のもの		
160239 290	(2) その他のもの	６０％	EIF
	豚のもの		
1602 41	もも肉及びこれを分割したもの		
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160241 011	(1) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160241 019	(2) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	８５％	JPB11**, SG3
160241 090	2 その他のもの	２０．０％	B6
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの		
	1 ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160242 011	(1) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160242 019	(2) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	８５％	JPB11**, SG3
160242 090	2 その他のもの	２０．０％	B6
1602 49	その他のもの（混合物を含む。）		
	2 その他のもの		

	(1) ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1 個の重量が 10 グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160249 210	(1) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に１５を乗じて得た額と課税価格に０６を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160249 220	(2) 課税価格が１キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	８５％	JPB11**, SG3
160249 290	(2) その他のもの	２０．０％	B6
1602 50	牛のもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
	(b) 調味した後に乾燥したもの		
	－ 気密容器入りのもの		
160250 510	－－ 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	１０．０％	B16
160250 590	－ その他のもの	１０．０％	B16
	(d) その他のもの		
160250 700	イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	２１．３％	B16
	ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）		
160250 890	－ その他のもの	３８．３％	B16
	ハ その他のもの		
	－ その他のもの		
160250 999	－－ その他のもの	５０．０％	B16
16 03			
1603 00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		
160300 010	1 肉のエキス及びジュース	１２．０％	B6
17 02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	乳糖及び乳糖水		
170211 000	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99％以上のもの	８．５％	EIF
170219 000	その他のもの	８．５％	EIF
1702 20	かえで糖及びかえで糖水		
170220 100	1 かえで糖	1kgにつき２０．８０円	B4

170220 200	2 かえで糖水	17 5%（その率が 1kg につき 13 50 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B4
1702 30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%未満のものに限る。）		
170230 100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29 8%（その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
	2 その他のもの		
170230 210	(1) 砂糖を加えたもの	85 7%（その率が 1kg につき 60 90 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
	(2) その他のもの		
170230 221	A 精製したもの	21 3%	TRQ-JP7
170230 229	B その他のもの	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
1702 40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		
	2 その他のもの		
170240 210	－ 砂糖を加えたもの	78 5%（その率が 1kg につき 53 70 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170240 220	－ その他のもの	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170250 000	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	9 0%	EIF
1702 60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		
	2 その他のもの		
170260 210	－ 砂糖を加えたもの	85 7%（その率が 1kg につき 60 90 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170260 220	－ その他のもの	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
1702 90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含む。）		
	3 人造蜂蜜及びカラメル		
170290 290	－ 人造蜂蜜	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
170290 300	－ カラメル	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
	4 ハイ・テスト・モラセス		
170290 420	(2) その他のもの	21 3%	B11
	5 その他のもの		
170290 510	(1) 香味料又は着色料を加えたもの	29 8%（その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
170290 523	(b) 麦芽糖	21 3%	B11
170290 529	(c) その他のもの	50 0%（その率が 1kg につき 25 円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
17 03	糖蜜（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）		
1703 10	甘しゃ糖蜜		
	2 その他のもの		
170310 090	－ その他のもの	1kg につき 15 30 円	B6
1703 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
170390 090	－ その他のもの	1kg につき 15 30 円	B11
17 04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）		
170410 000	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	24 0%	B11
18 03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）		
180310 000	脱脂してないもの	5 0%	EIF
180320 000	完全に又は部分的に脱脂したもの	10 0%	B6
18 05			
180500 000	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	12 9%	B6
18 06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品		
1806 20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）		
	1 第 04.01 項から第 04 04 項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の 10%未満のものに限る。）		
	(2) その他のもの		
180620 321	A 砂糖を加えたもの	23 8%	B11
19 01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第 04 01 項から第 04 04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
1901 20	第 19 05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地		
	2 その他のもの		
	(2) ケーキミックス		
190120 222	A 砂糖を加えたもの	23 8%	TRQ-JP1
	B その他のもの		
190120 223	(a) 小売用の容器入りにしたもの（容器ともの 1 個の重量が 500 グラム以下のものに限る。）	12 0%	B9
190120 224	(b) その他のもの	12 0%	B9
	(3) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の 15%以下のもの		
190120 232	－ 小麦粉調製品	24 0%	TRQ-JP1
	(b) その他のもの		
190120 235	－ 小麦粉調製品	23 8%	TRQ-JP1
	B その他のもの		
	－ その他のもの		
190120 243	－－ 小麦粉調製品	16 0%	TRQ-JP1
1901 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) 第 04 01 項から第 04 04 項までの物品の調製食料品		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の 50%未満のもの		
	－ その他のもの		
190190 216	－－ 加圧容器入りにしたホイップドクリーム	23 8%	B11
	B その他のもの		
190190 229	－ その他のもの	21 3%	B11
190190 230	(2) 麦芽エキス	9 0%	B11
	(3) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の 15%以下のもの		
190190 243	－ その他のもの	24 0%	B11
19 02	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）		
	パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）		
190211.000	卵を含有するもの	1kg につき 30 円	B9
1902 19	その他のもの		
	2 その他のもの		
	－ マカロニ及びスパゲッティ		
190219 093	－－ スパゲッティ	1kg につき 30 円	JPR20
190219 094	－－ マカロニ	1kg につき 30 円	JPR20
	－ その他のもの		
190219 099	－－ その他のもの	1kg につき 34 円	JPR21
1902 20	パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）		
	2 その他のもの		
190220 220	(2) その他のもの	21 3%	B11
1902 30	その他のパスタ		
190230 100	1 砂糖を加えたもの	23 8%	B11
	2 その他のもの		
190230 210	－ インスタントラーメンその他の即席めん類	21 3%	B11
190230 290	－ その他のもの	21.3%	B11
190240 000	クースクース	1kg につき 24 円	B11
19 03			
190300 000	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）	9 6%	EIF
19 05	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
190510 000	クリスプブレッド	9 0%	B11
190520 000	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	18 0%	B11
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		
190532 000	ワッフル及びウエハー	18 0%	B9
190540 000	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	9 0%	B8
1905 90	その他のもの		
190590 100	1 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、蜂蜜、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）	9 0%	B8
	3 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
190590 312	B ビスケット、クノキー及びクラッカー	15 0%	B6

190590 314	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9 0%	B6
	D その他のもの		
190590 313	－ ピザ（冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	24 0%	B9
190590 319	－ その他のもの	25 5%	B6
	(2) その他のもの		
190590 322	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	13 0%	B6
190590 323	C 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	9 0%	B6
190590 329	D その他のもの	21 3%	B6
20 01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分		
2001 10	きゅうり及びガーキン		
200110 100	1 砂糖を加えたもの	15 0%	B6
200110 200	2 その他のもの	12 0%	EIF
2001 90	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200190 140	(4) その他のもの	15 0%	EIF
	2 その他のもの		
	(5) その他のもの		
200190 290	－ その他のもの	12 0%	EIF
20 02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
200210 000	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	9 0%	EIF
2002 90	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) トマトピューレー及びトマトペースト		
	－ 気密容器入りのもの 注 保税工場において輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用し、かつ、積み戻したものは、関税法（昭和29年法律第61号）により輸入貨物とせず、関税を課さない。		
200290 219	－－ その他のもの	16 0%	B6
	－ その他のもの		
200290 229	－－ その他のもの	16 0%	B6
200290 290	(2) その他のもの	9 0%	EIF
20 03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）		
2003 10	きのこ（はらたけ属のもの）		
200310 100	1 砂糖を加えたもの	13 4%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
200310 211	－ フレンチマッシュルーム	13 6%	B6
200310 220	(2) その他のもの	10 5%	EIF

20 04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20 06項の物品を除く。）		
2004 10	ばれいしょ		
200410 100	1 単に加熱による調理をしたもの	8 5%	B4
	2 その他のもの		
200410 210	(1) マッシュポテト	13 6%	B6
200410 220	(2) その他のもの	9 0%	B6
2004 90	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	2 その他のもの		
	(1) アスパラガス及び豆		
200490 212	－ 豆	17 0%	B11
200490 230	(3) スイートコーン	7 5%	B6
200490 299	(5) その他のもの	9 0%	EIF
20 05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20 06項の物品を除く。）		
2005 20	ばれいしょ		
200520 100	1 マッシュポテト及びポテトフレーク	13 6%	B11
	2 その他のもの		
200520 210	(1) 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	12 0%	B6
200520 220	(2) その他のもの	9 0%	B8
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
2005 51	さやを除いた豆		
	1 砂糖を加えたもの		
200551 110	(1) 気密容器入りのもの（豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。）	14 0%	B8
200551 200	2 その他のもの	17 0%	B11
2005 70	オリーブ		
200570 010	1 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	5 4%	EIF
2005 80	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）		
200580 100	1 砂糖を加えたもの	14 9%	B6
200580 200	2 その他のもの	10 0%	EIF
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
2005 99	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200599 190	(2) その他のもの	13 4%	B6
	2 その他のもの		
200599 220	(2) 豆（さや付きのものを除く。）	17 0%	B8
200599 230	(3) サワークラウト	12 0%	EIF
	(4) その他のもの		
	A 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）		
200599 919	(b) その他のもの	12 0%	EIF
	B その他のもの		
200599 991	(a) にんにくの粉	10 5%	EIF
200599 999	(b) その他のもの	9 0%	EIF
20 07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
2007 10	均質調製果実		
200710 200	2 その他のもの	21 3%	B11
	その他のもの		
2007 91	かんきつ類の果実		
	1 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200791 119	－ フルーツゼリー及びマーマレード	16 8%	B6
	(2) その他のもの		
200791 129	－ フルーツゼリー及びマーマレード	12 0%	B6
2007 99	その他のもの		
	1 ジャム及びフルーツゼリー		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200799 111	－ ジャム	16 8%	B6
200799 119	－ フルーツゼリー	16 8%	B6
	(2) その他のもの		
200799 121	－ ジャム	12 0%	B6
200799 129	－ フルーツゼリー	12 0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200799 211	－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	34 0%	B8
	(2) その他のもの		
200799 221	－ フルーツピューレー及びフルーツペースト	21 3%	B6
200799 229	－ その他のもの	25 0%	B11
20 08	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）		
	ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
2008 11	落花生		
	1 砂糖を加えたもの		
200811.110	(1) ピーナツバター	12 0%	B6
200811 120	(2) その他のもの	23 8%	B6
	2 その他のもの		
200811 210	(1) ピーナツバター	10 0%	B6
	(2) その他のもの		
	－ 煎った落花生		
200811 292	－－ その他のもの	21 3%	B8
200811 299	－ その他のもの	21 3%	B8
2008 19	その他のもの（混合したものを含む。）		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
	A カシューナット及びその他の煎ったナット		
200819 191	－ カシューナット	11 0%	B6
200819 192	－ その他のもの	11 0%	B6
	B その他のもの		
200819 199	－ その他のもの	16 8%	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	A アーモンド（煎ったものに限る。）及びマカダミアナット（煎ったものを除く。）		
200819 222	－ アーモンド（煎ったものに限る。）	5 0%	EIF
	B マカダミアナット（煎ったものに限る。）及びペカン（煎ったものに限る。）		
200819 221	－ マカダミアナット（煎ったものに限る。）	5 0%	EIF
200819 223	－ ペカン（煎ったものに限る。）	5 0%	EIF
	C ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）、カシューナット及びぎんなん		
200819 224	－ ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット（コリュルス属のもの）	10 0%	EIF
200819 225	－ カシューナット	10 0%	EIF
	D その他のもの		
200819 228	(a) 煎ったもの	5 0%	EIF
200819 229	(b) その他のもの	12 0%	B6
2008 20	パイナップル		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
200820 199	B その他のもの	46 8%	B11
2008 30	かんきつ類の果実		
	1 砂糖を加えたもの		
200830 110	(1) パルプ状のもの	29 8%	B11
200830 190	(2) その他のもの	23 8%	B6

官報（号外）

	2 その他のもの		
200830 210	(1) パルプ状のもの	21 3%	B6
200830 290	(2) その他のもの	17 0%	B6
2008 40	梨		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
200840 191	A 気密容器入りのもの	10 8%	B6
200840 199	B その他のもの	15 0%	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
200840 291	A 気密容器入りのもの	9 0%	B8
200840 299	B その他のもの	10 8%	B6
2008 50	あんず		
	2 その他のもの		
200850 290	(2) その他のもの	12 0%	B6
2008 60	さくらんぼ		
	1 砂糖を加えたもの		
200860 110	(1) パルプ状のもの	15 0%	B6
200860 190	(2) その他のもの	15 0%	B6
	2 その他のもの		
200860 290	(2) その他のもの	12 0%	B6
2008 70	桃（ネクタリンを含む。）		
	1 砂糖を加えたもの		
	(2) その他のもの		
	A 気密容器入りのもの		
200870 191	(a) 容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	6 7%	EIF
200870 192	(b) その他のもの	8 0%	B6
200870 199	B その他のもの	13 4%	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
200870 299	B その他のもの	9 6%	B6
2008 80	ストロベリー		
	1 砂糖を加えたもの		
200880 110	(1) パルプ状のもの	21 0%	B6
200880 190	(2) その他のもの	11 0%	B6
	2 その他のもの		
200880 290	(2) その他のもの	12 0%	B6
	その他のもの（混合したもの（第2008 19号のものを除く。）を含む。）		

2008 93	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）		
	1 砂糖を加えたもの		
200893 120	(2) その他のもの	11 0%	EIF
	2 その他のもの		
200893 220	(2) その他のもの	12 0%	B6
2008 97	混合したもの		
	1 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル		
200897 110	― 砂糖を加えたもの	6 0%	EIF
200897 120	― その他のもの	6 0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200897 219	B その他のもの	23 8%	B6
	(2) その他のもの		
200897 221	A パルプ状のもの	21 3%	B6
200897 229	B その他のもの	17 0%	EIF
2008 99	その他のもの		
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
	A パルプ状のもの		
200899 215	(b) その他のもの	29 8%	B11
	B その他のもの		
200899 212	(a) ベリー及びプルーン	11 0%	EIF
	(b) バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
200899 213	― 気密容器入りのもの	11 0%	EIF
200899 214	― その他のもの	11 0%	EIF
	(d) その他のもの		
200899 219	― その他のもの	16 8%	EIF
	(2) その他のもの		
	A パルプ状のもの		
	(b) その他のもの		
200899 227	― その他のもの	21 3%	B6
	B その他のもの		
200899 223	(a) プルーン	7 7%	EIF
	(b) バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		
200899 225	― その他のもの	9 6%	EIF
	(e) その他のもの		
200899 232	― 爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	9 0%	EIF

200899 259	― その他のもの	12 0%	B6
20 09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）		
	オレンジジュース		
2009 12	冷凍してないもの（ブリックス値が20以下のものに限る。）		
	2 その他のもの		
200912 290	(2) その他のもの	25 5%	B11
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース		
2009 29	その他のもの		
	2 その他のもの		
200929 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	B8
	パイナップルジュース		
2009 41	ブリックス値が20以下のもの		
	2 その他のもの		
200941 290	(2) その他のもの	25 5%	B11
2009 50	トマトジュース		
200950 100	1 砂糖を加えたもの	29 8%	B6
200950 200	2 その他のもの	21 3%	B6
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）		
2009 61	ブリックス値が30以下のもの		
200961 200	2 その他のもの	19 1%	B6
2009 69	その他のもの		
	1 砂糖を加えたもの		
200969 110	(1) しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23 0%	B6
	2 その他のもの		
200969 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	EIF
200969 290	(2) その他のもの	25 5%	B11
	りんごジュース		
2009 71	ブリックス値が20以下のもの		
	2 その他のもの		
200971 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	B11
200971 290	(2) その他のもの	29 8%	B11
2009 79	その他のもの		
	2 その他のもの		
200979 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	B8
	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）		
2009 81	クランベリー（ヴァキニウム・マクロカルポン、ヴァキニウム・オクシココス及びヴァキニウム・ヴィティスイダイア）ジュース		
	2 その他のもの		

200981 210	(1) しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	B6
200981 290	(2) その他のもの	25 5%	B6
2009 89	その他のもの		
	1 果汁		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200989 111	A しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23 0%	B6
200989 119	B その他のもの	29 8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6
	(2) その他のもの		
	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの		
200989 122	― プルーンジュース	14 4%	B6
200989 123	― その他のもの	19 1%	B6
200989 129	B その他のもの	25 5%	B6
	2 野菜ジュース		
200989 210	(1) 砂糖を加えたもの	8 1%	B6
	(2) その他のもの		
200989 221	― 気密容器入りのもの	9 0%	B6
	― その他のもの		
200989 231	―― にんじんジュース	7 2%	B6
200989 239	―― その他のもの	7 2%	EIF
	3 その他のもの		
200989 910	(1) 砂糖を加えたもの	13 4%	B4
200989 990	(2) その他のもの	9 6%	EIF
2009 90	混合ジュース		
	1 果汁を主成分とするもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
200990 111	A しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	23 0%	B6
200990 119	B その他のもの	29 8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
	(2) その他のもの		
200990 121	A しょ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	19 1%	B6
200990 129	B その他のもの	25 5%	B6
	2 野菜ジュースを主成分とするもの		
200990 220	(2) その他のもの	5 4%	EIF
	3 その他のもの		
200990 990	(2) その他のもの	9 6%	EIF

21 01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品		
2101 11	エキス、エッセンス及び濃縮物		
	2 その他のもの		
2101111 210	(1) インスタントコーヒー	8 8%	EIF
2101111 290	(2) その他のもの	15 0%	EIF
2101 12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品		
	1 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品		
	(2) その他のもの		
2101121	A インスタントコーヒー	8 8%	EIF
2101122	B その他のもの	15 0%	EIF
	2 コーヒーをもととした調製品		
	(2) その他のもの		
2101122 49	B その他のもの	15 0%	B6
2101 20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品		
	1 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品		
2101201 10	(1) インスタントティー	10 0%	EIF
2101201 20	(2) その他のもの	8 0%	EIF
	2 茶又はマテをもととした調製品		
	(2) その他のもの		
	A 砂糖を加えたもの		
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの		
2101202 41	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	21 0%	B11
2101202 42	ー その他のもの	16 8%	B11
2101202 47	B その他のもの	15 0%	B6
2101300 00	チコリーその他のコーヒー代用物（煎ったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	6 0%	EIF
21 02	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第30 02項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー		
2102103 00	酵母（活性のものに限る。）	10 5%	EIF
2102 20	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）		
2102201 00	1 酵母	3 8%	EIF
2102300 00	調製したベーキングパウダー	10 5%	EIF
21 03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		

2103103 00	醤油（しょう）	7 2%	B6
2103 90	その他のもの		
	1 ソース		
2103903 30	(3) その他のもの	7 2%	EIF
21 04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104 10	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		
2104101 00	1 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	7 0%	EIF
2104102 00	2 その他のもの	8 4%	EIF
2104200 00	均質混合調製食料品	12 0%	EIF
21 06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106 10	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質		
	2 その他のもの		
	(1) 砂糖を加えたもの		
2106102 11	A しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	16 8%	B11
	(2) その他のもの		
	A 植物性たんぱく		
2106102 21	ー たんぱく質の含有量が全重量の80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので1個の正味重量が500グラム未満のもの	10 6%	B6
2106102 22	ー その他のもの	10 6%	B6
2106102 29	B その他のもの	15 0%	B6
2106 90	その他のもの		
	1 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
	(1) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
	ー 第0401 10号の1、第0401 20号の1、第0401 40号の1並びに第0401 50号の1の(1)及び(2)に掲げるミルク及びクリーム、第0403 10号の1並びに第0403 90号の1の(1)の〔2〕、(2)の〔2〕及び(3)の〔2〕に掲げるバターミルク等、第0404 90号の1の(1)の〔1〕及び〔2〕、(2)の〔1〕及び〔2〕並びに(3)の〔1〕及び〔2〕に掲げるミルクの天然の組成分から成る物品、第1806 20号の1の(1)及び第1806 90号の2の(1)のAに掲げるココアを含有する調製食料品、第1901 10号の1の(1)及び(2)、第1901 20号の1の(1)のA及びB並びに第1901 90号の1の(1)のA及びBに掲げる調製食料品、第2101 12号の2の(1)のA及びB並びに第2101 20号の2の(1)のA及びBに掲げるコーヒー等をもととした調製品並びに第2106 10号の1並びにこの号の1の(1)及び(2)に掲げる調製食料品について、133,940トン（全乳換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して輸入時に有効な政令で定める関税割当ての数量以内のものであって、輸入時に有効な関連規則で定める条件に従うもの（第04 01項、第04 03項、第04 04項、第18 06項、第19 01項、第21 01項及びこの項において「その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの」という。）		

2106901 12	ー－ その他のもの	21 0%	JPR12
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	A 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		
2106902 29	ー その他のもの	29 8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
2106902 30	B チューインガム	5 0%	B6
	D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0 5%を超えるものに限る。）		
2106902 47	(b) その他のもの	11 0%	EIF
	E その他のもの		
	(a) 砂糖を加えたもの		
	ロ ビタミンをもととした栄養補助食品		
	ー 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		
2106902 62	ーー その他のもの	12 5%	B6
2106902 69	ー その他のもの	12 5%	B6
	(b) その他のもの		
	ロ アルコールを含有しない飲料のもと		
2106902 92	(ｲ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	12 0%	EIF
2106902 93	(ﾛ) その他のもの	10 0%	B6
	ハ その他のもの		
	(ﾛ) その他のもの		
	I ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		
2106902 95	ー ビタミンをもととした栄養補助食品	12 5%	EIF
2106902 96	ー 植物性たんぱくを加水分解したもの	12 5%	B6
	II その他のもの		
2106902 99	(II) その他のもの	15 0%	B8
22 02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第20 09項の果実又は野菜のジュースを除く。）		
	その他のもの		
2202.91	ノンアルコールビール		
2202912 00	2 その他のもの	9 6%	EIF
2202 99	その他のもの		
2202991 00	1 砂糖を加えたもの	13 4%	B4
2202992 00	2 その他のもの	9 6%	EIF
22 04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第20 09項のものを除く。）		

2204104 00	スパークリングワイン	1リットルにつき182円	JPB8***
	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		
2204 21	2リットル以下の容器入りにしたもの		
2204210 10	1 シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	1リットルにつき112円	B6
2204210 20	2 その他のもの	15 0%（その率が1リットルにつき125円の従量税率より高いとき又は1リットルにつき67円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	JPB8****
2204220 00	2リットルを超え10リットル以下の容器入りにしたもの	15 0%（その率が1リットルにつき125円の従量税率より高いとき又は1リットルにつき67円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	JPB8*****
2204 29	その他のもの		
2204290 10	1 150リットル以下の容器入りにしたもの	15 0%（その率が1リットルにつき125円の従量税率より高いとき又は1リットルにつき67円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）	JPB8*****
2204290 90	2 その他のもの	1リットルにつき45円	EIF
2204 30	その他のぶどう搾汁		
2204300 00	2 その他のもの	1リットルにつき45円	B4
22 06			
2206 00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
2206000 100	1 アルコール分が1%未満のもの	29 8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6
22 07	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		
2207 10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）		
	1 アルコール分が90%以上のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
2207102 99	〔2〕 その他のもの	10 0%	B11
22 09			
2209000 000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	7 5%	EIF
23 09	飼料用に供する種類の調製品		

2309 10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）		
230910 010	1 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの	1kgにつき、59 50円に重量比による乳糖の含有率が10 0%を超える1 0%ごとに6円を加えた額	B6
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
230910 099	(b) その他のもの	1kgにつき36円	EIF
2309 90	その他のもの		
	1 飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）		
230990 110	ー 飼料用ビタミン調製品	3 0%	EIF
230990 190	ー その他のもの	3 0%	EIF
	2 その他のもの		
	(1) 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの		
230990 219	B その他のもの	1kgにつき、52 50円に重量比による乳糖の含有率が10 0%を超える1 0%ごとに5 30円を加えた額	B6
29 05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	その他の多価アルコール		
290543 000	マンニトール	2 8%	EIF
290544 000	D-グルシトール（ソルビトール）	17 0%	B11
290545 000	グリセリン	5 0%	EIF
33 01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション		
	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）		
3301 19	その他のもの		
	2 その他のもの		
330119 210	ー ライムのもの	3 2%	EIF
330119 290	ー その他のもの	3 2%	EIF
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）		
330124 000	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの	3 2%	EIF
3301 25	その他のミントのもの		
330125 020	2 その他のペパーミント油	3 2%	EIF
330125 030	3 その他のもの	2 2%	EIF
3301 29	その他のもの		
330129 400	4 ラベンダー又はラバンジンのもの	2 2%	EIF
	5 その他のもの		
330129 910	ー ジャスミンのもの	3 2%	EIF
330129 990	ー その他のもの	3 2%	EIF
35 01	カゼイン及びカゼイネートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー		
350190 000	その他のもの	5 4%	EIF
35 02	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の80%を超えるものに限る。）及びアルブミネートその他のアルブミン誘導体		
	卵白		
350211 000	乾燥したもの	8 0%	EIF
350219 000	その他のもの	8 0%	EIF
350220 000	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	2 9%	EIF
350290 000	その他のもの	2 9%	EIF
35 04			
3504 00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		
350400 010	1 ペプトン、その誘導体及び皮粉	2 9%	EIF
	2 その他のもの		
350400 021	ー 植物性たんぱく及びその誘導体	5 1%	EIF
350400 029	ー その他のもの	5 1%	EIF
35 05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		
3505 10	デキストリンその他の変性でん粉		
350510 100	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	6 8%	B6
350510 200	2 その他のもの	21 3%（その率が1kgにつき25 50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
350520 000	膠着剤	21 3%（その率が1kgにつき25 50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
38 09	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
380910 000	でん粉質の物質をもととしたもの	21 3%（その率が1kgにつき25 50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	EIF
38 23	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		
	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性モノカルボン酸		
382311 000	ステアリン酸	2 5%	EIF
382312 000	オレイン酸	2 5%	EIF
382313 000	トール油脂肪酸	3 0%	EIF
382319 000	その他のもの	2 5%	EIF
382370 000	工業用の脂肪性アルコール	2 5%	EIF

第C節　日本国の原産地規則及び原産地手続

第一款　一般規則及び手続

1　この節の規定の適用上、

(a)　「代替性のある産品又は材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品又は材料であって、それらの特性が本質的に同一のものをいう。

(b)　「一般的に認められている会計原則」とは、収益、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国の領域において一般的に認められている、又は十分な権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの原則には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

(c)　「産品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(d)　「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査において使用される材料（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される材料をいい、次のものを含む。

(i)　燃料、エネルギー、触媒及び溶剤
(ii)　産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
(iii)　手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備及び備品
(iv)　工具、ダイス及び鋳型
(v)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
(vi)　生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
(vii)　産品に組み込まれない他の材料であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

(e)　「材料」とは、他の産品の生産において使用される産品をいう。

(f)　「非原産品」又は「非原産材料」とは、この節の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。

(g)　「原産品」又は「原産材料」とは、この節の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

(h)　「輸送用のこん包材料及びこん包容器」とは、他の産品を輸送中に保護するために使用される産品（小売用に包装された産品の包装材料及び包装容器を含まない。）をいう。

(i)　「関税上の特恵待遇」とは、前節の規定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(j)　「生産」とは、作業をいい、産品の栽培、耕作、成育、採掘、収穫、漁ろう、わなかけ、狩猟、捕獲、収集、繁殖、抽出、採集、製造、加工及び組立てを含む。

(k)　「取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるに当たって現実に支払われた若しくは支払われるべき価格又は世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定されるその他の価額をいう。

(l)　「産品の価額」とは、産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。

2(a)　日本国は、この節に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であって、この節に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

(i)　一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、(b)に定めるもの

(ii)　一方又は双方の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
(iii)　一方又は双方の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を使用して完全に生産される産品であって、次款及び第三款に定める全ての関連する要件を満たすもの

(b)　日本国は、(a)の規定の適用上、次に掲げる産品を、一方又は双方の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品とすることを定める。

(i)　当該領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品
(ii)　当該領域において生まれ、かつ、成育された生きている動物（第三類に該当するものを除く。）
(iii)　当該領域において生きている動物（第三類に該当するものを除く。）から得られる産品
(iv)　当該領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物（第三類に該当するものを除く。）
(v)　当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(i)から(iv)までに規定するものを除く。）
(vi)　当該領域において、(i)から(v)までに規定する産品又はそれらの派生物のみから生産される産品

3(a)　日本国は、(c)に規定する場合を除くほか、産品が次款及び第三款に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額の十パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの節に定める他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。

(b)　(a)の規定は、非原産材料を他の産品の生産において使用している場合にのみ適用する。

(c)　(a)の規定は、次のものについては、適用しない。

(i)　第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号若しくは第二一〇六・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であって、第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号及び第〇四〇六・三〇号の産品を除く。）の生産において使用されるもの（第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの各号の粉乳又は第〇四〇六・三〇号のプロセスチーズであって、(a)に定める僅少の非原産材料に係る十パーセントの許容限

度を適用する結果として原産品であるものは、この(i)に規定する第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の産品又は(ii)に規定する産品の生産において使用される場合には、原産材料とする。）

(ii)　第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の非原産材料又は第一九〇一・九〇号の原産品でない酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）であって、次のいずれかの産品の生産において使用されるもの

(A)　第一九〇一・一〇号の育児食用の調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(B)　第一九〇一・二〇号の混合物及び練り生地（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであって小売用でないものに限る。）

(C)　第一九〇一・九〇号又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(D)　第二一・〇五項の産品

(E)　第二二〇二・九一号又は第二二〇二・九九号の飲料（ミルクを含有するものに限る。）

(F)　第二三〇九・九〇号の飼料（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。）

(iii)　第〇八・〇五項又は第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の非原産材料であって、第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品又は第二一〇六・九〇号、第二二〇二・九一号若しくは第二二〇二・九九号の果実若しくは野菜のジュース（ミネラル又はビタミンを加えたものに限るものとし、濃縮したものかどうかを問わず、二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）の生産において使用されるもの

(iv)　第一五類の非原産材料であって、第一五・〇七項、第一五・〇八項、第一五・一二項又は第一五・一四項の産品の生産において使用されるもの

(v)　第八類又は第二〇類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第二〇・〇八項の産品の生産において使用されるもの

4　日本国は、代替性のある産品又は材料について、次のいずれかの事項に基づいて、原産品又は原産材料として取り扱うことを定める。

(a)　各々の代替性のある産品又は材料が物理的に分離していること。

(b)　代替性のある産品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること。ただし、選択された在庫管理方式が当該在庫管理方式を選択した者の会計年度を通じて使用される場合に限る。

5(a)　日本国は、産品が完全に得られるかどうか又は産品が次款及び第三款に定める関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定するに当たり、(c)に規定する附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料については、考慮しないことを定める。

(b)　日本国は、産品の附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料であって(c)に規定するものが、これらと共に納入される当該産品の原産品としての資格と同一の資格を有することを定める。

(c)　附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、この5の規定の適用の対象となる。

(i)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が、産品に含まれるものとして分類され、及び当該産品と共に納入されており、並びにその仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされていないこと。

(ii)　当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の種類、数量及び価額が(i)に規定する産品について慣習的なものであること。

6(a)　日本国は、産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が原産品かどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

(b)　日本国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定める。

7　日本国は、間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定める。

8(a)　日本国は、原産品が第三国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合には、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(b)　日本国は、原産品が、一又は二以上の第三国の領域を経由して輸送される場合であっても、次の(i)及び(ii)の要件を満たすときは、当該原産品が原産品としての資格を維持することを定める。

(i)　両締約国の領域外において当該原産品についていかなる作業も行われていないこと。ただし、積卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置、輸入締約国の要求に基づいて行われるラベル又は証票による表示及び当該原産品を良好な状態に保存するため又は当該原産品を輸入締約国の領域へ輸送するために必要な他の作業を除く。

(ii)　当該原産品が第三国の領域において税関当局の監督の下に置かれていること。

9　(a)　日本国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、産品が原産品であることについて輸入の時に申告を行うよう要求することができる。

(b)　(a)に規定する申告の要件については、日本国の法令又は手続において定めるものとし、及び利害関係者が知ることができるような方法により公表し、又は入手可能なものとする。

10　(a)　日本国は、この協定に基づく関税上の特恵待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。

(b)　日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。

(i)　産品が関税上の特恵待遇を受ける資格がないと決定する場合

(ii)　(a)の規定により、産品が関税上の特恵待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合

(iii)　輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合

第二款　品目別原産地規則の解釈のための一般的注釈

1　この款及び次款の規定は、次の類、項、号及び品目に分類される産品について適用する。

(a)　第一類から第二類までの各類

(b)　第四類から第一五類までの各類

(c)　第一六・〇一項から第一六・〇三項までの各項

(d)　第一七類から第二一類までの各類

(e)　第二二・〇二項

(f)　第二二・〇四項

(g)　関税分類番号二二〇六〇〇・一〇〇の品目

(h)　関税分類番号二二〇七一〇・一九九の品目

(i)　第二二・〇九項

(j)　第二三類

(k)　第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号

(l)　第三三・〇一項

(m)　第三五・〇一項から第三五・〇二項までの各項

(n)　第三五・〇四項から第三五・〇五項までの各項

(o)　第三八〇九・一〇号

(p)　第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号

2　この款及び次款に定める品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。

(a)　「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（当該類には、当該非原産材料から生産される産品が該当する類を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

(b)　「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（当該項には、当該非原産材料から生産される産品が該当する項を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

(c)　「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（当該号には、当該非原産材料から生産される産品が該当する号を含まない。）又は産品が該当する類、項若しくは号への他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用される全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

3　この款及び次款に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a)　関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(b)　品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要件とすることを意味するものとする。

(c)　一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。

(d)　一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

(e)　単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。

4　第六類から第一四類までの各類の規定の適用上、第三国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、苗条、芽その他植物の生きている部分から締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。

5　第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカー又はココア粉（固形物）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、産品の重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

6　第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にした産品であって更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

第三款　品目別原産地規則

前款1(a)から(p)までに分類される産品の各品目別原産地規則は、次の表に別段の定めがある場合を除き、CCとする。同表一欄に示す品目に該当する原産品については、同表二欄に定めるそれぞれの品目別原産地規則を適用する。

一欄	二欄
統一システムに基づく分類	品目別原産地規則
○四・○一―○四・○四	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○四・○五	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○四・○六	CC（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
○八〇一・三二	CTSH
○九〇一・二一―○九〇一・二二	CTSH
○九〇二・三〇	CTSH
○九〇四・二一	CC（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。）（とうがらしに限る。） CC（その他の産品）
○九〇四・二二	CC（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。）（とうがらしに限る。） CTSH（その他の産品）
○九〇五・二〇	CTSH
○九〇六・二〇	CTSH
○九〇七・二〇	CTSH
○九〇八・一二	CTSH
○九〇八・二二	CTSH
○九〇八・三二	CTSH
○九〇九・二二	CTSH
○九〇九・三二	CTSH
○九〇九・六二	CTSH
○九一〇・一二	CTSH
○九一〇・二〇―○九一〇・三〇	CC又は破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること（第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
○九一〇・九一	CTSH
○九一〇・九九	CTSH又は破砕し若しくは粉砕してない産品を破砕し若しくは粉砕すること（第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一一〇二・九〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一〇三・二〇	CC（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	CC（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）

一〇七・一〇	ＣＣ（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）	
一〇七・二〇	ＣＣ（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）	
一〇八・一二	ＣＣ。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるとうもろこしからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。	
一〇八・一三	ＣＣ。ただし、産品がアメリカ合衆国において収穫されるばれいしょからアメリカ合衆国において生産されることを条件とする。	
一〇八・一四	ＣＣ（第〇七・一四・一〇号の材料からの変更を除く。）	
一二〇八・九〇	ＣＣ（サフラワーの種の粉及びミールに限る。） ＣＴＨ（その他の産品）	
一五・一八―一五・二二	ＣＴＨ	
一六〇二・三二	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）	
一六〇二・四一―一六〇二・四九	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）	
一六〇二・五〇	ＣＣ。ただし、第二類の非原産材料が使用される場合には、当該非原産材料のそれぞれが二千十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締約国である第三国において完全に生産されるものであることを条件とする。	
一七〇一・一三―一七〇一・九九	ＣＣ（第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。）	
一七〇二・三〇―一七〇二・六〇	ＣＣ（第一二一二・九三号の材料からの変更を除く。）	
一七・〇四	ＣＴＨ	
一八・〇三―一八・〇五	ＣＴＨ	
一八〇六・一〇	ＣＴＨ（第一七・〇一項の材料からの変更を除く。）（砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉に限る。） ＣＴＨ。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）	
一八〇六・二〇	ＣＴＨ	
一八〇六・三二―一八〇六・九〇	ＣＣ（カカオ含有量割合が産品の重量の七十パーセントを超える菓子に限る。） ＣＴＳＨ（その他の産品）	
一九〇一・一〇	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品に限る。） ＣＣ（その他の産品）	
一九〇一・二〇	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品であって小売用でないものに限る。） ＣＣ。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える産品に限る。）	
一九〇一・九〇	ＣＣ（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号若しくは第〇七一・二〇号の材料又は第〇七一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号、第〇七〇九・九二号及び第〇七一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）	
一九・〇五	ＣＴＨ	
二〇〇三・一〇	ＣＣ（第〇七〇九・五一号、第〇七一〇・八〇号又は第〇七一一・五一号の材料からの変更を除く。）	
二〇〇四・一〇	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七一二・九〇号の材料からの変更を除く。）	
二〇〇四・九〇	ＣＣ（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号又は第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号及び第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）	
二〇〇五・二〇	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七一〇・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。） ＣＣ（第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。）	
二〇〇五・五一	ＣＣ（第〇七一三・三二号から第〇七一三・三九号までの各号の材料からの変更を除く。）	
二〇〇五・六〇	ＣＣ（第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。）	
二〇〇五・七〇	ＣＣ（第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。）	
二〇〇五・九九	ＣＣ（第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ若しくはきのこ（はらたけ属のもの	

二〇〇七・九九	の）からの変更を除く。）（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ。ただし、第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号及び第〇七〇九・六〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしょ及びきのこ（はらたけ属のもの）の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品） ＣＴＨ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一一・一〇号、第二〇・〇六項、第二〇・〇八項若しくは第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の材料又は第二〇〇九・八九号のマンゴージュース若しくはグアバジュースからの変更を除く。）。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。（果実の調製品（二以上の果実から得たものを除く。）に限る。） ＣＴＨ。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八〇四・五〇号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一一・一〇号、第二〇・〇六項、第二〇・〇八項及び第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第二〇〇九・八九号のマンゴージュース又はグアバジュースの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。（その他の産品）
二〇〇八・一一	ＣＣ（第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一九	ＣＣ（第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）（単に煎っただけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）に限る。） ＣＣ（第〇八・〇二項又は第一二・〇二項の材料からの変更を除く。）（単に煎っただけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けしたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二〇〇八・二〇	ＣＣ（第〇八〇四・三〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・四〇	ＣＣ（第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・五〇	ＣＣ（第〇八〇九・一〇号又は第〇八一一・九〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・七〇	ＣＣ（第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一一・九〇号の桃からの変更を除く。）
二〇〇八・八〇	ＣＣ（第〇八一〇・一〇号又は第〇八一一・一〇号の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九七	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。）。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。（液体又はゼラチンに入った混合物に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二〇〇八・九九	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバからの変更を除く。）
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	ＣＣ（第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	ＣＣ（第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・八九	ＣＣ（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八一〇・九〇号のパッションフルーツからの変更を除く。）
二〇〇九・九〇	非原産材料の価額が産品の価額の五十五パーセントを超えないこと（関税分類の変更を必要としない。）。 ＣＣ（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。）（麦茶に限る。） ＣＣ（その他の産品）
二一〇一・三〇	ＣＴＨ
二一〇三・一〇	ＣＣ（第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。）（ケチャップに限る。） ＣＴＳＨ（その他の産品）
二一〇三・二〇	ＣＴＨ
二一〇三・三〇	ＣＴＳＨ
二一〇三・九〇	ＣＴＨ
二一・〇四	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）
二一・〇五	ＣＴＳＨ
二一〇六・一〇	ＣＴＳＨ
二一〇六・九〇	ＣＣ（第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。）（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ（第二〇類の材料からの変更を除く。）（ゼラチンに入った果実であって、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるものに限る。） ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品に限る。） ＣＣ（第一七類の材料からの変更を除く。）（糖水に限る。） ＣＣ。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超える調製品に限る。） ＣＣ（第一二一二・九九号の材料からの変更を除く。）（こんにゃく調製品に限る。） ＣＴＳＨ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。
二一〇二・九一―二一〇二・九九	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（ミルクを含有する飲料に限る。） ＣＣ（第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二一〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。）（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）に限る。） ＣＣ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。

二二〇六〇〇・一〇〇	ＣＴＨ	
二二・〇九	ＣＴＨ	
二三〇九・一〇	ＣＴＨ	
二三〇九・九〇	ＣＴＨ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）（飼料用に供する種類の調製品であって、乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるものに限る。） ＣＴＨ。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。（ペットフード以外の調製品であって、米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものに限る。） ＣＴＨ（その他の産品） 注　二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。	
二九〇五・四三―二九〇五・四五	ＣＴＳＨ	
三三〇一・一二―三三〇一・九〇	ＣＴＳＨ	
三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	ＣＴＳＨ	
三五〇二・一一―三五〇二・一九	ＣＴＨ	
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	ＣＴＳＨ	
三五・〇四	ＣＴＨ	
三五〇五・一〇―三五〇五・二〇	ＣＴＨ	
三八〇九・一〇	ＣＴＨ	
三八二三・一一―三八二三・七〇	ＣＴＳＨ	

（附属書Ⅱは、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。）

審査報告書

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

外交防衛委員長　北村　経夫

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立することにより、両国間のデジタル貿易を促進することを目的とするものである。この協定の締結により、我が国とアメリカ合衆国との間のデジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結び付きがより強固になることを通じ、両国間の貿易が安定的に拡大し、ひいては自由で開かれた国際経済の発展につながることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月十九日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「両締約国」という。）は、次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(a)　「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であって、問題を解決し、又は結果を得るために行われるものをいう。

(b)　「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(c)　「対象企業」とは、一方の締約国について、当該締約国の領域に所在し、かつ、他方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する企業であって、この協定の効力発生の日に存在するもの又はその後に設立され、取得され、若しくは拡張されるものをいう。

(d)　「対象金融サービス提供者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　他方の締約国の金融機関

(ii)　一方の締約国の金融規制当局による規制、監督又は免許、認可、許可若しくは登録の対象となる他方の締約国の金融サービス提供者（他方の締約国の金融機関を除く。）

(e)　「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　対象企業

(ii)　他方の締約国の者

(f)　「関税」には、産品の輸入に際し、又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金並びに産品の輸入に関連して課される付加税及び加重税を含む。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　輸入に関連する手数料その他の課徴金であって、提供された役務の費用に応じたもの

(iii)　ダンピング防止税又は相殺関税

(g)　「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができるものをいう（注）。

注　デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

(h)　「電子認証」とは、電子的な通信又は取引の当事者の同一性を検証し、及び電子的な通信の信頼性を確保するための処理又は行為をいう。

(i)　「電子署名」とは、電子文書又は電子メッセージに含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式でのデータであって、当該電子文書又は電子メッセージとの関係において署名者を特定するために及び署名者が当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報を承認することを示すために利用することができるものをいう（注）。

注　日本国においては、電子署名については、当該電子文書又は電子メッセージに含まれる情報が改変されていないことが当該データにより確証されるものであるとの要件を満たさなければならない。

(j)　「電子的な送信」又は「電子的に送信される」とは、電磁的手段を用いて送信されることをいう。

(k)　「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係の法律に基づいて設立され、又は組織される事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体その他これらに類する組織を含む。）をいう。

(l)　「他方の締約国の企業」とは、他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業であって、他方の締約国の領域において実質的な事業活動に従事しているものをいう。

(m)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(n)　「金融機関」とは、締約国の領域に所在する金融仲介機関その他の企業であって、当該締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、及び金融機関として規制され、又は監督されるものをいう。

(o)　「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国の領域に所在する金融機関（その支店を含む。）であって、他方の締約国の者が支配するものをいう。

(p)　「金融市場の基盤」とは、清算し、決済し、又は支払、有価証券若しくは派生商品の取引その他の金融取引を記録するために利用される複数の参加者で構成されるシステムであって、対象金融サービス提供者が他の金融サービス提供者（当該システムの運営者を含む。）と共に参加するものをいう。

(q)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するサービスをいう。金融サービスには、全ての保険及び保

険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）並びに金融の性質を有するサービスに付随するサービス又は金融の性質を有するサービスの補助的なサービスを含み、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(i)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(A)　生命保険

(B)　生命保険以外の保険

(ii)　再保険及び再再保険

(iii)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(iv)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）

(v)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(vi)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(vii)　ファイナンス・リース

(viii)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(ix)　保証

(x)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(A)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(B)　外国為替

(C)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(D)　為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）

(E)　譲渡可能な有価証券

(F)　他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(xi)　全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(xii)　資金媒介業

(xiii)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(xiv)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(xv)　その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転並びに金融データの処理及び関連ソフトウェアのサービス

(xvi)　(v)から(xv)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオに関する調査及び助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(r)　「金融サービスのコンピュータ関連設備」とは、対象金融サービス提供者についての免許、認可、許可又は登録の対象となる業務の実施に関する情報の処理又は保存のためのコンピュータ・サーバー又は記憶装置をいう。ただし、次のもののコンピュータ・サーバー又は記憶装置及び次のものへのアクセスのために利用するコンピュータ・サーバー又は記憶装置を含まない。

(i)　金融市場の基盤

(ii)　有価証券又は派生商品（例えば、先物、オプション、スワップ）の取引所又は市場

(iii)　対象金融サービス提供者に対して規制権限又は監督権限を行使する非政府機関

(s)　「他方の締約国の金融サービス提供者」とは、一方の締約国の領域内で又は一方の締約国の者に対し金融サービスを提供し、又は提供しようとする他方の締約国の者をいう。

(t)　「詐欺的又は欺まん的な商業活動」とは、消費者に実害をもたらす詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的若しくは欺まん的な商業上の行為をいい、次の行為を含む。

(i)　重要な事実に関して誤った表示（その暗示を含む。）を行う行為であって、誤認した消費者の経済

的利益に重大な損失をもたらすもの

(ii) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為

(iii) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引き落としを行う行為

(u) 「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(v) 「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。

(w) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報（データを含む。）であって、中央政府が保有するものをいう。

(x) 「情報コンテンツ・プロバイダ」とは、インターネットその他のコンピュータを利用した双方向サービスを通じて提供される情報の全部又は一部を作成する者又は事業体をいう。

(y) 「コンピュータを利用した双方向サービス」とは、複数の利用者によるコンピュータ・サーバーへの電子的なアクセスを提供し、又は可能とするシステム又はサービスをいう。

(z) 「他方の締約国の投資家」とは、一方の締約国の領域において、投資を行おうとし、行っており、又は既に行った他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。

(aa) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(bb) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国の法律の下で他方の締約国の国民である自然人をいう。

(cc) 「者」とは、自然人又は企業をいう。

(dd) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

(ee) 「他方の締約国の者」とは、他方の締約国の自然人又は他方の締約国の企業をいう。

(ff) 「一方の締約国の者」とは、一方の締約国の自然人又は一方の締約国の企業をいう。

(gg) 「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(hh) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための条約その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(ii) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、消費税を含むが、次のものを含まない。

(i) (f)に定義する「関税」

(ii) (f)(ii)及び(iii)に掲げる措置

(jj) 「要求されていない商業上の電子メッセージ」とは、インターネット接続サービスの提供者又は他の電気通信サービスを通じ、受信者の同意なしに又は受信者の明示的な拒否に反して、商業上又はマーケティング上の目的で電子的なアドレスに送信される電子メッセージをいう。

(kk) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条　適用範囲

1　この協定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、電子的手段による貿易に影響を及ぼすものについて適用する。

2　この協定は、次のものについては、適用しない。

(a) 政府調達

(b) 政府の権限の行使として提供されるサービス

(c) 締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）。ただし、第二十条に規定するものを除く。

第三条　一般的例外

1　この協定の全ての規定（第二十一条の規定を除く。）の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第二十一条の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第四条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提

供又はそのような情報へのアクセスを要求すること。

(b)　締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

第五条　信用秩序の維持のための例外並びに金融政策及び為替政策のための例外

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（注）（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは金融サービス提供者が負う者を保護するための措置又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し、又は維持することを妨げられない。当該信用秩序の維持のための措置は、この協定の規定に適合しない場合には、当該規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

注　両締約国は、「信用秩序の維持」には、個々の金融機関又は金融サービス提供者の安全性、健全性又は財務上の責任の維持並びに支払及び清算の制度の安全性並びに財務上及び運営上の健全性の維持を含むことを了解する。

2　この協定のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であって公的機関が金融政策若しくは関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しない。

第六条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づくいずれの締約国の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3　2の規定に従うことを条件として、

(a)　第八条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）及び遺産、相続、贈与又は世代を飛ばした財産の移転に対する租税を除く。

注　この(a)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

(b)　第八条の規定は、所得、譲渡収益、法人の課税対象財産又は投資若しくは財産の価額（注）に対する租税に係る課税措置（投資又は財産の移転に対するものを除く。）であって、特定のデジタル・プロダクトの購入又は消費に関するものについて適用する。ただし、第一文の規定は、締約国が、当該デジタル・プロダクトの購入又は消費に関する利益の享受又はその継続のための条件として、当該デジタル・プロダクトを自国の領域において提供することを要求することを妨げるものではない。

注　この(b)の規定は、各締約国の法令に基づいて当該投資又は財産の価額を決定するために用いられる方法に影響を及ぼすものではない。

ただし、第八条のいかなる規定も、次のものについては、適用しない。

(c)　租税条約に基づいて締約国が与える利益に関する最恵国待遇の義務

(d)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないもの

(e)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの継続又は即時の更新

(f)　現行の租税に係る課税措置の規定のうち同条の規定に適合しないものの改正（当該改正において当該租税に係る課税措置と同条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

(g)　租税の公平な又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする新たな租税に係る課税措置（課税を目的として居住地に基づいて者を区別する租税に係る課税措置を含む。）の採用又は実施。ただし、当該租税に係る課税措置が両締約国の者、物品又はサービスの間で恣意的な差別を行わないことを条件とする。（注）

注　両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(d)の規定がサービス及び直接税に限定されないものとみなした場合の同条(d)の注の規定を参照して、この(g)の規定を解釈しなければならないことを了解する。

(h)　年金信託、年金計画、退職年金基金その他の制度であって、年金若しくは退職年金の支払又は類似の給付を行うためのものに関し、締約国が、当該制度に対する継続的な権限、規制又は監督の維持を要求することを、当該制度への拠出又は当該制度の収入に関する利益の享受又はその継続のための条件とする規定

(i)　保険料に対する消費税（当該消費税が他方の締約国によって課されていたとしたならば、(d)から(f)までの規定の対象となったであろうものに限る。）

第七条　関税

いずれの締約国も、一方の締約国の者と他方の締約国の者との間の電子的な送信（電子的に送信されるコ

ンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない。

第八条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき初めて利用可能なものとされたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない（注）。

注　この1の規定の適用上、第三国のデジタル・プロダクトは、「同種のデジタル・プロダクト」である限りにおいて、「他の同種のデジタル・プロダクト」に該当する。

2　この条の規定は、締約国によって交付される補助金又は行われる贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

3　この条のいかなる規定も、締約国が放送（注）の提供に従事する企業における外国資本の参加の割合を制限する措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。

注　この3の規定の適用上、日本国については、「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいい（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号）、オンデマンド・サービス（インターネット上で提供されるそのようなサービスを含む。）を含まない。

4　1の規定は、知的財産権に関し、知的財産に関する両締約国間の二国間協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、又は当該二国間協定が存在しない場合には両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に基づく権利及び義務に抵触する限りにおいて、適用しない。

第九条　国内の電子的な取引の枠組み

1　各締約国は、電子的な取引を規律する法的枠組みであって、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法の原則に適合するものを維持する。

2　各締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること。

(b)　電子的な取引を規律する自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすること。

第十条　電子認証及び電子署名

1　締約国は、自国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、署名が電子的な形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的な有効性を否定してはならない。

2　いずれの締約国も、電子認証又は電子署名に関する次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が当該取引のための適当な電子認証の方式又は電子署名を相互に決定することを禁止することとなる措置

(b)　電子的な取引の当事者が当該取引について電子認証又は電子署名に関する法的な要件を満たしていることを司法当局又は行政当局に対して証明する機会を得ることを妨げることとなる措置

3　締約国は、2の規定にかかわらず、特定の区分の取引について、電子認証の方式又は電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の法令に従って認定された当局によって認証されることを要求することができる。

第十一条　情報の電子的手段による国境を越える移転

1　いずれの締約国も、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止し、又は制限してはならない。

2　この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であって、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために必要なものを採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。（注）

注　ある措置が、データの移転に関し、当該移転が国境を越えるものであることのみを理由として、競争条件の変更により対象者に不利益をもたらすような態様で当該移転に対して異なる待遇を与える場合には、当該措置は、この2の規定の要件を満たさない。

(a)　恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。

(b)　目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。

第十二条　コンピュータ関連設備の設置

1　いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。

2　この条の規定は、対象金融サービス提供者については、適用しない。対象金融サービス提供者については、次条において取り扱う。

第十三条　対象金融サービス提供者のための金融サービスのコンピュータ関連設備の設置

1　両締約国は、対象金融サービス提供者の情報（当該対象金融サービス提供者の取引及び運営の基礎となる情報を含む。）への締約国の金融規制当局による迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスが金融に係る規制及び監督のために不可欠であることを認識し、並びに当該アクセスへの潜在的な全ての制限を撤廃することの必要性を認識する。

2　いずれの締約国も、対象金融サービス提供者が当該締約国の領域外において利用し、又は設置する金融サービスのコンピュータ関連設備において処理され、又は保存される情報に対し、当該締約国の金融規制当局が、規制及び監督を目的として、迅速、直接的、完全及び継続的なアクセスを認められる場合には、対象金融サービス提供者に対し、当該締約国の領域において事業を実施するための条件として、当該領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない（注）。

注　締約国は、この協定に反しない措置（第五条の規定に適合する措置を含む。）を採用し、又は維持することができる。

3　各締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求する前に、実行可能な範囲内で、当該対象金融サービス提供者に対し、2に規定する情報へのアクセスが不十分であることを改善するための合理的な機会を与える（注）。

注　締約国は、対象金融サービス提供者に対して当該締約国の領域において金融サービスのコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求することができる。ただし、当該締約国の金融規制当局が2に規定する情報へのアクセスを認められない場合に限る。

第十四条　オンラインの消費者の保護

1　両締約国は、消費者がデジタル貿易を行うに当たり、当該消費者を詐欺的又は欺まん的な商業活動から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。

2　各締約国は、オンライン上の商業活動を行う消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある詐欺的又は欺まん的な商業活動を禁止するため、消費者の保護に関する法律を制定し、又は維持する。

第十五条　個人情報の保護

1　各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する（注）。

注　締約国は、プライバシー、個人情報又は個人データを保護する包括的な法律、プライバシーを対象とする分野別の法律、企業によるプライバシーに関する自主的な取組の実施について定める法律等の措置を採用し、又は維持することにより、この1に定める義務を履行することができる。

2　各締約国は、個人情報の保護であって自国がデジタル貿易の利用者に提供するものに関する情報を公表する。当該情報には、次の方法に関するものを含める。

(a)　自然人が救済を得ることができる方法

(b)　企業が法的な要件を満たすことができる方法

3　各締約国は、個人情報を保護するために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識しつつ、このような異なる制度の間の相互運用性を促進する仕組みの整備を奨励すべきである。

4　両締約国は、個人情報を保護するための措置の遵守を確保すること及び個人情報の国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであることを確保することの重要性を認識する。

第十六条　要求されていない商業上の電子メッセージ

1　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージに関する次の措置を採用し、又は維持する。

(a)　要求されていない商業上の電子メッセージの提供者に対し、受信者が当該要求されていない商業上の電子メッセージの現に行われている受信の防止を円滑に行うことができるようにすることを要求する措置

(b)　自国の法令によって特定された方法により、商業上の電子メッセージを受信することについて受信者の同意を要求する措置

2　各締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって、1の規定に従って採用し、又は維持する措置を遵守しないものに対し、その遵守を求める手段について定める。

第十七条　ソース・コード

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の一方の締約国の領域における輸入、流通、販売又は使用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転若しくは当該ソース・コードへのアクセス又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムの移転若しくは当該アルゴリズムへのアクセスを要求してはならない。

2　この条の規定は、一方の締約国の規制機関又は司法当局が、他方の締約国の者に対し、特定の調査、検査、検討、執行活動又は司法手続のため、ソフトウェアのソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを保存し、又は入手可能なものとすること（注）を要求することを妨げるものではない。ただし、当該ソース・コード及び当該アルゴリズムを許可されていない開示からの保護の対象とすることを条件とする。

注　ソフトウェアのソース・コードの営業上の秘密としての地位が当該営業上の秘密の保有者により主張される場合には、当該ソース・コード又は当該ソース・コードにおいて表現されるアルゴリズムを入手可能なものとすることは、当該地位に悪影響を及ぼすものと解してはならない。

第十八条　コンピュータを利用した双方向サービス（注）

注　この条の規定は、第三条の規定に従うものとする。同条の規定は、この協定の適用上、特にサービス貿易一般協定第十四条(a)の規定に基づく公衆の道徳の保護のために必要な措置のための例外が、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを定める。両締約国は、オンライン上の性的取引、児童の性的搾取及び売春からの保護のために必要な措置（例えば、アメリカ合衆国の千九百三十四年の通信法を改正する「二千十七年のオンライン上の性的取引に対する州及び被害者による対策法」（第百十五議会第百六十四号一般法律））が公衆の道徳の保護のために必要な措置であることに合意する。

1　両締約国は、コンピュータを利用した双方向サービスをデジタル貿易を増進するために不可欠なものとして促進することの重要性（中小企業にとっての重要性を含む。）を認識する。

2　このため、4に規定する場合を除くほか、いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスによって保存され、処理され、送信され、流通し、又は利用可能なものとされる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならない。ただし、当該提供者又は利用者が当該情報の全部又は一部を作成した場合を除く。（注）

注　締約国は、自国の法令を通じて又は司法上の決定により適用される現行の法の原則を通じてこの条の規定を遵守することができる。

3　いずれの締約国も、コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者による次の行為を理由として、当該提供者又は利用者に責任を負わせてはならない。

(a)　当該提供者若しくは利用者がコンピュータを利用した双方向サービスを提供し、若しくは利用することを通じてアクセス可能若しくは利用可能となるデータであって、当該提供者若しくは利用者が有害であり、若しくは異議が申し立てられる可能性があると認めるものへのアクセス又は当該データの利用可能性を制限するために誠実かつ自発的に行った行為

(b)　情報コンテンツ・プロバイダその他の者が有害であり、又は異議が申し立てられる可能性があると認めるデータへのアクセスを制限することができるような技術的手段を可能とし、又は利用可能とするために行った行為

4　この条のいかなる規定も、

(a)　知的財産に関する締約国の措置（知的財産の侵害に係る責任について取り扱う措置を含む。）については、適用しない。

(b)　知的財産権の保護又は行使のための締約国の能力を拡大し、又は減ずるものと解してはならない。

(c)　次のことを妨げるものと解してはならない。

(i)　締約国が刑事法を執行すること。

(ii)　コンピュータを利用した双方向サービスの提供者又は利用者が法執行当局の特定のかつ合法的な命令を遵守すること。

第十九条　サイバーセキュリティ

1　両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威がデジタル貿易に対する信頼を損なうものであることを認識する。したがって、両締約国は、次のことを行うよう努める。

(a)　コンピュータの安全性に係る事象への対応について責任を負うそれぞれの権限のある当局の能力を構築すること。

(b)　電子的なネットワークに影響を及ぼす悪意のある侵入又は悪意のコードの拡散を特定し、及び軽減するために協力するための現行の協力の仕組みを強化すること並びに当該仕組みをサイバーセキュリティに係る事象への迅速な対処のために並びに意識の向上及び良い慣行に関する情報の共有のために利用すること。

2　両締約国は、サイバーセキュリティに対する脅威の進化する性質に鑑み、当該脅威に対処するに当たって、定められている規制よりも危険性に基づいた方法が一層効果的なものとなることができることを認識する。したがって、各締約国は、サイバーセキュリティ上の危険を特定し、及び当該危険を防止するため

並びにサイバーセキュリティに係る事態の発見、当該事態への対応及び当該事態からの回復のため、危険性に基づいた方法（コンセンサス方式による基準及び危険度に応じた管理手法に関する良い慣行に依拠するもの）を採用するよう努め、及び自国の領域内の企業に対し、当該方法を利用することを奨励するよう努める。

第二十条　政府の公開されたデータ

1　両締約国は、政府の情報への公衆のアクセス及び政府の情報の公衆による利用を容易にすることが経済的及び社会的な発展、競争力並びにイノベーションを促進することを認識する。

2　締約国は、自国が政府の情報を公衆により利用可能なものとすることを選択する限りにおいて、政府の情報が機械による判読が可能であり、及び開かれた様式であること並びに検索、抽出、利用、再利用及び再配布することができるものであることを確保するよう努める。

3　両締約国は、特に中小企業のため、事業機会を増大させ、及び創出する観点から、各締約国が公衆により利用可能なものとした政府の情報へのアクセス及び当該政府の情報の利用を当該締約国が拡大することができる方法を特定するために協力するよう努める。

第二十一条　暗号法を使用する情報通信技術産品

1　この条の規定の適用上、

(a)　「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵を平文と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。

(b)　「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一若しくは二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数）又は関連する暗号鍵の管理を使用する情報の変換に限る。

(c)　「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を再転換及び暗号法の適当な暗号鍵なしには容易に理解することができない形式（暗号文）に転換することをいう。

(d)　「情報通信技術産品」とは、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む。）である産品又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である産品をいう。

(e)　「暗号鍵」とは、当該暗号鍵を知る主体は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができるが、当該暗号鍵を知らない主体はこれらを行うことができないような方法によって当該演算を決定するパラメーターであって、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。

2　この条の規定は、暗号法を使用する情報通信技術産品について適用する（注）。ただし、この条の規定は、次のものについては、適用しない。

注　この条の規定の適用上、情報通信技術産品には、金融商品を含まない。

(a)　締約国の法執行当局（サービス提供者であって、自らが管理する暗号化を使用するものに対し、当該締約国の法的手続に従い暗号化されていない通信を提供するよう要求する場合に限る。）

(b)　金融商品の規制

(c)　締約国の政府（中央銀行を含む。）が所有し、又は管理するネットワーク（利用者の装置を含む。）へのアクセスに関して当該締約国が採用し、又は維持する要件

(d)　締約国が金融機関又は金融市場に関連する監督、調査又は検査の権限に基づいてとる措置

(e)　締約国の政府による又は締約国のための情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用

3　いずれの締約国も、暗号法を使用し、及び商業上の目的のために設計された情報通信技術産品に関し、当該情報通信技術産品の製造、販売、流通、輸入又は使用の条件として、当該情報通信技術産品の製造者又は供給者に対して次のいずれかのことを要求してはならない。

(a)　当該締約国又は当該締約国の領域に所在する者に対し、暗号法に関連する財産的価値を有する情報を移転し、又は当該情報へのアクセスを提供すること（特定の技術、生産工程その他の情報（例えば、非公開の暗号鍵その他の秘密のパラメーター、アルゴリズムの仕様その他設計の詳細）の開示によるものを含む。）。

(b)　情報通信技術産品の開発、製造、販売、流通、輸入又は使用について、当該締約国の領域に所在する者と提携し、又は協力すること。

(c)　特定の暗号化アルゴリズム又は暗号を使用し、又は統合すること。

第二十二条　改正、効力発生及び終了

1　両締約国は、この協定の改正につき書面により合意することができる。改正は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続に従って当該改正の承認を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締

約国が決定する他の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により相互に通告した日の後三十日で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

3　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。その終了は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行った日の後四箇月で、又は両締約国が決定する他の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十月七日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
杉山晋輔

アメリカ合衆国のために
ロバート・Ｅ・ライトハイザー

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件　会社法の一部を改正する法律案

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

経済産業委員長　礒﨑　哲史

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（第百九十八回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承認することを議決した。

よってこれを送付する。

令和元年十一月二十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成三十一年四月九日閣議決定）に基づき、平成三十一年四月十四日から平成三十三年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

会社法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

法務委員長　竹谷とし子

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月二十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

（小字及び――は衆議院修正）

会社法の一部を改正する法律

会社法の一部を改正する法律

会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二条」を「第二百一条の二」に、「株主総会及び種類株主総会等」に、「第二款　種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）」を「第二款　種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条の二）」に、「株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）提供措置（第三百二十五条の二―第三百二十五条の七）」に、「第十一節　役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条）」を「第十一節　役員等の損害賠償責任（第四百二十三条―第四百三十条の三）」に、「第二章　社債管理者（第七百二条―第七百十四条）」を「第二章　社債管理者（第七百二条―第七百十四条の二）　第二章の二　社債管理補助者（第七百十四条の二―第七百十四条の七）」に、「第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転」を「第五編　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付」に、「第五章　組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手続」を「第四章の二　株式交付（第七百七十四条の二―第七百七十四条の十一）　第五章　組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の手続」に、「第六編　外国会社（第八百十七条―第八百二十三条）」を「第四節　株式交付の手続（第八百十六条の二―第八百十六条の十）　第六編　外国会社（第八百十七条―第八百二十三条）」に、「第二節　会社の登記（第九百十一条―第九百三十九条）」を「第一款　本店の所在地における登記（第九百十一条―第九百二十九条）　第二款　支店の所在地における登記（第九百三十条―第九百三十二条）」に改める。

第二条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二　株式交付　株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

第三十九条に次の一項を加える。

5　第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

第二編第二章第八節第一款中第二百二条の次に次の一条を加える。

（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則）

第二百二条の二　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第百九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二　募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

2　前項各号に掲げる事項を定めた場合における第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百条及び前条の規定は、適用しない。

3　指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二百五条に次の三項を加える。

3　第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、第二百三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。

4　前項に規定する場合における前条第三項並びに第二百六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二百六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日）」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。

5　指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二百九条に次の一項を加える。

4　第一項の規定にかかわらず、第二百二条の二第一項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

第二百三十四条第一項に次の一号を加える。

九　株式交付　株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

第二百三十六条に次の二項を加える。

3　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議によ

る第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一　取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二　定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

4　指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号ロに定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二編第四章第一節の節名中「種類株主総会」を「種類株主総会等」に改める。

第三百一条第一項中「この款」を「この節」に改める。

第三百四条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該議案が法令又は定款に違反する場合

二　株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三　当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第三百五条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四　定款の変更に関する二以上の議案　当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5　前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

第三百五条に次の二項を加える。

6　前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、適用しない。

一　第一項の議案が法令又は定款に違反する場合

二　株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第一項の規定による請求をする場合

三　第一項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第三百十条第七項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第三百十条に次の一項を加える。

8　株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

5　株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項

の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第三百十二条に次の一項を加える。

6　株式会社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百二十二条第一項に次の一号を加える。

十四　株式交付

第三百二十四条第二項に次の一号を加える。

七　第八百十六条の三第三項の種類株主総会

第二編第四章第二節に次の一款を加える。

第三款　電子提供措置

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第三百二十五条の二　株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一条第三項第十二号の二及び第九百七十六条第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　株主総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第四百三十七条の計算書類及び事業報告

四　第四百四十四条第六項の連結計算書類

（電子提供措置）

第三百二十五条の三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（以下この款において「電子提供措置開始日」という。）から株主総会の日後三箇月を経過する日までの間（以下この款において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一　第二百九十八条第一項各号に掲げる事項

二　第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三　第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項

四　第三百五条第一項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領

五　株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百三十七条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

六　株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百四十四条第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

七　前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2　前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九条第一項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

3　第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を同法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（株主総会の招集の通知等の特則）

第三百二十五条の四　前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九条第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあっては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）」とあるのは、「一週間」とする。

2　第二百九十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　電子提供措置をとっているときは、その旨

二　前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3　第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、第二百九十九条第一項の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

（書面交付請求）

第三百二十五条の五　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、第三百二十五条の三第一項各号（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下この条において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2　取締役は、第三百二十五条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4　書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日（当該株主が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

5　前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第三百二十五条の六　第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第七号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一　電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

二　電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三　電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四　株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

（株主総会に関する規定の準用）

第三百二十五条の七　第三百二十五条の三から前条まで（第三百二十五条の三第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。）の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項各号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第三百二十五条において準用する場合に限る。次項、次条及び第三百二十五条の五において同じ。）」と、「第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合に限る。）」と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項」と、「第三百二条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百二条第一項」と、「第二百五条第一項」とあるのは「第三百五条第一項（第三百二十五条において準用する場合に限る。次条第四項において同じ。）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「株主（ある種類の株式の株主に限る。次条から第三百二十五条の六までにおいて同じ。）」と、第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第四項」と、「第二百九十九条第二項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「第三百二十五条第一項第五号」と、「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と読み替えるものとする。

第三百二十七条の二の見出しを「（社外取締役の設置義務）」に改め、同条中「事業年度の末日において」を削り、「が社外取締役を置いていない場合には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければ」を「は、社外取締役を置かなければ」に改める。

第三百三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（取締役の資格等）」を付し、同条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

第三百三十一条の二　成年被後見人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

2　被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定は、保佐人が民法第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4　成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

第三百三十五条第一項中「第二項」の下に「並びに第三百三十一条の二」を加える。

第三百四十八条の次に次の一条を加える。

（業務の執行の社外取締役への委託）

第三百四十八条の二　株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2　指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3　前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業

務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

第三百六十一条第一項第三号中「もの」の下に「（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

四　報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

五　報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項

イ　当該株式会社の募集株式　取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

ロ　当該株式会社の募集新株予約権　取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

第三百六十一条第四項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

7　次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

一　監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二　監査等委員会設置会社

第三百九十九条の十三第五項中第十七号を第二十一号とし、第十号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二　補償契約（第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百十六条第四項第十四号において同じ。）の内容の決定

十三　役員等賠償責任保険契約（第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百十六条第四項第十五号において同じ。）の内容の決定

第三百九十九条の十三第五項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　第三百四十八条の二第一項の規定による委託

七　第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

第三百九十九条の十三第五項に次の一号を加える。

二十二　株式交付計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

第四百二条第四項中「第三百三十一条第一項」の下に「及び第三百三十一条の二」を加える。

第四百九条第三項中「を決定しなければ」を「について決定しなければ」に改め、同項第三号中「もの」の下に「（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　当該株式会社の募集株式　当該募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項

四　当該株式会社の募集新株予約権　当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

五　次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭　当該イ又はロに定める事項

イ　当該株式会社の募集株式　執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項

ロ　当該株式会社の募集新株予約権　執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

第四百十六条第四項中第二十号を第二十三号とし、第十三号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　補償契約の内容の決定

十五　役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第四百十六条第四項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第三百四十八条の二第二項の規定による委託

第四百十六条第四項に次の一号を加える。

二十四　株式交付計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

第四百二十三条第一項中「この節」を「この章」に改める。

第二編第四章に次の一節を加える。

第十二節　補償契約及び役員等のために締結される保険契約

（補償契約）

第四百三十条の二　株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重

大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

5　前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。

6　第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。

7　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第四百三十条の三　株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならない。

2　第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第四百四十五条第五項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に改め、同条に次の一項を加える。

6　定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号ロに掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号ロに定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

第四百七十八条第八項中「及び第三百三十一条第一項」を「、第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二」に、「同条第五項」を「第三百三十一条第五項」に改める。

第五百九条第一項第三号中「第五編第四章」の下に「及び第四章の二」を加え、「第五章」を「同編第五章」に、「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改める。

第六百七十六条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六百七十六条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六百八十一条第一号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第七百六条第一項第一号中「その債務」の下に「若しくはその債務」を加える。

第四編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二　社債管理補助者

（社債管理補助者の設置）

第七百十四条の二　会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の資格）

第七百十四条の三　社債管理補助者は、第七百三条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。

（社債管理補助者の権限等）

第七百十四条の四　社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二　強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三　第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2　社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　社債に係る債権の弁済を受けること。

二　第七百五条第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三　第七百六条第一項各号に掲げる行為

四　社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3　前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　前項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　当該社債の全部についてするその支払の請求

ロ　当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ　当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二　前項第三号及び第四号に掲げる行為

4　社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5　第七百五条第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）

第七百十四条の五　二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。

2　社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（社債管理者等との関係）

第七百十四条の六　第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四条

の二の規定による委託に係る契約は、終了する。

（社債管理者に関する規定の準用）

第七百十四条の七　第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十条第一項、第七百十一条、第七百十三条及び第七百十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四条中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百十一条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「において」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「第七百十四条の二」と、第七百十四条第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百三条各号に掲げる」とあるのは「第七百十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

第七百十七条第二項中「社債権者集会は、」の下に「次項又は」を加え、同条に次の一項を加える。

3　次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一　次条第一項の規定による請求があった場合

二　第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

第七百十八条第一項及び第四項中「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改める。

第七百二十条第一項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百二十四条第二項第二号中「第七百六条第一項」の下に「、第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」を加える。

第七百二十九条第一項中「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改め、同項ただし書中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を、「第七百七条」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第七百三十一条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加える。

第七百三十五条の次に次の一条を加える。

（社債権者集会の決議の省略）

第七百三十五条の二　社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。

2　社債発行会社は、前項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4　第一項の規定により社債権者集会の決議があったものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで（第七百三十四条第二項を除く。）の規定は、適用しない。

第七百三十七条第一項中「社債管理者又は代表社債権者（社債管理者があるときを除く。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　社債管理者がある場合　社債管理者

二　社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があったとき　社債管理補助者

三　前二号に掲げる場合以外の場合　代表社債権者

第七百四十条第一項中「又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」に改め、同条第三項中「及び第八百十条第二項（」を「、第八百十条第二項（に、「の規定の」を「及び第八百十六条の八第二項の規定の」に、「及び第七百九十九条第二項」を「、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」に改め、「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百四十一条第一項及び第二項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、同条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を、「含む。）」の下に「又は第七百十四条の四第二項第一号」を加える。

第五編の編名中「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改める。

第五編第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二　株式交付

（株式交付計画の作成）

第七百七十四条の二　株式会社は、株式交付をすることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

（株式交付計画）

第七百七十四条の三　株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二　株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三　株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四　株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項

五　株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ　当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ　当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ　当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六　前号に規定する場合には、株式交付子会社

の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七　株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八　前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ　当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ　当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ　当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ　当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九　前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

十　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

十一　株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2　前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない。

3　第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一　ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二　前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4　第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5　前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み）

第七百七十四条の四　株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　株式交付親会社の商号

二　株式交付計画の内容

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2　株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5　株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったとき（第八百十六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6　株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

7　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て）

第七百七十四条の五　株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則）

第七百七十四条の六　前二条の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（株式交付子会社の株式の譲渡し）

第七百七十四条の七　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数につ

いて株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一　申込者　第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

二　前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者　その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

2　前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限）

第七百七十四条の八　民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2　株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用）

第七百七十四条の九　第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替えるものとする。

（申込みがあった株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合）

第七百七十四条の十　第七百七十四条の五及び第七百七十四条の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。

（株式交付の効力の発生等）

第七百七十四条の十一　株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2　第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。

3　次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一　第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合　同号イの社債の社債権者

二　第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合　同号ロの新株予約権の新株予約権者

三　第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合　同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4　次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の九において準用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一　第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合　同号イの株式の株主

二　第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合　同号ロの社債の社債権者

三　第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合　同号ハの新株予約権の新株予約権者

四　第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合　同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5　前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が終了していない場合

二　株式交付を中止した場合

三　効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない場合

四　効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の三第一項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる者がない場合

6　前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十四条の七第一項各号（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五編第五章の章名中「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改める。

第五編第五章に次の一節を加える。

第四節　株式交付の手続

（株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第八百十六条の二　株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2　前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一　株式交付計画について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によってその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二　第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三　第八百十六条の八の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3　株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　第一項の書面の閲覧の請求

二　第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式交付計画の承認等）

第八百十六条の三　株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

2　株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

3　株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であって、第百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

一　株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき　第七百七十四条の三第一項第三号の種類の株式

二　株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき　第七百七十四条の三第一項第八号イの種類の株式

（株式交付計画の承認を要しない場合等）

第八百十六条の四　前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

一　次に掲げる額の合計額

イ　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

二　株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2　前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

（株式交付をやめることの請求）

第八百十六条の五　株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

（反対株主の株式買取請求）

第八百十六条の六　株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2　前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一　株式交付をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合　次に掲げる株主

イ　当該株主総会に先立って当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ　当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての株主

3　株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

4　次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一　株式交付親会社が公開会社である場合

二　株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合

5　第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7　株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8　株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9　第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第八百十六条の七　株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調ったときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2　株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3　前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4　株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5　株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6　株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7　株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（債権者の異議）

第八百十六条の八　株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。

2　前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一　株式交付をする旨

二　株式交付子会社の商号及び住所

三　株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四　債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3　前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみなす。

5　債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（株式交付の効力発生日の変更）

第八百十六条の九　株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。

2　前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならない。

3　第一項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

4　第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）の規定を適用する。

5　株式交付親会社は、第一項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第七百七十四条の三第一項第十号の期日を変更することができる。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による第七百七十四条の三第一項第十号の期日の変更について準用する。この場合において、第四項中「この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）」とあるのは、「第七百七十四条の四、第七百七十四条の十及び前項」と読み替えるものとする。

（株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第八百十六条の十　株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2　株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3　株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあっては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一　前項の書面の閲覧の請求

二　前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三　前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四　前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第八百二十八条第一項に次の一号を加える。

十三　株式会社の株式交付　株式交付の効力が生じた日から六箇月以内

第八百二十八条第二項に次の一号を加える。

十三　前項第十三号に掲げる行為　当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であった者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者

第八百三十四条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　株式会社の株式交付の無効の訴え

株式交付親会社

第八百三十六条第二項中「債権者」の下に「又は株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者」を加える。

第八百三十九条中「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

第八百四十四条の次に次の一条を加える。

（株式交付の無効判決の効力）

第八百四十四条の二　株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。）を交

付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。）を返還しなければならない。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2　前項前段に規定する場合には、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。

第八百四十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

（和解）

第八百四十九条の二　株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一　監査役設置会社　監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）

二　監査等委員会設置会社　各監査等委員

三　指名委員会等設置会社　各監査委員

第八百五十条の見出しを削る。

第八百六十八条第四項中「、第七百六条第四項」を「及び第七百六条第四項の規定」に、「、第七百十四条第一項」を「並びに第七百十四条第一項」に、「、第七百十八条第三項」を「（これらの規定を第七百十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百十八条第三項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第八百七十条第一項第二号中「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改め、同条第二項第二号中「又は第八百九条第二項」を「、第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項」に改める。

第八百七十四条第一号中「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を、「第七百十四条第三項」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

第七編第四章第二節第一款の款名を削る。

第九百十一条第三項第十二号ロ中「第四号まで」の下に「（ハに規定する場合にあっては、第二号を除く。）」を加え、同号ニ中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三号」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め

第九百十一条第三項第十二号に次のように加える。

ヘ　第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）

第九百十一条第三項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第七編第四章第二節第二款の款名を削る。

第九百三十条から第九百三十二条まで　削除

第九百三十七条第一項中「第一号ト」に規定する場合であって当該決議によって第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」を削り、同条第三項に次の一号を加える。

八　株式会社の株式交付の無効の訴え　株式交付親会社についての変更の登記

第九百三十七条第四項を削る。

第九百三十八条第一項中「（第三号に掲げる場合であって特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあっては、本店及び支店）」を削る。

第九百七十六条中「、事務を承継する社債管理者」の下に「、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者」を加え、同条第七号中「若しくは第八百十五条第一項若しくは第二項」を「、第八百十五条第一項若しくは第二項、第八百十六条の二第一項若しくは第八百十六条の十第一項」に改め、同条第八号中「又は第八百十五条第三項」を「、第八百十五条第三項、第八百十六条の二第一項又は第八百十六条の十第二項」に改め、同条中第十九号を第十八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　第三百二十五条の三第一項（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

第九百七十六条中第十九号の二を第十九号の三とし、同号の前に次の一号を加える。

十九の二　第三百二十七条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

第九百七十六条第二十三号中「含む。）」の下に「又は第四百三十条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二十六号中「又は第八百二十条第一項」を「、第八百十六条の八第二項若しくは第五項又は第八百二十条第一項」に改め、「株式移転」の下に「、株式交付」を加え、同条第三十三号中「第七百十四条第一項」の下に「（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「株主総会及び種類株主総会」を「株主総会及び種類株主総会等」に、「第二款　種類株主総会（第三百二十一条―第三百二十五条）」を「第二款　種類株主総会等（第三百二十一条―第三百二十五条）　第三款　電子提供措置（第三百二十五条の二―第三百二十五条の七）」に、「第一節　会社の登記　第一款　本店の所在地における登記（第九百十一条―第九百二十九条）　第二款　支店の所在地における登記（第九百三十条―第九百三十二条）」を「第二節　会社の登記（第九百十一条―第九百三十二条）」に改める部分に限る。）、第二編第四章第一節の節名の改正規定、第三百一条第一項の改正規定、同節に一款を加える改正規定、第七編第四章第二節第一款の款名を削る改正規定、第九百十一条第三項第十二号の次に一号を加える改正規定、同節第二款の款名を削る改正規定、第九百三十条から第九百三十二条までの改正規定、第九百三十七条第一項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、第九百三十八条第一項の改正規定及び第九百七十六条中第十九号を第十八号の二とし、同号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　この法律による改正後の会社法（以下「新法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律（前

条ただし書に規定する規定については、当該規定。附則第十条において同じ。）の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

（株主提案権に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にされた旧法第三百四条の規定による議案の提出及び会社法第三百五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

（代理権を証明する書面等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にされた旧法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

（社外取締役の設置義務等に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に監査役会設置会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社であり、かつ、同条第六号に規定する大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものについては、新法第三百二十七条の二の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない。この場合において、旧法第三百二十七条の二に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例による。

（補償契約に関する経過措置）

第六条　新法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

（役員等のために締結される保険契約に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

（社債に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前に旧法第六百七十六条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債及びこの法律の施行前に会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があった場合におけるその新株予約権付社債の発行の手続については、新法第六百七十六条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に存する社債であって、社債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。）には、新法第六百七十六条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3　この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（新株予約権に係る登記に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九百十一条第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

法務委員長　竹谷とし子

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月二十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

（小字及び――は衆議院修正）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　法務省関係（第一条―第十七条）
第二章　内閣官房関係（第十八条―第二十条）
第三章　内閣府関係
第一節　本府関係（第二十一条―第二十三条）
第二節　金融庁関係（第二十四条―第四十七条）
第四章　総務省関係（第四十八条―第五十一条）
第五章　財務省関係（第五十二条―第六十四条）
第六章　文部科学省関係（第六十五条―第六十八条）
第七章　厚生労働省関係（第六十九条―第七十九条）
第八章　農林水産省関係（第八十条―第九十二条）
第九章　経済産業省関係（第九十三条―第百十四条）
第十章　国土交通省関係（第百十五条―第百二十三条）
第十一章　罰則に関する経過措置及び政令への委任（第百二十四条・第百二十五条）
附則

第一章　法務省関係

（外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正）

第一条　外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十九条の二」の下に「、第十九条

の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める。

（担保付社債信託法の一部改正）

第二条　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「並びに第七百三十一条第三項」を「、第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項」に、「これらの規定」を「同法第七百十七条第二項」に、「、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する」を「「担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約（以下単に「信託契約」という。）の受託会社」と、同法第七百十八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「、社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「」に改め、「受託会社」と」の下に「、同条第一項中「について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「について」と」を加える。

第三十三条第一項中「議事録」の下に「又は同法第七百三十五条の二第一項の書面若しくは電磁的記録（次項各号において「議事録等」という。）」を加え、同条第二項各号中「前項の議事録」を「議事録等」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第三条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「新所在地」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）」を、「当該法律事務所」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所）」を加え、同法第七百二十九条第一項及び第七百三十一条第三項中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「」に改め、「受託会社」と」の下に「、同条第一項中「について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「について」と」を加える。

第三十三条第一項中「議事録」の下に「又は同法第七百三十五条の二第一項の書面若しくは電磁的記録（次項各号において「議事録等」という。）」を加え、同条第二項各号中「前項の議事録」を「議事録等」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第三条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「新所在地」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）」を、「当該法律事務所」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（司法書士法の一部改正）

第四条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第五条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第六条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第十一条の二中「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改める。

第十二条第一項中「第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者（委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者）

二　支配人

三　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人又は保全管理人

五　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人又は保全管理人

六　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

第十二条の二第一項中「前条第一項に規定する」を「前条第一項各号に掲げる」に、「「印鑑提出者」を「「被証明者」に改め、「、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは」を削り、同項第一号並びに同条第三項及び第四項中「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、同条第五項ただし書中「第一項の」を「当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する」に改め、同条第六項中「第一項及び」を削り、同条第七項中「印鑑提出者」を「被証明者」に、「、第一項」を「、同項ただし書」に改める。

第十五条中「、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改め、「又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十四条第四号中「とき」の下に「、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条第一項中「前条第十号」を「前条第九号」に改める。

第四十八条の前の見出しを削り、同条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで　削除

第五十一条第一項後段を削る。

第八十二条第二項及び第三項中「本店の所在地における」を削り、同条第四項中「並びに第二十条第一項及び第二項の規定」及び「本店の所在地における」を削る。

第八十七条第一項及び第二項中「本店の所在地における」を削り、同条第三項中「、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十条の次に次の一条を加える。

（株式交付の登記）

第九十条の二　株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一　株式交付計画書
二　株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面
三　会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）
四　会社法第八百十六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
五　資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

第九十一条第一項中「本店の所在地における」を削り、同条第二項中「本店の所在地における」を削り、「前条」を「第九十条」に改め、同条第三項中「、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十五条、第百十一条及び第百十八条中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条　削除

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（民事再生法の一部改正）

第八条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法第百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債管理者」の下に「又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号中「特定社債管理者」の下に「又は同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。

第百六十九条の二第一項中「について社債管理者」の下に「、社債管理補助者（当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）」を加え、同条第三項第一号中「第七百六条第一項（」を「第七百六条第一項若しくは第七百十四条の四第三項（これらの規定を」に改め、「第百三十九条の九第四項」の下に「若しくは同法第百三十九条の九の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の四第三項」を、「第六十一条の七第四項」の下に「若しくは第六十一条の七の三第三項」を、「第百二十七条第四項」の下に「若しくは同法第百二十七条の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の四第三項」を加える。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第九条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に、「第二百六十九条」を「第二百六十九条の二」に改める。

第三十九条中「第七百三十五条」を「第七百三十五条の二」に改め、「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を、「業務規程」と」の下に「、同法第七百三十五条の二第一項中「、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者」とあるのは「又は加入者」と、「事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「事項について」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「加入者」と」を加える。

第六十六条第一号中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改める。

第七十一条第七項中「ために社債管理者」の下に「、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）」を加える。

第八十六条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　社債管理補助者がある場合　当該社債管理補助者

第四章第四節中第八十六条の三を第八十六条の四とし、第八十六条の二の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第八十六条の三　会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ又は第八号ロの社債が振替社債である場合には、株式交付親会社（同項第一号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条、第百六十条の二、第百八十九条の二及び第二百二十三条の二において同じ。）は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替社債の社債権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

3　株式交付親会社が株式交付に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならない。

第百十三条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に改める。

第百十五条中「、第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、

社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）に、「又は」を「、投資法人債管理補助者（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者をいい、投資法人債権者又は質権者のために振替投資法人債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）又は」に改める。

第八十六条第一項第二号	社債管理補助者	投資法人債管理補助者

第百十七条中「、第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）又は」に、「）又は」を「）、社債管理補助者（保険業法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者をいい、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」に改める。

第百十八条中「、第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に、「）又は」を「）、特定社債管理補助者（資産の流動化に関する法律第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」に改め、同表第八十六条第一項第一号の項の次に次のように加える。

第八十六条第一項第二号	社債管理補助者	特定社債管理補助者

第百二十条の表第六十六条第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改め、同表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に改める。

第百二十一条の表第七十一条第七項の項及び第百二十二条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に改める。

第百二十四条中「、第八十六条の二並びに第八十六条の三」を「及び第三号並びに第八十六条の二から第八十六条の四まで」に改め、同条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に改める。

第百二十七条の表第七十一条第七項の項中「社債管理者又は」を「社債管理者、社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）又は」に改める。

第百五十一条第二項第一号中「第百五十四条」を「第百五十四条第三項第二号及び第百五十九条の二第二項第二号」に改める。

第百五十五条第一項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項」に改め、「（以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加え、同条第二項中「又は第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項又は第八百十六条の六第三項」に改め、同条第四項中「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改める。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

（電子提供措置に関する会社法の特例）

第百五十九条の二　振替株式を発行する会社は、電子提供措置（会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨を定款で定めなければならない。

2　加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求（会社法第三百二十五条の五第二項に規定する書面交付請求をいう。以下この項において同じ。）を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合においては、同法第百三十条第一項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができる。

一　当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第百五十一条第二項第一号の申出をしたものを除く。）

二　当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

三　当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

四　当該加入者が第百五十五条第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

第百六十条の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第百六十条の二　会社法第七百七十四条の三第一項第三号又は第八号イの株式交付親会社の株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第四号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替株式の株主にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

3　会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ又は第八号ハの新株予約権の目的である株式

が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

4　株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

第百六十一条第二項中「及び第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項及び第八百十六条の六第三項」に改める。

第百八十九条の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第百八十九条の二　会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ又は第八号ハの新株予約権が振替新株予約権である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。

3　株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。

第二百二十二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　社債管理補助者がある場合　当該社債管理補助者

第二百二十三条の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第二百二十三条の二　会社法第七百七十四条の三第一項第五号ハ又は第八号ニの新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2　前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。

3　株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならない。

第二百二十八条第一項中「及び第五項」の下に「、第百六十条の二」を加え、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項又は第八百十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改め、同表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	定款	規約
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項

第二百三十五条第一項中「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を、「及び第五項」の下に「、第百六十条の二」を加え、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	会社法第三百二十五条の二	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項

第二百三十九条第一項中「、第百六十一条」を「から第百六十一条まで」に改め、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「、第八百六条第三項又は第八百十六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改め、同表に次のように加える。

第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項

第二百四十七条の三第一項中「及び」を「、第百八十九条の二及び」に改める。

第二百四十九条第一項中「、第百八十九条並びに第百九十条」を「並びに第百八十九条から第百九十条まで」に改める。

第二百五十一条第一項中「、第二百二十四条」を「から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者

第二百五十一条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「、特定社債管理補助者（同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二百五十四条第一項中「、第二百二十三条並びに第二百二十四条」を「並びに第二百二十三条から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者

第二百五十四条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「、特定社債管理補助者（同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二百六十九条中「保険業法第九十六条の五第一項」を「保険業法第九十六条の五第二項」に、「第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」を「第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」に、「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に、「第六十九条第四項第五号」を「第八十六条第四項第十二号」に改める。

第十一章第二節中第二百六十九条の次に次の一条を加える。

（保険会社の組織変更株式交付に関する保険業法の特例）

第二百六十九条の二　第八十六条の三の規定は組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この条において同じ。）が組織変更株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この条において同じ。）に際して振替社債を交付しようとする場合について、第百六十条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百八十九条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について、第二百二十三条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条の三第一項	会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ
株式交付親会社（同項第一号に規定する株式交付親会社	組織変更後株式会社（同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号イ

第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第八十六条の三第二項	第八十六条の三第二項
会社法第七百七十四条の四第二項	保険業法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第七百七十四条の三第一項第六号	第九十六条の九の三第一項第六号
同法第七百七十四条の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の六	第九十六条の九の六
その効力を生ずる日	効力発生日（保険業法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。第百六十条の二第四項、第百八十九条の二第三項及び第二百二十三条の二第三項において同じ。）
第八十六条の三第三項	
会社法第七百七十四条の三第一項第三号	保険業法第九十六条の九の三第一項第三号
第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第百六十条の二第一項	
会社法第七百七十四条の四第二項	保険業法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九
第七百七十四条の三第一項第四号	第九十六条の九の三第一項第四号
同法第七百七十四条の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の六	第九十六条の九の六
第百六十条の二第二項	
会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号ロ
第百六十条の二第三項	

第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項	
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九	
その効力を生ずる日	効力発生日	
第百六十条の二第四項		
第百八十九条の二第一項	会社法第七百七十四条の三第一項第五号ロ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号ロ
第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項	
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九	
第百八十九条の二第二項	会社法第七百七十四条の四第二項	保険業法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九	
第七百七十四条の三第一項第六号	第九十六条の九の三第一項第六号	
同法第七百七十四条の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項	
第七百七十四条の六	第九十六条の九の六	
その効力を生ずる日	効力発生日	
第二百二十三条の二第一項	会社法第七百七十四条の三第一項第五号ハ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号ハ
第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項	
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九	
第二百二十三条の二第二項	会社法第七百七十四条の四第二項	保険業法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の九	第九十六条の九の九	
第七百七十四条の三第一項第六号	第九十六条の九の三第一項第六号	
同法第七百七十四条の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項	
第七百七十四条の六	第九十六条の九の六	
その効力を生ずる日	効力発生日	

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この法律の施行前に振替機関又は加入者（社債、株式等の振替に関する法律第二条第三項に規定する加入者をいう。）が加入者集会（同法第三十三条に規定する加入者集会をいう。）の目的である事項について提案をした場合については、前条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律第三十九条において読み替えて準用する会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第　　号。以下「会社法改正法」という。）による改正後の会社法（平成十七年法律第八十六号。以下「新会社法」という。）第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

2　附則第三号に定める日（以下「第三号施行日」という。）において振替株式（社債、株式等の振替に関する法律第百二十八条第一項に規定する振替株式をいう。）を発行している会社は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

3　前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社の取締役が株主総会（種類株主総会を含む。以下この項において同じ。）の招集の手続を行う場合（当該株主総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該株主総会の招集手続については、新会社法第三百二十五条の三から第三百二十五条の七まで（第三百二十五条の五第一項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新会社法第九百十一条第三項第十二号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。

5　第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社は、第三号施行日から前項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項の登記をしなければならない。

6　第三号施行日から第四項の登記をするまでに同項に規定する事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

7　第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における第四項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

8　第二項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた会社の代表取締役、代表執行役又は清算人は、第四項から第六項までの規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

9　第三号施行日において振替投資口（社債、株式等の振替に関する法律第二百二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を発行している投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この条において同じ。）は、第三号施行日をその規約の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（第三十二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第九十四条第一項において準用する新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の規約の定めを設ける規約の変更の決議をしたものとみなす。

10　前項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員が投資主総会を招集する場合（当該投資主総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該投資主総会の招集手続については、新投信法第九十四条第一項において準用

する新会社法第三百二十五条の三（第一項第三号、第五号及び第六号を除く。）、第三百二十五条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条の五（第一項を除く。）及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新投信法第百六十六条第二項第八号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

12　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

13　第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員又は清算執行人は、第十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

14　第三号施行日において振替優先出資（社債、株式等の振替に関する法律第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。）を発行している協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（第四十条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「新優先出資法」という。）第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

15　前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事が優先出資者総会を招集する場合（当該優先出資者総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該優先出資者総会の招集手続については、新優先出資法第四十条第四項において準用する新会社法第三百二十五条の三（第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項を除く。）、第三百二十五条の四（第一項、第二項第二号及び第四項を除く。）、第三百二十五条の五（第一項を除く。）及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関は、第三号施行日から六箇月以内に、その主たる事務所の所在地において、新優先出資法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

17　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

18　第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事又は清算人は、第十六項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

19　第三号施行日において振替優先出資（社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。）を発行している特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置（第四十五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

20　前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役が社員総会を招集する場合（当該社員総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。）における当該社員総会の招集手続については、新資産流動化法第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の三から第三百二十五条の六まで（第三百二十五条の五第一項を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

21　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二条第二項第七号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

22　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

23　第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役又は清算人は、第二十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

（会社更生法の一部改正）

第十一条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中「（社債管理者」の下に「、社債管理補助者（当該社債についての更生債権者等の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）」を加える。

第四十五条第一項第七号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第百三十一条第一項中「第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」という。）」に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第二項中「前項の社債管理者等が同項」を「社債管理者等が前項」に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第三項中「第一項の」を削る。

第百七十七条の二第三項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第百八十二条の四の次に次の一条を加える。

（株式交付）

第百八十二条の五　株式交付に関する条項においては、株式交付計画において定めるべき事項を定めなければならない。

第百九十条第三項中「第七百六条第一項」の下に「若しくは第七百十四条の四第三項」を加え、「又は同項ただし書」を「、又は同法第七百六条第一項ただし書」に改める。

第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する特例）

第二百二十四条の三　第百八十二条の五の規定により更生計画において更生会社が株式交付をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第八百十六条の二、第八百十六条の五及び第八百十六条の八の規定は、更生会社については、適用しない。

第二百六十一条第一項後段を削る。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（破産法の一部改正）

第十三条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法第百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債管理者」の下に「又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号中「特定社債管理者」の下に「又は同法第百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改め、同条中「第五編第四章」の下に「及び第四章の二」を加え、「第五章」を「同編第五章」に、「及び株式移転」を「、株式移転及び株式交付」に改める。

第四十六条中「その本店の所在地においては」を削り、「支店」を「本店」に改め、「は三週間以内に」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条）」を「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十一条―第百十八条）　第九款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百十八条の二・第百十八条の三）」に、「第五款　役員等の損害賠償責任（第百九十八条）」を「第五款　役員等の損害賠償責任（第百九十八条）　第六款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百九十八条の二）」に改める。

第百九十八条の二」に、「従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）」を「削除」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3　第六十五条の二の規定は、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第四十四条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該議案が法令又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三　当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十五条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　前項の議案が法令又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合

三　前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十七条の次に次の五条を加える。

（電子提供措置をとる旨の定め）

第四十七条の二　一般社団法人は、理事が社員総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第三百一条第二項第四号の二及び第三百四十二条第十号の二において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　社員総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告

（電子提供措置）

第四十七条の三　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の理事は、第三十九条第二項各号に掲げる場合には、社員総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十七条の六第三号において「電子提供措置開始日」という。）から社員総会の日後三箇月を経過する日までの間（第四十七条の六において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一　第三十八条第一項各号に掲げる事項

二　第四十一条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三　第四十二条第一項に規定する場合には、社員総会参考書類に記載すべき事項

四　第四十五条第一項の規定による請求があった場合には、同項の議案の要領

五　一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合において、理事が定時社員総会を招集するときは、第百二十五条の計算書類及び事業報告並びに監査報告に記載され、又は記録された事項

六　前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2　前項の規定にかかわらず、理事が第三十九条第一項の通知に際して社員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（社員総会の招集の通知等の特則）

第四十七条の四　前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第三十九条第一項の規定の適用については、同項中「社員総会の日の一週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日」とあるのは、「社員総会の日」とする。

2　第三十九条第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第二項又は第三項の通知には、第三十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、電子提

供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

3　第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

（書面交付請求）

第四十七条の五　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員（第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。）は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項（次項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2　理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日（当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

4　前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第四十七条の六　第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（社員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一　電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二　電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三　電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四　一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

5　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、前項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

第五十条第六項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

7　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十三条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十四条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十五条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十五条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十六条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十六条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十七条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十七条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十八条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十九条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十九条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十二条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十三条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十三条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十四条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十五条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十五条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十六条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十六条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十七条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十七条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十八条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十九条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第六十九条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十一条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十二条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十三条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十三条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十四条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十五条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十五条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十六条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十六条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十七条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十七条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十八条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第七十九条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第七十九条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十一条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十三条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十三条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十四条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十五条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十五条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十六条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十六条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十七条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十七条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十八条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第八十九条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第八十九条に次の一項を加える。

6　一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一　当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二　請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三　請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四　請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある

第三者に通報したことがあるものであるとき。

第六十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（役員の資格等）」を付し、同条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二　成年被後見人が役員に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない。

2　被保佐人が役員に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定は、保佐人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十六条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替えるものとする。

4　成年被後見人又は被保佐人がした役員の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。

第八十四条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第百十一条第一項中「この款」を「この節」に改める。

第二章第三節に次の一款を加える。

第九款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約

（補償契約）

第百十八条の二　一般社団法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該一般社団法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　一般社団法人は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該一般社団法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該一般社団法人に対して第百十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した一般社団法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該一般社団法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　理事会設置一般社団法人においては、補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項及び第百十六条第一項の規定は、一般社団法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第百十八条の三　一般社団法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）の決議によらなければならない。

2　第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項の規定は、一般社団法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第百六十条に次の一項を加える。

3　第六十五条の二の規定は、設立時評議員、設立時理事及び設立時監事について準用する。

第百七十三条第一項中「第六十五条第一項」の下に「及び第六十五条の二」を加える。

第百九十八条中「この款及び第三百一条第二項第十一号」を「この節及び第三百一条第二項第十一号」に改める。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約

第百九十八条の二　前章第三節第九款の規定は、一般財団法人について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と、第百十八条の二第一項中「役員等に」とあるのは「理事、監事又は会計監査人（以下この款において「役員等」という。）に」と、同条第二項第二号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百九十八条において準用する第百十一条第一項」と、同条第四項中「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項、第百十一条第三項」とあり、及び第百十八条の三第二項中「第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第百十一条第三項」とあるのは「第百九十七条において準用する第八十四条第一項及び第九十二条第二項並びに第百九十八条において準用する第百十一条第三項」と読み替えるものとする。

第二百九条第五項中「及び第六十五条第一項」

を「、第六十五条第一項及び第六十五条の二に」に、「同条第三項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二百八十条の次に次の見出し及び一条を加える。

（和解）

第二百八十条の二　監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）の同意を得なければならない。

第二百八十一条の見出しを削る。

第三百一条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六章第四節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第三百十二条から第三百十四条まで　削除

第三百十五条第一項中「（第一号ロに規定する場合であって当該決議によって第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」を削り、同条第三項を削る。

第三百二十九条を次のように改める。

第三百二十九条　削除

第三百三十条中「第十五条まで」の下に「（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）」を、「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削り、「第二百三条第一項本文」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第三百四十二条第十四号中「含む。）」の下に「又は第百十八条の二第四項（第百九十八条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「旧一般社団・財団法人法」という。）第四十四条の規定による議案の提出及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた○旧一般社団・財団法人法○第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧一般社団・財団法人法第六十五条第一項第二号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第百六十条第二項及び第百七十七条並びに旧一般社団・財団法人法第百七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。）の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。

4　前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「新一般社団・財団法人法」という。）第百十八条の二（新一般社団・財団法人法第百九十八条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新一般社団・財団法人法第百十八条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

5　この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧一般社団・財団法人法第百十一条第一項（旧一般社団・財団法人法第百九十八条において準用する場合を含む。）に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団・財団法人法第百十八条の三（新一般社団・財団法人法第百九十八条の二において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6　前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（信託法の一部改正）

第十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「（第三項を除く。）、第十八条」及び「、第二十条第一項及び第二項」を削る。

第二章　内閣官房関係

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第十八条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八条」を「第五十五条」に、「第五十九条」を「第五十六条」に、「第六十条」を「第五十七条」に改める。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げ、第五十七条を削る。

第五十八条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）」及び「、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と」を削り、「「事務所」と」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあっては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と」を、「選任された者」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加え、同条を第五十五条とする。

第五十九条第二項中「第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号」を「第四十七条第一項及び第五十二条第二項」に、「これらの規定」を「第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号」に改め、第三章第二節中同条を第五十六条とする。

第六十条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、第四章中同条を第五十七条とする。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　附則第二号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の規定の適用については、同条中「規定中」とあるのは「規定（同法第十二条の二第五項及び同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）中」と、「本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「本店）」と、「第五十五条」とあるのは「第五十八条」とする。

2　前項に定めるもののほか、前条の規定による職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（日本郵政株式会社法及び日本郵便株式会社法の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第八条第一項及び第二十一条第三号

二　日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第九条第一項及び第二十三条第四号

第三章　内閣府関係

第一節　本府関係

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第二十一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五十六条第二項中「平成四十年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十四条及び第九十三条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

附則第四条第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改め、同項第一号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同項第二号中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第二項第一号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第二十二条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第六項中「及び従たる事務所」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項中「その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第二百一条第一項中「第二百十八条の規定による改正後の」を削り、「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二百八条第一項中「新法人格付与法」を「法人格付与法」に改め、同条第二項中「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二百十九条の見出しを「（法人格付与法の一部改正に伴う経過措置）」に改め、同条中「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」を「法人格付与法」に、「新法人格付与法第五十三条」を「法人格付与法第五十一条」に改める。

第二節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第二十四条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（金融商品取引法の一部改正）

第二十五条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第十一号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第三十六条の四第一項中「社債管理者」の下に「、同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者」を加える。

第八十九条の三を次のように改める。

第八十九条の三　削除

第八十九条の四第二項を削る。

第九十条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八条から」を「第五十一条から」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項」、「及び第二十条第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「金融商品会員制法人の従たる事務所」と及び「、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで」を削り、「、第五十三条並びに第百三十八条第一項」を「及び第五十三条」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第八十九条の二第二項各号」と」を削り、「読み替える」を「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める。

第百条の四中「、主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百一条の二十第一項中「から」の下に「二週間以内に、」を加え、「は二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、」、「の本店」及び「、組織変更後株式会社金融商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第百二条第一項中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百二条の十中「第八十九条の三」及び「第八十九条の四第一項」を「第八十九条の四」に改める。

第百二条の十一中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から」に、「第四十八条から」を「第五十一条から」に、「及び第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、「、同法第四十八条、第四十九条第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第百三十八条第一項及び第二項中「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第十七条第三項」、「及び第二十条第三項」、「中「会社の支店」とあるのは「自

主規制法人の従たる事務所」と」及び「、第四十八条第一項、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項から第三項まで」を削り、「、第五十三条並びに第百三十八条第一項」を「及び第五十三条」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第百二条の九第二項各号」と」を削り、「読み替える」を「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百二条の十一において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第百二条の十一において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替える」に改める。

第百三十九条の十二第二項中「いう。）」の下に「又は同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第百四十五条第一項中「から第四項まで」を削る。

第百四十六条中「及び第四項」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百六十六条第二項第一号ヨ中「カ」を「ヨ」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　株式交付

第百六十六条第二項第五号チ中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　株式交付

第百六十六条第二項第十二号ト中「ヘ」を「ト」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ　株式交付

第百六十六条第六項第三号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改め、同項第十一号中「又は株式交換」を「、株式交換又は株式交付」に改める。

第百六十七条第五項第三号中「若しくは第八百六条第一項」を「、第八百六条第一項若しくは第八百十六条の六第一項」に改め、同項第十三号中「又は株式交換」を「、株式交換又は株式交付」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　前条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十七条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条から第二十四条の二までを次のように改める。

第二十三条から第二十四条の二まで　削除

第二十五条中「、第二条」を削り、「第五条まで」の下に「（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）」を、「第十五条まで」の下に「（会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）」を加え、「第二十三条の二まで、」を「第十九条の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く。）」の下に「まで（受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下）」を、「第二十六条」の下に「（行政区画等の変更）」を加え、「、第四十八条から第五十三条まで及び」を「（同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第五十一条から第五十三条まで（本店移転の登記）」に、「第百四十八条まで」を「第百三十七条まで（更正、抹消の申請、職権抹消）及び第百三十九条から第百四十八条まで（行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）」に、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」を「第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）第二十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律第二十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体（同法第二条第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう。）に関する登記」に改める。

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　前条の規定による損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第二十九条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五中「会社法」の下に「第三百十四条（取締役等の説明義務）」を加え、「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「において」の下に「、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「理事」と」を加え、「、「監事」を「監事」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」に改める。

第五条の六中「会社法」の下に「第三百十四条（取締役等の説明義務）」を、「場合において」の下に「、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「監事」と」を、「場所」と」の下に「、同法第三百八十一条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「理事」と」を、「理事会」と」の下に「、同法第三百八十三条第二項中「第三百六十六条第一項ただし書」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六条の六第六項において準用する第三百六十六条第一項ただし書」とを加える。

第六条の二第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「権限）」の下に「、第三百八十二条（取締役への報告義務）」を、「において」の下に「、これらの規定（同法第三百六十一条第一項第六号の規定を除く。）中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「清算をする信用協同組合等」と、同法第三百十四条中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「清算人」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を、「清算人」と」の下に「、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用

人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人」と」を加え、「読み替える」を「、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七条第一項」と、同項第二号中「第八百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九条第四項」と、「第八百五十条第二項」とあるのは「同法第六十九条において準用する第八百五十条第二項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替える」に改める。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第五条の五、第五条の六又は第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四条の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかったとき。

第十二条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三を第七号とする。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三十条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項各号」を「第八百五十三条第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「、「株式会社等」を「、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に改め、「、同法第五十三条及び第五十四条中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と」及び「船主相互保険組合法第二十条において準用する」を削り、「責任」と、」を「責任」と、「総株主」とあるのは「総組合員」と、」に改め、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と」を、「第五十五条」と」の下に「、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴え」とあるのは「組合員又は組合は、組合の発起人の責任を追及する訴え」と」を加える。

第三十三条第六項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「組合」を「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」に、「船主相互保険組合法」を「同法」に、「同条第七項」を「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項」に改める。

第三十八条の二第六項中「各監事」を「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」に改める。

第四十条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「報酬等）」の下に「並びに同法第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第四項及び第五項を除く。）（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「、「株式会社等」を「、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に、「第三百八十九条第四項」を「第三百六十一条第一項中「取締役」とあるのは「役員（船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）に」と、「取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「総会（同法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。次条第一項において同じ。）」と、同項各号及び同条第二項第二号中「役員等」とあるのは「役員」と、同号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「同法第三十八条の二第一項」と、同項第三号及び同条第三項中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七条第一項前段並びに第三十八条の二第二項及び第八項」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「総会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含

む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七条第一項前段及び第三十八条の二第二項」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同条第三項ただし書中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と」を、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と、同法第八百五十三条第一項（再審の訴え）中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）」と、「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者」とあるのは「組合員又は組合は、役員の責任を追及する訴え」と」を加える。

第四十八条第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第八百五十三条第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三条第一項各号」に改め、「、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項」を削り、「、「株式会社等」を「、これらの規定（同法第八百四十八条、第八百四十九条第三項、第八百四十九条の二及び第八百五十三条第一項を除く。）中「株式会社等」に、「、第三十八条の四」を「、第三十八条の二第四項第三号中「理事又は監事」とあるのは「清算人」と、第三十八条の四」に改め、「監事」と」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と」を加え、「第三百八十九条第四項中」を「第三百八十九条第三項中「前項の監査役は、取締役」とあるのは「監事は、清算人」と、同条第四項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、」に改め、「清算人」と」の下に「、同項第二号中「電磁的記録を」とあるのは「電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を」と、同条第五項中「第二項の監査役」とあるのは「監事」と、「子会社に」とあるのは「子会社（同法第三十一条第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）に」と、「第八百四十七条第一項」の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七条の四第二項中」を「同条第五項ただし書中「同項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」と、同法第八百四十七条の四第一項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中」に改め、「同法第八百四十八条」の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九条第三項中」を「第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「（適格旧株主にあっては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあっては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中」に改め、「理事」と」の下に「、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」と、同法第八百四十九条の二（和解）中「株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）が、理事」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「組合員又は組合は、清算人の責任を追及する訴え」と」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の船主相互保険組合法第三十三条第六項において読み替えて準用する会社法改正法による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）第三百十条第七項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の船主相互保険組合法（以下この条において「新船主相互保険組合法」という。）第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新船主相互保険組合法第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に組合（船主相互保険組合法第二条第一項に規定する組合をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員（同法第三十五条第一項に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新船主相互保険組合法第四十条において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第三十二条　投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六条）」を「第八款　役員等の損害賠償責任（第百十五条の六―第百十六条）　第九款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約（第百十六条の二・第百十六条の三）」に改める。

第七十五条第七項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第七十七条の二第六項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項」を加える。

第八十四条第一項中「第二百九条から第二百十一条まで」を「第二百九条第一項から第三項まで、第二百十条、第二百十一条」に改め、同条

第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第八十八条の十七第三項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第九十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第九十二条に次の一項を加える。

5　会社法第三百十一条第五項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第五項第三号及び第四号中「第一項」とあるのは、「投資法人法第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

第九十二条の二第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第九十二条の二に次の一項を加える。

6　会社法第三百十二条第六項の規定は、前項の請求について準用する。

第九十四条第一項中「第三百五条第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加え、「並びに第三百十三条から第三百十八条（第三項を除く。）まで」を「、第三百十三条から第三百十八条（第三項を除く。）まで、第三百二十五条の二（第三号及び第四号を除く。）、第三百二十五条の三（第一項第三号、第五号及び第六号を除く。）、第三百二十五条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条の五並びに第三百二十五条の六」に改め、「及び第九十一条第一項から第三項まで」と」の下に「、同法第三百二十五条の三第一項中「株式会社の取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には」とあるのは「投資法人の執行役員は」と、「同条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項各号」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、同法第二百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「投資法人法第九十一条第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項又は第二項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「投資法人法第九十条の二第一項第四号」と、「第四号」とあるのは「第三号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「投資法人法第九十一条第四項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「同条第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資法人法第九十一条第二項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第九十一条第一項」と、「第百二十四条第一項」とあるのは「投資法人法第七十七条の三第二項」と」を加える。

第百十五条の六第一項中「この款」を「この節」に改める。

第百十六条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「、役員等」を「役員等」に改め、「ついて」の下に「、同法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定は執行役員及び執行役員であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を、「において」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第七十七条の二第五項、第百十五条の六第二項、第百二十六条の二第三項及び第百三十八条第三項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第三編第一章第四節に次の一款を加える。

第九款　補償契約及び役員等のために締結される保険契約

（補償契約）

第百十六条の二　投資法人が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該投資法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　投資法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該投資法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該投資法人に対して第百十五条の六第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した投資法人が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該投資法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした執行役員及び当該補償についての重要な事実を役員会に報告しなければならない。

5　民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた投資法人と執行役員との間の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第百十六条の三　投資法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。次項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

2　民法第百八条の規定は、投資法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、執行役員を被保険

者とするものの締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、前項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第百十九条第三項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を、「において」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第百十九条第三項において準用する投資法人法第百十五条の六第二項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百二十七条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二、第八百五十条第四項」を加える。

第百三十九条の三第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　投資法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第百三十九条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　投資法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第百三十九条の七中「第八号まで」を「第八号の二まで」に改める。

第百三十九条の九第四項第一号中「その債務」の下に「若しくはその債務」を加え、同条第八項中「、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「投資法人債」、「投資法人債権者」及び「投資法人債権者集会」と」を削る。

第百三十九条の九の次に次の一条を加える。

（投資法人債管理補助者）

第百三十九条の九の二　投資法人は、第百三十九条の八ただし書に規定する場合には、投資法人債管理補助者を定め、投資法人債権者のために、投資法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該投資法人債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2　会社法第七百十四条の三から第七百十四条の七まで、第八百六十八条第四項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、投資法人債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四条の四第一項第三号中「第四百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第百五十七条第一項」と、同条第二項及び第四項中「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同条第二項第二号中「第七百五条第一項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第一項」と、同項第三号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第四項各号」と、同条第三項中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、同条第五項中「第七百五条第二項及び第三項」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九第二項及び第三項」と、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「投資法人法第百三十九条の八」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条中」とあるのは「これらの規定（同項を除く。）中「社債権者」とあるのは「投資法人債権者」と、これらの規定中「社債権者集会」とあるのは「投資法人債権者集会」と、「社債の管理の補助」とあるのは「投資法人債の管理の補助」と、「同項中」とあるのは「同項中「この法律」とあるのは「投資法人法」と」と、「社債権者に対し」とあるのは「投資法人債権者に対し」と」と、「第七百十四条の二」とあるのは「投資法人法第百三十九条の九の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同条第二項中「社債」とあるのは「投資法人債」と」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百三十九条の十第二項中「投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者」を加え、「第七百六条第一項、」を「第七百六条第一項」に改め、「並びに」を削り、「又は第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）」を「、第八百十条（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百十六条の八」に改め、「又は第百四十九条の十四」の下に「において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項」に改め、「及び第百四十九条の十四」の下に「において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「及び第七百九十九条第二項」を「、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」に改める。

第百五十四条の七中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「、清算執行人」を「清算執行人」に改め、「ついて」の下に「、同法第八百四十九条の二（第二号及び第三号を除く。）の規定は清算執行人及び清算執行人であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を、「において」の下に「、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「投資法人法第百十九条第三項において準用する投資法人法第百十五条の六第二項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百六十六条第二項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第二百四十九条第十九号の二において同じ。）をとる旨の規約の定めがあるときは、その定め

第百七十七条中「、第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」を「、第十七条」に改

め、「、第二十条第一項及び第二項」、「第十七条」とあるのは「第十七条第一項、第二項及び第四項、第十八条」と、「及び「、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）」を削り、「同法第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」を「並びに」とあるのは「及び」に改め、「、同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは「若しくは」と」を削り、「第百七十五条」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百七十七条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第二百四条第三項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第二百四十九条中「、事務を承継する投資法人債管理者」の下に「、投資法人債管理補助者、事務を承継する投資法人債管理補助者」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　第九十四条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第二百四十九条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　第百十六条の二第四項の規定に違反して、役員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二百四十九条第二十四号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百三十九条の九の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「投資法人債管理者」の下に「若しくは投資法人債管理補助者」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百四条の規定による議案の提出及び同項第一項本文の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧投信法第九十二条第四項若しくは第九十二条の二第五項又は旧投信法第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百十条第七項の請求については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投信法」という。）第百十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

4　この法律の施行前に投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（旧投信法第百十五条の六第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新投信法第百十六条の三の規定は、適用しない。

5　この法律の施行前に旧投信法第百三十九条の三第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集投資法人債（同項に規定する募集投資法人債をいう。）の発行の手続については、新投信法第百三十九条の三第一項第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現に存する投資法人債（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下この項において同じ。）であって、投資法人債管理者を定めていないもの（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に前項の規定によりなお従前の例により投資法人債管理者を定めないで発行された投資法人債を含む。）には、新投信法第百三十九条の三第一項第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7　この法律の施行の際現に存する投資法人債券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十項に規定する投資法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8　この法律の施行前に投資法人債発行法人（投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。）、投資法人債管理者又は投資法人債権者（同法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。）が投資法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新投信法第百三十九条の十第二項において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正）

第三十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に、「第四十八条の八」を「第四十八条の十三」に改める。

第十二条第三項中「第六十五条第二項第九号」を「第六十五条第二項第十号」に改め、同条第七項中「第七項まで」を「第八項まで」に改める。

第三十五条の六中「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「できない損害」と」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を加える。

第三十五条の七中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に改める。

第三十八条の二第三項中「この条及び第六十一条第三号において」を削る。

第三十九条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「株式会社の」の下に「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」を、「の」が」の下に「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四章第五節中同条を第三十九条の六とする。

第三十九条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十九条の四　金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該

役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　金庫は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第三十九条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第三十九条の五　金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十六条第一項中「この条及び次条において」を削り、「議決権行使書面」を「会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）」に改める。

第四章第七節中第四十八条の八の次に次の五条を加える。

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第四十八条の九　金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第四十八条の十一第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。

この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第三十八条第五項の計算書類及び業務報告

四　第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告

（電子提供措置）

第四十八条の十　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十五条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（第四十八条の十三第三号において「電子提供措置開始日」という。）から総会の日後三月を経過する日までの間（第四十八条の十三において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一　第四十五条第一項各号に掲げる事項

二　第四十六条第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三　第四十七条第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四　理事が通常総会を招集するときは、第三十八条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項

五　特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項（前号に掲げるものを除く。）

六　前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2　前項の規定にかかわらず、理事が第四十五条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（総会の招集の通知等の特則）

第四十八条の十一　第四十五条第一項及び第五項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項又は第四項の通知には、同条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　電子提供措置をとつている旨

二　前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2　第三十八条第五項、第三十八条の二第五項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十五条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

（書面交付請求）

第四十八条の十二　電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員（第四十五条第四項の承諾をした会員を除く。）は、金庫に対し、第四十八条の十第一項各号に掲げる事項（次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2　理事は、第四十八条の十第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（第四項及び第五項において「書面交付請求」という。）をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4　書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日（当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この項及び次項において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5　前項の規定による通知及び催告を受けた会員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

（電子提供措置の中断）

第四十八条の十三　第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断（会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと（同項第六号の規定により修正されたことを除く。）をいう。以下この条において同じ。）が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一　電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。

二　電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三　電子提供措置開始日から総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四　金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第六十四条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「権限」の下に「、第三百八十二条（取締役への報告義務）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。）中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を、「清算人」と」の下に「、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）」とあるのは「清算人」と」を、「第三十五条の九第一項」と」の下に「、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と」を、「当該会員」と」の下に「、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と」を加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法」に改める。

第六十五条第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第七十四条から第七十六条まで を次のように改める。

第七十四条から第七十六条まで　削除

第七十七条第四項中「及び第四項」を削る。

第八十五条中「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出、」を「、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記、」を削り、「登記）並びに」を「登記）、」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消、」を「職権抹消）並びに第百三十九条から第百四十八条まで（」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四条第二項各号」と」を削る。

第八十七条の四第四項中「第六十五条第二項第九号」を「第六十五条第二項第十号」に改める。

第九十一条第一項第九号中「含む。）」の下に「又は第三十九条の四第四項」を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　第四十八条の十第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の信用金庫法第十二条第七項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の信用金庫法（次項において「新信用金庫法」という。）第三十九条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に信用金庫法第二条に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（同法第三十九条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを

約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新信用金庫法第三十九条の五の規定は、適用しない。

4　前条の規定による信用金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（労働金庫法の一部改正）

第三十六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の四」を「第四十二条の六」に改める。

第三十七条の四中「及び」を「（第三号から第五号までを除く。）及び」に改め、「できない損害」との下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を加える。

第三十七条の五中「第四十二条の四」を「第四十二条の六」に改める。

第四十二条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「株式会社の」の下に「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」を、「の」の下に「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四章第五節中同条を第四十二条の六とする。

第四十二条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第四十二条の四　金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第四十二条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第四十二条の五　金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条（自己契約及び双方代理等）の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第六十八条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「権限」の下に「、第三百八十二条（取締役への報告義務）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。）中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と」を、「清算人」と」の下に「、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人」と」を、「第三十七条の七第一項」と」の下に「、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と」を、「当該会員」と」の下に「、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と」を加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会

社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法」に改める。

第七十八条から第八十条まで　削除

第八十一条第四項中「及び第四項」を削る。

第八十九条中「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「」、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに」を「登記」」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」と」を削る。

第百一条第一項第九号中「含む。）」の下に「又は第四十二条の四第四項」を加え、同条第二項中「準用する会社法」を「準用する同法」に改める。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　前条の規定による改正後の労働金庫法（次項において「新労働金庫法」という。）第四十二条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に労働金庫法第三条に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（同法第四十二条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新労働金庫法第四十二条の五の規定は、適用しない。

3　前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第三十八条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「又は第八百九条第二項」を「、第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項」に改める。

第二十六条第二項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第七項中「、社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同項ただし書中「設置」」の下に「又は第七百十四条の二（社債管理補助者の設置）」を加える。

第六十四条第一項中「から」の下に「二週間以内に、」を加え、「は二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削る。

（銀行法の一部改正）

第三十九条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第五十二条の十九第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

第五十二条の十九第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四十条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第二十二条第五項第三号中「第三十九条の四」を「第三十九条の六」に、「第四十二条の四」を「第四十二条の六」に改める。

第四十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　会社法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）（電子提供措置）の規定は、第一項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類及び同項に規定する議決権行使書面の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により優先出資者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、主務省令で定めるものをいう。第四十五条第一項第六号及び第六十一条第一項第十五号において同じ。）について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの」とあるのは「優先出資法第四十条第四項に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知を発した日」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百二条第一項」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」と、同法第三百二十五条の四第五条第四項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項の規定にかか

わらず、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知には、同項に規定する定款で定める」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっているときは、その旨」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することについて」と、「（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

六　第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるとき は、その定め

第四十五条第三項中「（当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあっては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」を削る。

第六十一条第一項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第一号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

（保険業法の一部改正）

第四十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条の三十七」を「第五十三条の三十八」に改める。

第四条第一項第三号中「以下同じ。」にあっては取締役、」を「第八条の二第一項第二号、第二百四十九条の二第三項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第三百三十三条第一項第十七号において同じ。）にあっては取締役、」に、「以下同じ。）にあっては取締役及び」を「第八条第一項、第八条の二第一項第一号、第百三十六条の二第一項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第二百七十二条の十第一項において同じ。）にあっては取締役及び」に改める。

第八条の二第一項第二号中「以下」を「次号及び第二百七十二条の二第一項第四号において」に改める。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項（」を「第三百三十一条第一項第三号（」に、「同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号」を「同号」に、「「保険業法」を「、「保険業法」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、株式会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

第十七条の五第二項中「第八百十条」とあるのは「第八百十六条の八」とあるのは、」に、「第八百十条」と、「の規定」とあるのは「」を「第八百十六条の八の規定」に、「の規定」とする」を「」とする」に改める。

第三十条の八第六項中「清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「指名委員会等設置会社」の下に「（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」を加え、「保険業法第三十条の十第一項」を「同条第一項」に改め、「設立時監査役をいう。以下この項」の下に「及び第八百三十六条第一項」を加え、「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員」の下に「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を加え、「保険業法第三十条の十第二項」を「同法第三十条の十第二項」に改める。

第三十条の十第二項中「監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第二項、第八十四条第二項第九号、第百六十一条第二項、第百六十三条第二項、第百八十条の三第四項、第百八十条の四第二項及び第四項並びに第三百二十二条第一項第六号において同じ。）」を加え、同条第四項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節及び第百八十条の四第四項において」を加え、同条第六項中「含む。）」の下に「において読み替えて準用する会社法第三百三十一条第一項、第五十三条の二第二項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「会社法」を「同法」に、「第三百三十七条第一項若しくは第三項」を「第三百三十七条第一項若しくは第五十三条の七において読み替えて準用する同法第三百三十七条第三項」に改め、同条第八項中「を除く」を「（指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第百八十条の三第五項並びに第百八十条の四第三項及び第四項において同じ。）を除く」に改め、「において」の下に「、同法第四十七条第一項中「設立時取締役は」とあるのは「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この条及び次条において同じ。）は」と、「取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には」とあるのは「指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。次条第一項において同じ。）である場合を除き」と、「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（同法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「設立時監査等委員」とあるのは「設立時監査等委員（同項に規定する設立時監査等委員をいう。）」と読み替えるものとするほか」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　第五十三条の二第一項（第五十三条の五第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

第三十条の十一第一項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節、第七十六条第三項第二号、第七十九条第二項、第八十四条第二項

第九号、第百六十一条第一項第五号ロ及び第百六十三条第一項第五号ロにおいて」を加え、同項第一号及び第二号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第二項中「において」の下に「、同法第九十三条第二項中「設立時取締役」とあるのは「設立時取締役（保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。次項及び次条第一項において同じ。）」と、「創立総会」とあるのは「創立総会（同法第三十条の八第一項に規定する創立総会をいう。次項及び次条において同じ。）」と、同法第九十四条第一項中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」と、「設立時監査役」とあるのは「設立時監査役（同法第三十条の十第一項に規定する設立時監査役をいう。）」と、「前条第一項各号」とあるのは「同法第三十条の十一第一項各号」と読み替えるものとするほか」を加える。

第三十三条の二第二項中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「第百二十条第三項及び」を「第百二十条第二項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同条第三項及び」に改め、「第三十三条の二第一項」と」の下に「、同項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。第八百四十九条第三項第三号において同じ。）」と」を加え、「第八百四十七条の四第二項（を「第八百四十七条の四第一項（に、「株主等（を「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「株主等（に改め、「相互会社が、」と」の下に「、監査等委員及び監査委員」とあるのは「監査等委員（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。第二号において同じ。）及び監査委員（同項に規定する監査委員をいう。第三号において同じ。）」と、同項第一号中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」と、同項第二号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「第百二十条第五項」と、同法第八百五十一条第一項第二号中「若しくはその完全親会社の株式を取得した」とあるのは「の社員となった」と、同条第三項中「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社」と、「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社」と」を加える。

第三十九条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該議案が法令又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三　当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第三十九条第三項中「要領を」の下に「社員に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

4　社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四　定款の変更に関する二以上の議案　当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5　前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6　第三項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

一　第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三　第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十一条第一項中「及び第三百二十条」を「、第三百二十条」に改め、「報告の省略」の下に「及び第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。）（電子提供措置」を加え、「中「株式会社」とあり、及び「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、」を「（同法第二百九十八条第二項、第三百十条第七項及び第三百二十五条の二を除く。）中」に、「「本店」を「これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、これらの規定中「本店」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、「（株主総会」を「株主（株主総会」に、「の数」とあるのは「の数」を「とあるのは「社員」と、同条

第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八条第二項又は第五十条第二項」に、「及び第三百二条」を「並びに第三百二条第一項及び第二項」に、「株主（当該」を「（当該」に、「社員の全員」を「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む。）」とあるのは「社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「社員」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同条第三号中「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同条第四号中「第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の三第一項（電子提供措置）中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「社員総会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号及び第三号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特則）中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「及び保険業法第五十四条の五（同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。）」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四十一条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項（書面交付請求）中「（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾」とあるのは「の承諾」と、「（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第百二十四条第一項に規定する基準日」とあるのは「保険業法第三十三条第一項に規定する一定の日」に改め、同条第二項中「清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「指名委員会等設置会社」の下に「（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」を、「社員又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員」の下に「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を加え、「保険業法」を「同法」に改め、「者を含む。）」と」の下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」と」を加える。

第四十四条の二第三項中「同条第三項、第四項、第六項及び第七項中」を「同項中「株主」とあるのは「総代」と、」に改め、「同条第四項中」の下に「「株主」とあるのは「総代」と、」を加え、「準用する第二百九十九条第三項」を「読み替えて準用する第二百九十九条第三項」と、同項及び同条第六項中「株式会社」とあるのは「相互会社」に改め、「社員」と」の下に「、同項及び同条第八項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と」を加える。

第四十六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該議案が法令又は定款に違反する場合

二　総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三　当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

4　社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四　定款の変更に関する二以上の議案　当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5　前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6　第三項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は次に掲げる場合には、適用しない。

一　第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二　社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三　第三項の規定により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同

（注）次に掲げる場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない

の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十九条第一項中「決議）及び」を「決議）、」に改め、「議事録）」の下に「及び第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。）（電子提供措置）」を加え、「規定中」を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定中」を加え、「、これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と」を削り、「各号を除く。）及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。）中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、」に、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削り、「読み替える」を「、同法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）中「株主総会（種類株主総会を含む。）」とあるのは「総代会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「総代」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「総代会参考書類（保険業法第四十八条第一項に規定する書類をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同条第三号中「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同条第四項中「第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の三第一項（電子提供措置）中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「総代会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号中「第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面」とあるのは「総代会参考書類」と、同項第三号中「第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類」とあるのは「保険業法第四十八条第三項に規定する場合には、議決権行使書面」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百三十七条」とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号（株主総会の招集の通知等の特則）中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第四十八条第一項及び第三項並びに第五十四条の五（同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。）」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四十九条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の五第一項（書面交付請求）中「（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾」とあるのは「の承諾」と、「（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「総代」と読み替える」に改め、同条第二項中「清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。）」を、「指名委員会等設置会社」の下に「（同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」を、「社員又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員」の下に「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を加え、「保険業法」を「同法」に改め、「者を含む。）」との下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」と」を加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（社外取締役の設置義務）

第五十一条の二　監査役会設置会社は、社外取締役（相互会社の取締役であって、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、最終事業年度（各事業年度に係る第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合には、第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。）に係る貸借対照表（第五十四条の六第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定により定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）に報告された貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初の定時社員総会までの間においては、第五十四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）に基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。）として計上した額が五億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であるものは、この限りでない。

一　当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役（相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあっては会社法第三百六十三条第一項各号（取締役会設置会社の取締役の権限）に掲げ

る取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

二　その就任の前十年内のいずれかの時において当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

三　当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の二第一項中「第十二条第一項の規定により読み替えて適用する」を削り、「の規定は」を「及び第三百三十一条の二（取締役の資格等）の規定は」に改め、「同項第三号中」の下に「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」と、」を加え、同条第五項中「（相互会社の取締役であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）」を削り、各号を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「（相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあっては会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、相互会社の取締役となることができない。

第五十三条の三第一項中「（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この款において同じ。）」を削り、同条第六項中「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第五十三条の五第一項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同条第三項中「いずれにも」を「全てに」に改める。

第五十三条の十五中「会社法」の下に「第三百四十八条の二（業務の執行の社外取締役への委託）、」を、「第三百六十一条」の下に「（第一項第三号から第五号までを除く。）」を、「場合において」の下に「、同法第三百四十八条の二第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下この条において同じ。）」と、「取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）とあるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中「第二条第十五号イ」とあるのは「保険業法第五十一条の二第一号」と」を、「取締役会」と」の下に「、同法第三百五十七条中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。第三百五十九条第三項において同じ。）」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。第三百六十一条第七項第一号において同じ。）」と、同条第三項中「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）」と」を、「できない損害」との下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第二項中「監査等委員」とあるのは「監査等委員（保険業法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）」と、同条第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」とあるのは「保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。）」と」を加える。

第五十三条の十八第一項中「会計参与設置会社」の下に「（会計参与を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第一号、第百六十一条第一項第五号イ及び第百六十三条第一項第五号イにおいて同じ。）」を加える。

第五十三条の二十二第三項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節、第七十六条第三項第三号、第百六十一条第一項第五号ハ及び第百六十三条第一項第五号ハにおいて」を加え、同条第五項第一号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十三条の二十三の三第五項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　補償契約（第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第五十三条の三十第四項第十一号において同じ。）の内容の決定

十一　役員等賠償責任保険契約（第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第五十三条の三十第四項第十二号において同じ。）の内容の決定

第五十三条の二十三の三第五項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

第五十三条の二十三の三第五項第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第一項の規定による委託

第五十三条の二十三の三第七項中「において」の下に「、同条中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と読み替えるものとするほか」を加える。

第五十三条の二十六第四項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同条第七項中「読み替える」を「、「が指名委員会等」とあるのは「（同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）が指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）」と読み替える」に改める。

第五十三条の二十八第三項中「第五十三条の十五において」の下に「読み替えて」を、「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、同条第五項中「及び第四百九条」の下に「（第三項第三号から第五号までを除く。）」を、「場合において」の下に「、同法第四百五条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）」と」を、「第五十三条の三十

二において」の下に「読み替えて」を加え、「の規定による請求」を削り、「第五十三条の三十七において」の下に「読み替えて」を加え、「読み替える」を「、同条第三項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と読み替える」に改める。

第五十三条の三十第二項第一号ニ中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　補償契約の内容の決定

十二　役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第五十三条の三十第四項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第二項の規定による委託

第五十三条の三十第五項中「において」の下に「、同条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」と、「指名委員会等」とあるのは「指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。第三項において同じ。）」と」を加える。

第二編第二章第二節第四款第十目中第五十三条の三十七の次に次の一条を加える。

（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）

第五十三条の三十八　会社法第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項後段を除く。）の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十条の二第一項（補償契約）中「役員等に」とあるのは「役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）に」と、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）、同法第五十三条の三十三第三項並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」と読み替えるものとする。

（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十条の二第一項（補償契約）中「役員等に」とあるのは「役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）に」と、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）、同法第五十三条の三十三第三項並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」と読み替えるものとする。

第六十一条第七号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六十一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六十一条の五中「これらの規定」の下に「（同法第六百八十二条第一項を除く。）」を加え、「第八号」を「第八号の二」に改め、「まで」と、」の下に「同法第六百八十二条第一項中「会社（以下この編において「社債発行会社」という。）」とあるのは「相互会社」と、」を、「第六十一条の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第六十一条の七第四項第一号中「猶予、」の下に「その債務若しくは」を加え、同条第八項中「相互会社」と」の下に「、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項」と」を、「第六十一条の六」の下に「、同法第八百六十八条第四項中「第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定」とあるのは「保険業法第六十一条の七第七項の規定並びに」と、「会社」とあるのは「相互会社」と」を加える。

第六十一条の七の次に次の二条を加える。

（社債管理補助者の設置）

第六十一条の七の二　相互会社は、第六十一条の六ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の権限等）

第六十一条の七の三　社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二　強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三　第百八十一条の二において読み替えて準用する会社法第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2　社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　社債に係る債権の弁済を受けること。

二　第六十一条の七第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三　第六十一条の七第四項各号に掲げる行為

四　社債を発行した相互会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3　前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　前項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　当該社債の全部についてするその支払の請求

ロ　当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ　当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二　前項第三号及び第四号に掲げる行為

4　社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5　第六十一条の七第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を

有する社債管理補助者について準用する。

6　会社法第七百十四条の三（社債管理補助者の資格）、第七百十四条の五から第七百十四条の七まで（二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、同法第七百十四条の六中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、「第七百十四条の二」とあるのは「保険業法第六十一条の七の二」と、同法第七百十四条の七中「第七百四条、第七百七条、」とあるのは「保険業法第六十一条の七第八項において準用する第七百四条、第七百七条及び」と、「、第七百十条第一項」とあるのは「並びに同項において読み替えて準用する第七百十条第一項」と、「第七百四条中」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において準用する第七百四条中」と、「同項」とあるのは「同項において読み替えて準用する第七百十条第一項」と、「第七百十一条第一項」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する第七百十一条第一項」と、「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、「第七百十四条の二」とあるのは「保険業法第六十一条の七の二」と、「第七百十四条第一項」とあるのは「同法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する第七百十四条第一項」と、「第七百十四条の三」とあるのは「保険業法第六十一条の七の三第六項において準用する第七百十四条の三」と、同法第八百六十八条第四項中「、会社」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

第六十一条の八第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第二項中「相互会社」と」の下に「、同法第七百十六条（社債権者集会の権限）中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百十七条第三項第二号（社債権者集会の招集）中「第七百十四条の七」とあるのは「保険業法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四条の七」と、同法第七百二十四条第二項第一号（社債権者集会の決議）中「第七百六条第一項各号」とあるのは「保険業法第六十一条の七第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項、第七百十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書及び第七百三十八条」とあるのは「第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項ただし書、第七百三十八条並びに保険業法第六十一条の七第四項及び第六十一条の七の三第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」と、同法第七百二十九条第一項ただし書（社債発行会社の代表者の出席等）中「第七百七条（第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第六十一条の七第八項において準用する第七百七条（同法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」と、同法第七百三十三条第一号（社債権者集会の決議の不認可）中「第六百七十六条」とあるのは「保険業法第六十一条」と、同法第七百三十五条の二第一項（社債権者集会の決議の省略）中「第七百十四条の七」とあるのは「保険業法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四条の七」と」を加え、「同法第六十一条の七第八項」を「同条第八項」に改め、「準用する第七百八条及び」の下に「同項において読み替えて準用する」を加え、「含む。）又は」を「含む。）、」に、「含む。）」とあるのは」を「含む。）又は第八百十六条の八」とあるのは」に改め、「第五十七条第四項において」の下に「読み替えて」を加え、「読み替える」を「、同条第二項ただし書中「第七百二条」とあるのは「保険業法第六十一条の六」と、同法第七百四十一条第三項（社債管理者等の報酬等）中「第七百五条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項」と、「第七百十四条の四第二項第一号」とあるのは「同法第八百六十五条第一項（社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）中「会社」とあるのは「相互会社」と、同条第四項中「会社法」とあるのは「保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する会社法」と、同法第八百六十七条（訴えの管轄）、第八百六十八条第四項並びに第八百七十条第一項第八号及び第九号中「会社」とあるのは「相互会社」と読み替える」に改める。

第六十四条第二項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十四号とし、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十一条第一項又は第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六十四条第三項中「、第九百十八条」を「及び第九百十八条」に改め、「及び第七編第四章第二節第二款（第九百三十二条を除く。）（支店の所在地における登記）」を削り、「読み替える」を「、同法第九百十六条第一号中「第九百十一条第三項各号」とあるのは「保険業法第六十四条第二項各号」と、同法第九百十七条第一号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。）」と、「監査等委員」とあるのは「監査等委員（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」と読み替える」に改める。

第六十七条中「第二十七条まで」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで（に、「から第四十六条まで（会社の支配人の登記」を「（第三項を除く。）、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記）並びに」を「登記）」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消）並びに第百三十九条から第百四十八条まで（に、「同法第二十七条中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）とあるのは「主たる事務所」と、「係る営業所」とあるのは「係る主たる事務所」を「会社法第七編第四章第一節（第九百七条を除く。）の規定中「この法律」とあるのは「保険業法」と、商業登記法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と、同法第十九条の三中「この法律」とあるのは「保険業法」に改め、「第四十一条第一項において」の下に「読み替えて」を、「同条第四項中」の下に「「会社法第三百九十九条の十三第五項」とあるのは「保険業法第

五十三条の二十三の三第五項」と、同条第五項中」を加え、「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める。

第七十七条第六項中「第七十四条第三項において」の下に「読み替えて」を、「同じ。」の下に「」とあり、並びに同条第八項第一号及び第二号中「株主」を、「第七十六条まで」の下に「（議決権の代理行使、書面による議決権の行使、」を加え、「及び第七十六条」を「書面による議決権の行使）、第七十六条（」に改め、「、同項及び同条第四項中「保険契約者」とあるのは「総代」と」を削る。

第八十四条第一項中「から」の下に「二週間以内に、その」を加え、「は二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、「前の」を「をする」に、「組織変更後の相互会社」を「組織変更後相互会社」に改め、同条第二項中「相互会社の設立」を「設立」に、「、第十九条及び」を「及び第十九条並びに第六十七条において読み替えて準用する同法」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十四条第二項第十一号及び第十二号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第八十四条の二第二項中「株主、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く株式会社をいう。）」を、「株主、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「（指名委員会等を置く株式会社をいう。）」を、「社員、取締役、監査役又は清算人（監査等委員会設置会社」の下に「（監査等委員会を置く相互会社をいう。）」を、「社員、取締役又は清算人、指名委員会等設置会社」の下に「（指名委員会等を置く相互会社をいう。）」を加える。

第八十六条第三項中「準用する」を「それぞれ読み替えて準用する」に改め、同条第四項第四号イ中「である」を「（会計参与を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号イ及び第百六十五条第一項第五号イにおいて同じ。）である」に改め、同号ロ中「である」を「（監査役を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ロ、第九十六条の十四第三項第四号及び第百六十五条第一項第五号ロにおいて同じ。）である」に改め、同号ハ中「である」を「（会計監査人を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ハ及び第百六十五条第一項第五号ハにおいて同じ。）である」に改め、同条第六項中「である場合」を「（監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六条の九第二項、第九十六条の十四第三項第四号、第百六十五条第二項、第二百七十二条の三十六第一項第四号、第三百二十四条第四項及び第三百二十五条第四項において同じ。）である場合」に改める。

第九十三条第四項中「以下この款」を「次項、次条及び第九十五条」に改める。

第九十六条の四中「第十項第二号」の下に「、第八百四十九条の二」を、「保険業法第九十六条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「第三項本文」を「保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第三項本文」に改める。

第九十六条の四の二中「第十項第二号」の下に「、第八百四十九条の二」を、「保険業法第九十六条の四の二において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六条の五第一項中「（以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。）」を削り、同条第二項中「との間」を「（組織変更株式交換に際して組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。以下この款において同じ。）との間」に改め、同条第三項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加える。

第九十六条の七第二号中「この節」を「この号及び次号」に改める。

第九十六条の八第一項中「（以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。）」を削り、同条第二項中「と、同条第二項」を「（第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。第三項において同じ。）」と、同条第二項」に改め、「第九十六条の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六条の九第一項第一号中「の目的」を「（組織変更株式移転に際して設立する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の目的」に改め、同条第五項中「会社法」の下に「第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加え、「第九十六条の八第一項」を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第九十六条の九の次に次の九条を加える。

（組織変更株式交付）

第九十六条の九の二　組織変更をする相互会社は、組織変更に際して、組織変更株式交付（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）とするために当該株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交付することをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2　組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社（組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下この款において同じ。）の株式及び新株予約権等（次条第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。）の譲渡人に対して交付する金銭等（会社法第百五十一条第一項（株式の質入れの効果）に規定する金銭等をいう。以下この款において同じ。）（組織変更後株式会社の株式を除く。）が組織変更後株式会社の株式に準ずるものとして内閣府令で定めるもののみである場合以外の場合には、第八十八条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも公告しなければならない。

一　組織変更に際して組織変更株式交付をする旨

二　組織変更株式交付子会社の商号及び住所

三　組織変更をする相互会社及び組織変更株式交付子会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

3　会社法第四百四十五条第五項（資本金の額及び準備金の額）の規定は、組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額について準用する。

（組織変更株式交付に関し組織変更計画に定めるべき事項）

第九十六条の九の三　組織変更株式交付をする

場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　組織変更株式交付子会社の商号及び住所

二　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

三　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四　組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の組織変更後株式会社の株式の割当てに関する事項

五　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（会社法第二条第二十三号（定義）に規定する社債をいう。以下この款において同じ。）（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ニ　当該金銭等が組織変更後株式会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六　前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七　組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八　前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ　当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ　当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ　当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

ホ　当該金銭等が組織変更後株式会社の株式等（会社法第百七条第二項第二号ホ（株式の内容についての特別の定め）に規定する株式等をいう。）以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九　前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

十　組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

2　前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社が効力発生日において組織変更後株式会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない。

3　第一項に規定する場合において、組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一　ある種類の株式の譲渡人に対して組織変更後株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二　前号に掲げる事項のほか、組織変更後株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4　第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。）が組織変更後株式会社に譲り渡す組織変更株式交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じて組織変更後株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5　前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「組織変更後株式会社の株式」とあるのは、「金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み）

第九十六条の九の四　組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　組織変更後株式会社の商号

二　組織変更計画の内容

三　前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2　組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする相互会社に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　譲り渡そうとする組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、組織変更をする相互会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当

該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　組織変更をする相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

7　第十条の規定は、組織変更をする相互会社が第一項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当て）

第九十六条の九の五　組織変更をする相互会社は、申込者の中から当該相互会社が組織変更株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、組織変更をする相互会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　組織変更をする相互会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当てに関する特則）

第九十六条の九の六　前二条の規定は、組織変更株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡し）

第九十六条の九の七　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更株式交付子会社の株式の数について組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一　申込者　第九十六条の九の五第二項の規定により通知を受けた組織変更株式交付子会社の株式の数

二　前条の契約により組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した組織変更株式交付子会社の株式の数

2　前項各号の規定により組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の組織変更株式交付子会社の株式を組織変更後株式会社に給付しなければならない。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限）

第九十六条の九の八　民法第九十三条第一項ただし書（心裡留保）及び第九十四条第一項（虚偽表示）の規定は、第九十六条の九の四第二項の申込み、第九十六条の九の五第一項の規定による割当て及び第九十六条の九の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2　組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、第九十六条の十三の二第二項の規定により組織変更後株式会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

（組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用）

第九十六条の九の九　第九十六条の九の四から前条までの規定は、第九十六条の九の三第一項第七号に規定する場合における組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第九十六条の九の四第二項第二号中「数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第九十六条の九の五第一項中「数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第九十六条の十三の二第二項」とあるのは「第九十六条の十三の二第四項第一号」と読み替えるものとする。

（申込みがあった組織変更株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合）

第九十六条の九の十　第九十六条の九の五（前条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九十六条の九の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（前条において準用する場合を含む。）の規定は、第九十六条の九の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした組織変更株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、組織変更をする相互会社は、申込者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。

第九十六条の十一　第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　第八十八条の規定による手続が終了していない場合

二　組織変更を中止した場合

三　組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ　効力発生日において組織変更後株式会社が第九十六条の九の七第二項の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式の総数が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数に満たないとき。

ロ　効力発生日において第九十六条の十三の二第二項の規定により第九十六条の九の三第一項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる者がないとき。

第九十六条の十二　第三項中「第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した」を「前条第三項第一号又は第二号に掲げる」に改める。

第九十六条の十三の次に次の一条を加える。

第九十六条の十三の二　組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合には、当該相互会社は、効力発生日に、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受け

た組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2　第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる。

3　次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一　第九十六条の九の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合　同号イの社債の社債権者

二　第九十六条の九の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合　同号ロの新株予約権の新株予約権者

三　第九十六条の九の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合　同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4　次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一　第九十六条の九の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合　同号イの株式の株主

二　第九十六条の九の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合　同号ロの社債の社債権者

三　第九十六条の九の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合　同号ハの新株予約権の新株予約権者

四　第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合　同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5　前各項の規定は、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合には、適用しない。

6　組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該相互会社は、第九十六条の九の七第一項各号（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第九十六条の九の七第二項（第九十六条の九の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、当該相互会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

7　会社法第二百三十四条（第一項各号及び第六項を除く。）（一に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、組織変更後株式会社に組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者に組織変更後株式会社の株式、社債又は新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「組織変更株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下同じ。）」と、「当該各号に定める者」とあるのは「組織変更後株式会社（同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）に組織変更株式交付子会社（同法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）の株式又は新株予約権等（同項に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）を譲り渡した者」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「取締役が二人以上あるときは、その」とあるのは「取締役の」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

第九十六条の十四第一項中「から」の下に「二週間以内に、その」を加え、「は二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第二項中「及び第九百三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）（支店の所在地における登記）の規定並びに」を「の規定及び」に改め、同条第三項中「第六十七条において準用する」を削り、「第十九条」の下に「（申請書の添付書面）」を、「第四十六条」の下に「（添付書面の通則）」を加え、同項に次の一号を加える。

十一　第九十六条の九の二第一項の規定により組織変更に際して組織変更株式交付をしたときは、次に掲げる書面

イ　組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み又は第九十六条の九の六の契約を証する書面

ロ　資本金の額が第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従って計上されたことを証する書面

第九十六条の十四第四項中「（申請書の添付書類）及び（添付書類の通則）」を削り、「ほか、」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内に」の下に「当該」を加え、同条第五項中「ほか、」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内に」の下に「当該」を加え、同条第六項中「第六十七条において準用する」を削り、「書面」を「書類」に改め、「場合において」の下に「、同法第四十六条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第百八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか」を加える。

第九十六条の十六第二項第三号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　組織変更株式交付を伴う組織変更の場合　効力発生日において組織変更をする相互会社の社員等であった者、組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社に組織変更株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は組織変更後株式会社の株主等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかった債権者

第九十六条の十六第三項第三号中「前項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第四項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削り、「組織変更株式移転」の下に「を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四条の二（株式交付の無効判決の効力）の規定は組織変

更株式交付」を加え、「同条第一項中「株主」とあるのは「株主又は社員」を「同法第八百三十六条第一項中「会社の組織に関する訴えであって、株主又は設立時株主が提起することができるもの」とあるのは「組織変更の無効の訴え」と、「株主又は設立時株主に対し」とあるのは「社員であった者若しくは株主であった者又は株主に対し」と、「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるとき」とあるのは「社員であった者若しくは株主であった者又は株主が取締役、監査役、執行役又は清算人であるとき」と、同条第二項中「株式交付に」とあるのは「組織変更株式交付（保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。）に」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社（同条第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。）」と、「新株予約権等（同法第九十六条の九の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）」と、同法第八百三十九条中「無効とされ、又は取り消された」とあるのは「無効とされた」と、同法第八百四十条第一項中「株式会社は、当該判決」とあるのは「組織変更後株式会社（保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）は、当該判決」と、「株式会社が」とあるのは「組織変更後株式会社が」と、「株式会社は、当該株主」とあるのは「組織変更後株式会社は、当該株主」と、同条第二項、第五項及び第六項中「株式会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条第一項中「株式会社の」とあるのは「相互会社の」と、「株式交換又は株式移転をする株式会社（以下この条において「旧完全子会社」という。）」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「旧完全子会社の株式」とあるのは「組織変更後株式会社の株式」と、同条第三項から第五項までの規定中「旧完全子会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第八百四十四条の二第一項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更後株式会社」とあるのは「旧組織変更株式交付親会社株式」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社株式等」と、同条第二項中「旧株式交付子会社株式等」とあるのは「旧組織変更株式交付子会社株式等」と、同法第八百六十八条中「会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、同法第九百三十七条第三項第一号中「組織変更後の会社」とあるのは「組織変更後株式会社」と、「組織変更をする会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」に改める。

第百六条第七項中「次条第四項第一号」を「次条第四項第二号」に改め、「とき）は」の下に「、第九十六条の十第一項」を、「により」の下に「組織変更（第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。次条第四項第一号において同じ。）」を加える。

第百七条第四項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第六号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「とき。」を「とき」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「限る。）。」を「限る。）」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該保険会社が第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更をしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）　その組織変更をした日

第百六十五条の二十二第一項中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第百六十九条の五第三項を削る。

第百七十一条中「及び第四項」を削る。

第百七十四条第五項中「の規定」を「及び第十二条第二項の規定」に改め、同条第六項中「第三百三十一条第一項」を「第三百三十一条第一項第三号」に、「同項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」と、同項第三号」を「同号」に、「「保険業法」を「、「保険業法」に改める。

第百八十条の四第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第五十三条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第百八十条の八第四項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第三百六十一条第一項第六号を除く。）中「株式会社」とあるのは「清算相互会社」と」を、「代表清算人」と」の下に「、同法第三百五十七条中「株主（監査役設置会社にあっては、監査役）」とあるのは「監査役」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社（保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。）」と」を、「できない損害」との下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と」を加える。

第百八十三条第二項中「、第九百二十九条」を「及び第九百二十九条」に改め、「及び第九百三十二条本文（支店における変更の登記等）」を削る。

第二百十六条中「第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条」を「第十七条」に改め、「第十九条の三まで（）の下に「登記申請の方式」を加え、「、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に、「（登記）並びに」を「登記）」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消）並びに第百三十九条から第百四十八条まで（）に改め、「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と」を加え、「第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」を「第十九条の三中「この法律」とあるのは「保険業法」に改め、「設置」と」の下に「、同項第四号中「会社法第九百三十九条第二項」とあるのは「保険業法第二百十七条第一項」と」を、「、同項」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（）とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第二百十六条において準用する商業登記法（）と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第二百十六条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」と」を加える。

第二百七十一条の十九の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第十二条第二項の規定は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役について準用する。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(3)中「うちに」の下に「心身の故障のため職務を適正

に執行することができない者として内閣府令で定める者」を加え、「第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号」を「第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第二百七十二条の三十六第一項第四号中「指名委員会等設置会社」の下に「（指名委員会等を置く株式会社をいう。）」を加える。

第三百三十三条第一項中「第五百二十五条第一項」の下に「（清算人代理）」を、「第五百二十七条第一項」の下に「（監督委員の選任等）」を、「第五百三十三条」の下に「（調査委員の選任等）」を、「民事保全法第五十六条」の下に「（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）」を、「第九百六十条第一項第五号」の下に「（取締役等の特別背任罪）」を、「第九百六十七条第一項第三号」の下に「（取締役等の贈収賄罪）」を、「、事務を承継する社債管理者」の下に「、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者」を加え、同項第六号中「読み替えて」を削り、同項第十八号を同項第十八号の三とし、同項第十七号の二中「第五十三条の二第五項」を「第五十三条の二第六項」に改め、同号を同項第十八号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

十八　第五十一条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

第三百三十三条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかったとき。

第三百三十三条第一項第二十号中「含む。）」の下に「、第五十三条の三十八において準用する同法第四百三十条の二第四項（第五十三条の三十八において準用する同法第四百三十条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二十五号中「第七百十四条第一項」の下に「（第六十一条の七の三第六項において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加え、同項第三十一号中「第二百七十一条の十九の二第三項」を「第二百七十一条の十九の二第四項」に改め、同項第四十五号中「。次号において同じ」を削る。

附則第一条の二の十四第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第三十九条第二項又は第四十六条第二項の規定による議案の提出及び旧保険業法第三十九条第三項又は第四十六条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四条の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十条第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3　施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項」とあるのは「並びに第三百二十八条第四項」と、「及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く」とあるのは「を除く」とする。

4　この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社（新保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。）については、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時までは、適用しない。

5　新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

6　この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新保険業法第五十三条の三十八においては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

7　この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債の発行の手続については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　この法律の施行の際現に存する社債であって、社債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。）には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

9　この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

10　この法律の施行前に社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

11　前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第百六十二条第一項後段を削る。

第百九十七条第一項第七号中「同じ。）又は」を「同じ。）」に改め、「組織変更株式移転を」の下に「いう。以下この章において同じ。）又は組織変更株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を」を加える。

第二百九条中「第百八十条の八第四項において」の下に「読み替えて」を、「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第二百四十四条中「第百九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「相互会社の更生手続における社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

第二百六十一条第一項第二号中「第四条第一項第三号」を「第三十条の十第二項」に、「以下この章において同じ。）と」を「第二百七十二条第七号、第八号の二及び第九号、第二百九十九条第一項並びに第三百六十条第一項第二号及び第三号

ニにおいて同じ。）と」に改め、「監査等委員をいう。以下この章」の下に「及び第三百六十条第一項第二号」を加え、同項第三号中「第四条第一項第三号」を「第三十条の十第九項」に、「以下この章において同じ。）と」を「第七号、第二百七十二条第八号ホ及び第三百六十条第一項第三号ホにおいて同じ。）と」に改め、「各委員会をいう。以下この章」の下に「及び同号ホ」を加え、同項第四号中「第八条の二第一項第二号」を「第五十三条の十八第一項」に、「以下この章」を「第二百七十二条第八号イ及び第三百六十条第一項第三号イ」に改め、同項第五号中「以下この章」を「第二百七十二条第八号ロ及び第三百六十条第一項第三号ロ」に改め、同項第六号中「以下この章」を「第二百七十二条第八号ハ及び第三百六十条第一項第三号ハ」に改める。

第二百六十四条第二号中「（明治三十八年法律第五十二号）」を削る。

第二百六十五条第二項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第二百六十六条第一項第一号中「事項を」を「事項並びに第二百六十八条の二に規定する事項を」に改め、同項第二号中「である場合」を「（保険業法第八十六条第六項に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）である場合」に改め、同項第三号イ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号イに規定する会計参与設置会社をいう。）である」に改め、同号ロ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号ロに規定する監査役設置会社をいう。）である」に改め、同号ハ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号ハに規定する会計監査人設置会社をいう。）である」に改め、同号ホ中「である」を「（保険業法第二百七十二条の三十六第一項第四号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）である」に改める。

第二百六十七条第二号中「第九十六条の五第一項」を「第九十六条の五第二項」に改める。

第二百六十八条第二号中「第九十六条の八第一項」を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第二百六十八条の次に次の一条を加える。

（組織変更株式交付）

第二百六十八条の二　組織変更株式交付に関する条項においては、組織変更計画において定めるべき事項（組織変更株式交付に関するものに限る。）を定めなければならない。

第二百八十三条中「第百九十六条において」の下に「読み替えて」を、「第七百六条第一項」の下に「若しくは第七百十四条の四第三項」を、「第六十一条の七第四項」の下に「若しくは第六十一条の七の三第三項」と、「第七百六条第一項ただし書」とあるのは「第六十一条の七第四項ただし書」を加える。

第三百十六条第一項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第七項中「対して第二百七十三条において」、「第百七十五条第三号」とあるのは「第二百七十三条において」及び「更生特例法第二百七十三条において」の下に「読み替えて」を加え、同条第八項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る。

第三百五十八条の表第四十五条第一項第七号の項中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改め、「組織変更株式移転」の下に「を含む。）、株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付」を、「において」の下に「読み替えて」を加える。

第三百六十条第一項第二号中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）」及び「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を削り、同項第三号イ中「（保険業法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。）」を削り、同号ロ中「（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」を削り、同号ハ中「（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。）」を削り、同号ホ中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」及び「（同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会をいう。）」を削る。

第三百七十二条第五項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において」及び「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において」の下に「読み替えて」を加え、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百七十四条中「保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項」を「同項」に改め、「及び従たる事務所」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十五条　資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百十六条第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第二十二条第四項を削る。

第二十五条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第三十六条第五項中「第二百二条第三項」の下に「、第二百二条の二、第二百五条第三項から第五項まで」を、「第五号」の下に「、第二百九条第四項」を加え、同条第九項中「において」の下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、第九十七条第四項の規定は第五項において準用する同法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え及び第五項において準用する同法第二百十三条の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を加える。

第四十二条第七項中「において」の下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、第九十七条第四項の規定は第五項において準用する同法第二百十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え及び第五項において準用する同法第二百十三条の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を加える。

第五十七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三　当該議案の提出により社員総会の適切な

運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

5　前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6　第三項の規定は、同項の議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案で次に掲げる場合には、適用しない。

一　第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二　社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三　第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四　実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第六十五条第一項中「第三百条中」を「第三百条本文中「前条」とあるのは「資産流動化法第五十六条第一項及び第二項と、」に改め、「及び第五項から第七項までの規定」を削り、「含む。」と」の下に、「同条第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と」を加え、同条第二項中「並びに」を「及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、」に改め、「、第三項及び第五項」及び「同条第二項中」を削り、「含む。」と」の下に、「同条第三項、第五項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と」を加え、同条第三項中「及び第三百十八条第一項」を「、第三百十八条第一項」に改め、「議事録」の下に「、第三百二十五条の二（第四号を除く。）（電子提供措置をとる旨の定款の定め）及び第三百二十五条の三から第三百二十五条の六まで（電子提供措置、株主総会の招集の通知等の特則、書面交付請求、電子提供措置の中断）」を加え、「同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「社員から」を「これらの規定（同法第三百二十五条の二を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、これらの規定中「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」に改め、「除く。）」と」の下に、「同法第三百二十五条の二中「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「社員」と、同条第三号中「第四百三十七条の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第百三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合」とあるのは「資産流動化法第五十五条第二項に規定する場合又は有議決権事項（資産流動化法第五十一条第一項第四号に規定する有議決権事項をいう。第二号において同じ。）を会議の目的に含む社員総会の場合」と、「同条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合又は有議決権事項を会議の目的に含む社員総会の場合」と、同項第三号中「第三百二条第一項に規定する場合」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十七条第三項」と、同項第五号中「取締役会設置会社である場合」とあるのは「会計監査人設置会社でない場合」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七条の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第百三条第二項において準用する同条第一項の計算書類、事業報告、利益処分案及び監査報告」と、同項第六号中「会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）」とあるのは「会計監査人設置会社」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四条第六項の連結計算書類」とあるのは「資産流動化法第百三条第一項の計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、同条第三項中「第二十四条第一項の規定によりその発行する株式」とあるのは「第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定によりその発行する優先出資」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五条の四第一項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項」と、「ときを除き、公開会社でない株式会社」とあるのは「場合以外の場合」と、「当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを」とあるのは「これを」と、同条第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第四項及び第五十六条第二項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第二項若しくは第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条第一項」と、「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一

項第五号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第六項及び第五十六条第三項においてそれぞれ準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項並びに資産流動化法第百三条」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十七条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項」と、「第三百二十五条の三第一項各号（第三百二十五条の七において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三百二十五条の三第一項各号」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と、「第百二十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第二項及び第四十三条第二項」と」を加える。

第八十四条第二項中「第一項第二号」とあるのは「第一項各号」とあるのは、」に、「と、「株主総会」とあるのは「社員総会」を「又は第三号」に改める。

第九十六条の次に次の一条を加える。

（会社法の準用）

第九十六条の二　会社法第四百三十条の二第四項及び第五項を除く。）（補償契約）及び第四百三十条の三（役員等のために締結される保険契約）の規定は、特定目的会社の役員等について準用する。この場合において、これらの規定中「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「社員総会」と、同法第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「資産流動化法第百二十七条第一項」と、同条第三項中「第百二十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第百二十八条第一項」と、「第百二十五条第一項」とあるのは「第百二十七条第一項」と、「第百二十六条第一項」とあるのは「第百二十八条第一項」と、「第百二十七条第一項」とあるのは「第百二十九条第一項」と、「第百二十八条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「第百二十九条第一項」とあるのは「第百三十一条第一項」と、「第百三十条第一項」とあるのは「第百三十二条第一項」と、「第百三十一条第一項」とあるのは「第百三十三条第一項」と、「第百三十二条第一項」とあるのは「第百三十四条第一項」と、「第百三十三条第一項」とあるのは「第百三十五条第一項」と、「第百三十四条第一項」とあるのは「第百三十六条第一項」と、「第百三十五条第一項」とあるのは「第百三十七条第一項」と、「第百三十六条第一項」とあるのは「第百三十八条第一項」と、「第百三十七条第一項」とあるのは「第百三十九条第一項」と、「第百三十八条第一項」とあるのは「第百四十条第一項」と、「第百三十九条第一項」とあるのは「第百四十一条第一項」と、「第百四十条第一項」とあるのは「第百四十二条第一項」と、「第百四十一条第一項」とあるのは「第百四十三条第一項」と、「第百四十二条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項」と、「第百四十三条第一項」とあるのは「第百四十五条第一項」と、「第百四十四条第一項」とあるのは「第百四十六条第一項」と、「第百四十五条第一項」とあるのは「第百四十七条第一項」と、「第百四十六条第一項」とあるのは「第百四十八条第一項」と、「第百四十七条第一項」とあるのは「第百四十九条第一項」と、「第百四十八条第一項」とあるのは「第百五十条第一項」と、「第百四十九条第一項」とあるのは「第百五十一条第一項」と、「第百五十条第一項」とあるのは「第百五十二条第一項」と、「第百五十一条第一項」とあるのは「第百五十三条第一項」と、「第百五十二条第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と、「第百五十三条第一項」とあるのは「第百五十五条第一項」と、「第百五十四条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項」と、「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十七条第一項」と、「第百五十六条第一項」とあるのは「第百五十八条第一項」と、「第百五十七条第一項」とあるのは「第百五十九条第一項」と、「第百五十八条第一項」とあるのは「第百六十条第一項」と、「第百五十九条第一項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「第百六十条第一項」とあるのは「第百六十二条第一項」と、「第百六十一条第一項」とあるのは「第百六十三条第一項」と、「第百六十二条第一項」とあるのは「第百六十四条第一項」と、「第百六十三条第一項」とあるのは「第百六十五条第一項」と、「第百六十四条第一項」とあるのは「第百六十六条第一項」と、「第百六十五条第一項」とあるのは「第百六十七条第一項」と、「第百六十六条第一項」とあるのは「第百六十八条第一項」と、「第百六十七条第一項」とあるのは「第百六十九条第一項」と、「第百六十八条第一項」とあるのは「第百七十条第一項」と、「第百六十九条第一項」とあるのは「第百七十一条第一項」と、「第百七十条第一項」とあるのは「第百七十二条第一項」と、「第百七十一条第一項」とあるのは「第百七十三条第一項」と、「第百七十二条第一項」とあるのは「第百七十四条第一項」と、「第百七十三条第一項」とあるのは「第百七十五条第一項」と、「第百七十四条第一項」とあるのは「第百七十六条第一項」と、「第百七十五条第一項」とあるのは「第百七十七条第一項」と、「第百七十六条第一項」とあるのは「第百七十八条第一項」と、「第百七十七条第一項」とあるのは「第百七十九条第一項」と、「第百七十八条第一項」とあるのは「第百八十条第一項」と、「第百七十九条第一項」とあるのは「第百八十一条第一項」と、「第百八十条第一項」とあるのは「第百八十二条第一項」と、「第百八十一条第一項」とあるのは「第百八十三条第一項」と、「第百八十二条第一項」とあるのは「第百八十四条第一項」と、「第百八十三条第一項」とあるのは「第百八十五条第一項」と、「第百八十四条第一項」とあるのは「第百八十六条第一項」と、「第百八十五条第一項」とあるのは「第百八十七条第一項」と、「第百八十六条第一項」とあるのは「第百八十八条第一項」と、「第百八十七条第一項」とあるのは「第百八十九条第一項」と、「第百八十八条第一項」とあるのは「第百九十条第一項」と、「第百八十九条第一項」とあるのは「第百九十一条第一項」と、「第百九十条第一項」とあるのは「第百九十二条第一項」と、「第百九十一条第一項」とあるのは「第百九十三条第一項」と、「第百九十二条第一項」とあるのは「第百九十四条第一項」と、「第百九十三条第一項」とあるのは「第百九十五条第一項」と、「第百九十四条第一項」とあるのは「第百九十六条第一項」と、「第百九十五条第一項」とあるのは「第百九十七条第一項」と、「第百九十六条第一項」とあるのは「第百九十八条第一項」と、「第百九十七条第一項」とあるのは「第百九十九条第一項」と、「第百九十八条第一項」とあるのは「第二百条第一項」と、「第百九十九条第一項」とあるのは「第二百一条第一項」と、「第二百条第一項」とあるのは「第二百二条第一項」と、「第二百一条第一項」とあるのは「第二百三条第一項」と、「第二百二条第一項」とあるのは「第二百四条第一項」と、「第二百三条第一項」とあるのは「第二百五条第一項」と、「第二百四条第一項」とあるのは「第二百六条第一項」と、「第二百五条第一項」とあるのは「第二百七条第一項」と、「第二百六条第一項」とあるのは「第二百八条第一項」と、「第二百七条第一項」とあるのは「第二百九条第一項」と、「第二百八条第一項」とあるのは「第二百十条第一項」と、「第二百九条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項」と、「第二百十条第一項」とあるのは「第二百十二条第一項」と、「第二百十一条第一項」とあるのは「第二百十三条第一項」と、「第二百十二条第一項」とあるのは「第二百十四条第一項」と、「第二百十三条第一項」とあるのは「第二百十五条第一項」と、「第二百十四条第一項」とあるのは「第二百十六条第一項」と、「第二百十五条第一項」とあるのは「第二百十七条第一項」と、「第二百十六条第一項」とあるのは「第二百十八条第一項」と、「第二百十七条第一項」とあるのは「第二百十九条第一項」と、「第二百十八条第一項」とあるのは「第二百二十条第一項」と、「第二百十九条第一項」とあるのは「第二百二十一条第一項」と、「第二百二十条第一項」とあるのは「第二百二十二条第一項」と、「第二百二十一条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、「第二百二十二条第一項」とあるのは「第二百二十四条第一項」と、「第二百二十三条第一項」とあるのは「第二百二十五条第一項」と、「第二百二十四条第一項」とあるのは「第二百二十六条第一項」と、「第二百二十五条第一項」とあるのは「第二百二十七条第一項」と、「第二百二十六条第一項」とあるのは「第二百二十八条第一項」と、「第二百二十七条第一項」とあるのは「第二百二十九条第一項」と、「第二百二十八条第一項」とあるのは「第二百三十条第一項」と、「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百三十一条第一項」と、「第二百三十条第一項」とあるのは「第二百三十二条第一項」と、「第二百三十一条第一項」とあるのは「第二百三十三条第一項」と、「第二百三十二条第一項」とあるのは「第二百三十四条第一項」と、「第二百三十三条第一項」とあるのは「第二百三十五条第一項」と、「第二百三十四条第一項」とあるのは「第二百三十六条第一項」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百三十七条第一項」と、「第二百三十六条第一項」とあるのは「第二百三十八条第一項」と、「第二百三十七条第一項」とあるのは「第二百三十九条第一項」と、「第二百三十八条第一項」とあるのは「第二百四十条第一項」と、「第二百三十九条第一項」とあるのは「第二百四十一条第一項」と、「第二百四十条第一項」とあるのは「第二百四十二条第一項」と、「第二百四十一条第一項」とあるのは「第二百四十三条第一項」と、「第二百四十二条第一項」とあるのは「第二百四十四条第一項」と、「第二百四十三条第一項」とあるのは「第二百四十五条第一項」と、「第二百四十四条第一項」とあるのは「第二百四十六条第一項」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「第二百四十七条第一項」と、「第二百四十六条第一項」とあるのは「第二百四十八条第一項」と、「第二百四十七条第一項」とあるのは「第二百四十九条第一項」と、「第二百四十八条第一項」とあるのは「第二百五十条第一項」と、「第二百四十九条第一項」とあるのは「第二百五十一条第一項」と、「第二百五十条第一項」とあるのは「第二百五十二条第一項」と、「第二百五十一条第一項」とあるのは「第二百五十三条第一項」と、「第二百五十二条第一項」とあるのは「第二百五十四条第一項」と、「第二百五十三条第一項」とあるのは「第二百五十五条第一項」と、「第二百五十四条第一項」とあるのは「第二百五十六条第一項」と、「第二百五十五条第一項」とあるのは「第二百五十七条第一項」と、「第二百五十六条第一項」とあるのは「第二百五十八条第一項」と、「第二百五十七条第一項」とあるのは「第二百五十九条第一項」と、「第二百五十八条第一項」とあるのは「第二百六十条第一項」と、「第二百五十九条第一項」とあるのは「第二百六十一条第一項」と、「第二百六十条第一項」とあるのは「第二百六十二条第一項」と、「第二百六十一条第一項」とあるのは「第二百六十三条第一項」と、「第二百六十二条第一項」とあるのは「第二百六十四条第一項」と、「第二百六十三条第一項」とあるのは「第二百六十五条第一項」と、「第二百六十四条第一項」とあるのは「第二百六十六条第一項」と、「第二百六十五条第一項」とあるのは「第二百六十七条第一項」と、「第二百六十六条第一項」とあるのは「第二百六十八条第一項」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「第二百六十九条第一項」と、「第二百六十八条第一項」とあるのは「第二百七十条第一項」と、「第二百六十九条第一項」とあるのは「第二百七十一条第一項」と、「第二百七十条第一項」とあるのは「第二百七十二条第一項」と、「第二百七十一条第一項」とあるのは「第二百七十三条第一項」と、「第二百七十二条第一項」とあるのは「第二百七十四条第一項」と、「第二百七十三条第一項」とあるのは「第二百七十五条第一項」と、「第二百七十四条第一項」とあるのは「第二百七十六条第一項」と、「第二百七十五条第一項」とあるのは「第二百七十七条第一項」と、「第二百七十六条第一項」とあるのは「第二百七十八条第一項」と、「第二百七十七条第一項」とあるのは「第二百七十九条第一項」と、「第二百七十八条第一項」とあるのは「第二百八十条第一項」と、「第二百七十九条第一項」とあるのは「第二百八十一条第一項」と、「第二百八十条第一項」とあるのは「第二百八十二条第一項」と、「第二百八十一条第一項」とあるのは「第二百八十三条第一項」と、「第二百八十二条第一項」とあるのは「第二百八十四条第一項」と、「第二百八十三条第一項」とあるのは「第二百八十五条第一項」と、「第二百八十四条第一項」とあるのは「第二百八十六条第一項」と、「第二百八十五条第一項」とあるのは「第二百八十七条第一項」と、「第二百八十六条第一項」とあるのは「第二百八十八条第一項」と、「第二百八十七条第一項」とあるのは「第二百八十九条第一項」と、「第二百八十八条第一項」とあるのは「第二百九十条第一項」と、「第二百八十九条第一項」とあるのは「第二百九十一条第一項」と、「第二百九十条第一項」とあるのは「第二百九十二条第一項」と、「第二百九十一条第一項」とあるのは「第二百九十三条第一項」と、「第二百九十二条第一項」とあるのは「第二百九十四条第一項」と、「第二百九十三条第一項」とあるのは「第二百九十五条第一項」と、「第二百九十四条第一項」とあるのは「第二百九十六条第一項」と、「第二百九十五条第一項」とあるのは「第二百九十七条第一項」と、「第二百九十六条第一項」とあるのは「第二百九十八条第一項」と、「第二百九十七条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、「第二百九十八条第一項」とあるのは「第三百条第一項」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「第三百一条第一項」と、「第三百条第一項」とあるのは「第三百二条第一項」と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百三条第一項」と、「第三百二条第一項」とあるのは「第三百四条第一項」と、「第三百三条第一項」とあるのは「第三百五条第一項」と、「第三百四条第一項」とあるのは「第三百六条第一項」と、「第三百五条第一項」とあるのは「第三百七条第一項」と、「第三百六条第一項」とあるのは「第三百八条第一項」と、「第三百七条第一項」とあるのは「第三百九条第一項」と、「第三百八条第一項」とあるのは「第三百十条第一項」と、「第三百九条第一項」とあるのは「第三百十一条第一項」と、「第三百十条第一項」とあるのは「第三百十二条第一項」と、「第三百十一条第一項」とあるのは「第三百十三条第一項」と、「第三百十二条第一項」とあるのは「第三百十四条第一項」と、「第三百十三条第一項」とあるのは「第三百十五条第一項」と、「第三百十四条第一項」とあるのは「第三百十六条第一項」と、「第三百十五条第一項」とあるのは「第三百十七条第一項」と、「第三百十六条第一項」とあるのは「第三百十八条第一項」と、「第三百十七条第一項」とあるのは「第三百十九条第一項」と、「第三百十八条第一項」とあるのは「第三百二十条第一項」と、「第三百十九条第一項」とあるのは「第三百二十一条第一項」と、「第三百二十条第一項」とあるのは「第三百二十二条第一項」と、「第三百二十一条第一項」とあるのは「第三百二十三条第一項」と、「第三百二十二条第一項」とあるのは「第三百二十四条第一項」と、「第三百二十三条第一項」とあるのは「第三百二十五条第一項」と、「第三百二十四条第一項」とあるのは「第三百二十六条第一項」と、「第三百二十五条第一項」とあるのは「第三百二十七条第一項」と、「第三百二十六条第一項」とあるのは「第三百二十八条第一項」と、「第三百二十七条第一項」とあるのは「第三百二十九条第一項」と、「第三百二十八条第一項」とあるのは「第三百三十条第一項」と、「第三百二十九条第一項」とあるのは「第三百三十一条第一項」と、「第三百三十条第一項」とあるのは「第三百三十二条第一項」と、「第三百三十一条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項」と、「第三百三十二条第一項」とあるのは「第三百三十四条第一項」と、「第三百三十三条第一項」とあるのは「第三百三十五条第一項」と、「第三百三十四条第一項」とあるのは「第三百三十六条第一項」と、「第三百三十五条第一項」とあるのは「第三百三十七条第一項」と、「第三百三十六条第一項」とあるのは「第三百三十八条第一項」と、「第三百三十七条第一項」とあるのは「第三百三十九条第一項」と、「第三百三十八条第一項」とあるのは「第三百四十条第一項」と、「第三百三十九条第一項」とあるのは「第三百四十一条第一項」と、「第三百四十条第一項」とあるのは「第三百四十二条第一項」と、「第三百四十一条第一項」とあるのは「第三百四十三条第一項」と、「第三百四十二条第一項」とあるのは「第三百四十四条第一項」と、「第三百四十三条第一項」とあるのは「第三百四十五条第一項」と、「第三百四十四条第一項」とあるのは「第三百四十六条第一項」と、「第三百四十五条第一項」とあるのは「第三百四十七条第一項」と、「第三百四十六条第一項」とあるのは「第三百四十八条第一項」と、「第三百四十七条第一項」とあるのは「第三百四十九条第一項」と、「第三百四十八条第一項」とあるのは「第三百五十条第一項」と、「第三百四十九条第一項」とあるのは「第三百五十一条第一項」と、「第三百五十条第一項」とあるのは「第三百五十二条第一項」と、「第三百五十一条第一項」とあるのは「第三百五十三条第一項」と、「第三百五十二条第一項」とあるのは「第三百五十四条第一項」と、「第三百五十三条第一項」とあるのは「第三百五十五条第一項」と、「第三百五十四条第一項」とあるのは「第三百五十六条第一項」と、「第三百五十五条第一項」とあるのは「第三百五十七条第一項」と、「第三百五十六条第一項」とあるのは「第三百五十八条第一項」と、「第三百五十七条第一項」とあるのは「第三百五十九条第一項」と、「第三百五十八条第一項」とあるのは「第三百六十条第一項」と、「第三百五十九条第一項」とあるのは「第三百六十一条第一項」と、「第三百六十条第一項」とあるのは「第三百六十二条第一項」と、「第三百六十一条第一項」とあるのは「第三百六十三条第一項」と、「第三百六十二条第一項」とあるのは「第三百六十四条第一項」と、「第三百六十三条第一項」とあるのは「第三百六十五条第一項」と、「第三百六十四条第一項」とあるのは「第三百六十六条第一項」と、「第三百六十五条第一項」とあるのは「第三百六十七条第一項」と、「第三百六十六条第一項」とあるのは「第三百六十八条第一項」と、「第三百六十七条第一項」とあるのは「第三百六十九条第一項」と、「第三百六十八条第一項」とあるのは「第三百七十条第一項」と、「第三百六十九条第一項」とあるのは「第三百七十一条第一項」と、「第三百七十条第一項」とあるのは「第三百七十二条第一項」と、「第三百七十一条第一項」とあるのは「第三百七十三条第一項」と、「第三百七十二条第一項」とあるのは「第三百七十四条第一項」と、「第三百七十三条第一項」とあるのは「第三百七十五条第一項」と、「第三百七十四条第一項」とあるのは「第三百七十六条第一項」と、「第三百七十五条第一項」とあるのは「第三百七十七条第一項」と、「第三百七十六条第一項」とあるのは「第三百七十八条第一項」と、「第三百七十七条第一項」とあるのは「第三百七十九条第一項」と、「第三百七十八条第一項」とあるのは「第三百八十条第一項」と、「第三百七十九条第一項」とあるのは「第三百八十一条第一項」と、「第三百八十条第一項」とあるのは「第三百八十二条第一項」と、「第三百八十一条第一項」とあるのは「第三百八十三条第一項」と、「第三百八十二条第一項」とあるのは「第三百八十四条第一項」と、「第三百八十三条第一項」とあるのは「第三百八十五条第一項」と、「第三百八十四条第一項」とあるのは「第三百八十六条第一項」と、「第三百八十五条第一項」とあるのは「第三百八十七条第一項」と、「第三百八十六条第一項」とあるのは「第三百八十八条第一項」と、「第三百八十七条第一項」とあるのは「第三百八十九条第一項」と、「第三百八十八条第一項」とあるのは「第三百九十条第一項」と、「第三百八十九条第一項」とあるのは「第三百九十一条第一項」と、「第三百九十条第一項」とあるのは「第三百九十二条第一項」と、「第三百九十一条第一項」とあるのは「第三百九十三条第一項」と、「第三百九十二条第一項」とあるのは「第三百九十四条第一項」と、「第三百九十三条第一項」とあるのは「第三百九十五条第一項」と、「第三百九十四条第一項」とあるのは「第三百九十六条第一項」と、「第三百九十五条第一項」とあるのは「第三百九十七条第一項」と、「第三百九十六条第一項」とあるのは「第三百九十八条第一項」と、「第三百九十七条第一項」とあるのは「第三百九十九条第一項」と、「第三百九十八条第一項」とあるのは「第四百条第一項」と、「第三百九十九条第一項」とあるのは「第四百一条第一項」と、「第四百条第一項」とあるのは「第四百二条第一項」と、「第四百一条第一項」とあるのは「第四百三条第一項」と、「第四百二条第一項」とあるのは「第四百四条第一項」と、「第四百三条第一項」とあるのは「第四百五条第一項」と、「第四百四条第一項」とあるのは「第四百六条第一項」と、「第四百五条第一項」とあるのは「第四百七条第一項」と、「第四百六条第一項」とあるのは「第四百八条第一項」と、「第四百七条第一項」とあるのは「第四百九条第一項」と、「第四百八条第一項」とあるのは「第四百十条第一項」と、「第四百九条第一項」とあるのは「第四百十一条第一項」と、「第四百十条第一項」とあるのは「第四百十二条第一項」と、「第四百十一条第一項」とあるのは「第四百十三条第一項」と、「第四百十二条第一項」とあるのは「第四百十四条第一項」と、「第四百十三条第一項」とあるのは「第四百十五条第一項」と、「第四百十四条第一項」とあるのは「第四百十六条第一項」と、「第四百十五条第一項」とあるのは「第四百十七条第一項」と、「第四百十六条第一項」とあるのは「第四百十八条第一項」と、「第四百十七条第一項」とあるのは「第四百十九条第一項」と、「第四百十八条第一項」とあるのは「第四百二十条第一項」と、「第四百十九条第一項」とあるのは「第四百二十一条第一項」と、「第四百二十条第一項」とあるのは「第四百二十二条第一項」と、「第四百二十一条第一項」とあるのは「第四百二十三条第一項」と、「第四百二十二条第一項」とあるのは「第四百二十四条第一項」と、「第四百二十三条第一項」とあるのは「第四百二十五条第一項」と、「第四百二十四条第一項」とあるのは「第四百二十六条第一項」と、「第四百二十五条第一項」とあるのは「第四百二十七条第一項」と、「第四百二十六条第一項」とあるのは「第四百二十八条第一項」と、「第四百二十七条第一項」とあるのは「第四百二十九条第一項」と、「第四百二十八条第一項」とあるのは「第四百三十条第一項」と、「第四百二十九条第一項」とあるのは「第四百三十一条第一項」と、「第四百三十条第一項」とあるのは「第四百三十二条第一項」と、「第四百三十一条第一項」とあるのは「第四百三十三条第一項」と、「第四百三十二条第一項」とあるのは「第四百三十四条第一項」と、「第四百三十三条第一項」とあるのは「第四百三十五条第一項」と、「第四百三十四条第一項」とあるのは「第四百三十六条第一項」と、「第四百三十五条第一項」とあるのは「第四百三十七条第一項」と、「第四百三十六条第一項」とあるのは「第四百三十八条第一項」と、「第四百三十七条第一項」とあるのは「第四百三十九条第一項」と、「第四百三十八条第一項」とあるのは「第四百四十条第一項」と、「第四百三十九条第一項」とあるのは「第四百四十一条第一項」と、「第四百四十条第一項」とあるのは「第四百四十二条第一項」と、「第四百四十一条第一項」とあるのは「第四百四十三条第一項」と、「第四百四十二条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、「第四百四十三条第一項」とあるのは「第四百四十五条第一項」と、「第四百四十四条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、「第四百四十五条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項」と、「第四百四十六条第一項」とあるのは「第四百四十八条第一項」と、「第四百四十七条第一項」とあるのは「第四百四十九条第一項」と、「第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百五十条第一項」と、「第四百四十九条第一項」とあるのは「第四百五十一条第一項」と、「第四百五十条第一項」とあるのは「第四百五十二条第一項」と、「第四百五十一条第一項」とあるのは「第四百五十三条第一項」と、「第四百五十二条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、「第四百五十三条第一項」とあるのは「第四百五十五条第一項」と、「第四百五十四条第一項」とあるのは「第四百五十六条第一項」と、「第四百五十五条第一項」とあるのは「第四百五十七条第一項」と、「第四百五十六条第一項」とあるのは「第四百五十八条第一項」と、「第四百五十七条第一項」とあるのは「第四百五十九条第一項」と、「第四百五十八条第一項」とあるのは「第四百六十条第一項」と、「第四百五十九条第一項」とあるのは「第四百六十一条第一項」と、「第四百六十条第一項」とあるのは「第四百六十二条第一項」と、「第四百六十一条第一項」とあるのは「第四百六十三条第一項」と、「第四百六十二条第一項」とあるのは「第四百六十四条第一項」と、「第四百六十三条第一項」とあるのは「第四百六十五条第一項」と、「第四百六十四条第一項」とあるのは「第四百六十六条第一項」と、「第四百六十五条第一項」とあるのは「第四百六十七条第一項」と、「第四百六十六条第一項」とあるのは「第四百六十八条第一項」と、「第四百六十七条第一項」とあるのは「第四百六十九条第一項」と、「第四百六十八条第一項」とあるのは「第四百七十条第一項」と、「第四百六十九条第一項」とあるのは「第四百七十一条第一項」と、「第四百七十条第一項」とあるのは「第四百七十二条第一項」と、「第四百七十一条第一項」とあるのは「第四百七十三条第一項」と、「第四百七十二条第一項」とあるのは「第四百七十四条第一項」と、「第四百七十三条第一項」とあるのは「第四百七十五条第一項」と、「第四百七十四条第一項」とあるのは「第四百七十六条第一項」と、「第四百七十五条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項」と、「第四百七十六条第一項」とあるのは「第四百七十八条第一項」と、「第四百七十七条第一項」とあるのは「第四百七十九条第一項」と、「第四百七十八条第一項」とあるのは「第四百八十条第一項」と、「第四百七十九条第一項」とあるのは「第四百八十一条第一項」と、「第四百八十条第一項」とあるのは「第四百八十二条第一項」と、「第四百八十一条第一項」とあるのは「第四百八十三条第一項」と、「第四百八十二条第一項」とあるのは「第四百八十四条第一項」と、「第四百八十三条第一項」とあるのは「第四百八十五条第一項」と、「第四百八十四条第一項」とあるのは「第四百八十六条第一項」と、「第四百八十五条第一項」とあるのは「第四百八十七条第一項」と、「第四百八十六条第一項」とあるのは「第四百八十八条第一項」と、「第四百八十七条第一項」とあるのは「第四百八十九条第一項」と、「第四百八十八条第一項」とあるのは「第四百九十条第一項」と、「第四百八十九条第一項」とあるのは「第四百九十一条第一項」と、「第四百九十条第一項」とあるのは「第四百九十二条第一項」と、「第四百九十一条第一項」とあるのは「第四百九十三条第一項」と、「第四百九十二条第一項」とあるのは「第四百九十四条第一項」と、「第四百九十三条第一項」とあるのは「第四百九十五条第一項」と、「第四百九十四条第一項」とあるのは「第四百九十六条第一項」と、「第四百九十五条第一項」とあるのは「第四百九十七条第一項」と、「第四百九十六条第一項」とあるのは「第四百九十八条第一項」と、「第四百九十七条第一項」とあるのは「第四百九十九条第一項」と、「第四百九十八条第一項」とあるのは「第五百条第一項」と、「第四百九十九条第一項」とあるのは「第五百一条第一項」と、「第五百条第一項」とあるのは「第五百二条第一項」と、「第五百一条第一項」とあるのは「第五百三条第一項」と、「第五百二条第一項」とあるのは「第五百四条第一項」と、「第五百三条第一項」とあるのは「第五百五条第一項」と、「第五百四条第一項」とあるのは「第五百六条第一項」と、「第五百五条第一項」とあるのは「第五百七条第一項」と、「第五百六条第一項」とあるのは「第五百八条第一項」と、「第五百七条第一項」とあるのは「第五百九条第一項」と、「第五百八条第一項」とあるのは「第五百十条第一項」と、「第五百九条第一項」とあるのは「第五百十一条第一項」と、「第五百十条第一項」とあるのは「第五百十二条第一項」と、「第五百十一条第一項」とあるのは「第五百十三条第一項」と、「第五百十二条第一項」とあるのは「第五百十四条第一項」と、「第五百十三条第一項」とあるのは「第五百十五条第一項」と、「第五百十四条第一項」とあるのは「第五百十六条第一項」と、「第五百十五条第一項」とあるのは「第五百十七条第一項」と、「第五百十六条第一項」とあるのは「第五百十八条第一項」と、「第五百十七条第一項」とあるのは「第五百十九条第一項」と、「第五百十八条第一項」とあるのは「第五百二十条第一項」と、「第五百十九条第一項」とあるのは「第五百二十一条第一項」と、「第五百二十条第一項」とあるのは「第五百二十二条第一項」と、「第五百二十一条第一項」とあるのは「第五百二十三条第一項」と、「第五百二十二条第一項」とあるのは「第五百二十四条第一項」と、「第五百二十三条第一項」とあるのは「第五百二十五条第一項」と、「第五百二十四条第一項」とあるのは「第五百二十六条第一項」と、「第五百二十五条第一項」とあるのは「第五百二十七条第一項」と、「第五百二十六条第一項」とあるのは「第五百二十八条第一項」と、「第五百二十七条第一項」とあるのは「第五百二十九条第一項」と、「第五百二十八条第一項」とあるのは「第五百三十条第一項」と、「第五百二十九条第一項」とあるのは「第五百三十一条第一項」と、「第五百三十条第一項」とあるのは「第五百三十二条第一項」と、「第五百三十一条第一項」とあるのは「第五百三十三条第一項」と、「第五百三十二条第一項」とあるのは「第五百三十四条第一項」と、「第五百三十三条第一項」とあるのは「第五百三十五条第一項」と、「第五百三十四条第一項」とあるのは「第五百三十六条第一項」と、「第五百三十五条第一項」とあるのは「第五百三十七条第一項」と、「第五百三十六条第一項」とあるのは「第五百三十八条第一項」と、「第五百三十七条第一項」とあるのは「第五百三十九条第一項」と、「第五百三十八条第一項」とあるのは「第五百四十条第一項」と、「第五百三十九条第一項」とあるのは「第五百四十一条第一項」と、「第五百四十条第一項」とあるのは「第五百四十二条第一項」と、「第五百四十一条第一項」とあるのは「第五百四十三条第一項」と、「第五百四十二条第一項」とあるのは「第五百四十四条第一項」と、「第五百四十三条第一項」とあるのは「第五百四十五条第一項」と、「第五百四十四条第一項」とあるのは「第五百四十六条第一項」と、「第五百四十五条第一項」とあるのは「第五百四十七条第一項」と、「第五百四十六条第一項」とあるのは「第五百四十八条第一項」と、「第五百四十七条第一項」とあるのは「第五百四十九条第一項」と、「第五百四十八条第一項」とあるのは「第五百五十条第一項」と、「第五百四十九条第一項」とあるのは「第五百五十一条第一項」と、「第五百五十条第一項」とあるのは「第五百五十二条第一項」と、「第五百五十一条第一項」とあるのは「第五百五十三条第一項」と、「第五百五十二条第一項」とあるのは「第五百五十四条第一項」と、「第五百五十三条第一項」とあるのは「第五百五十五条第一項」と、「第五百五十四条第一項」とあるのは「第五百五十六条第一項」と、「第五百五十五条第一項」とあるのは「第五百五十七条第一項」と、「第五百五十六条第一項」とあるのは「第五百五十八条第一項」と、「第五百五十七条第一項」とあるのは「第五百五十九条第一項」と、「第五百五十八条第一項」とあるのは「第五百六十条第一項」と、「第五百五十九条第一項」とあるのは「第五百六十一条第一項」と、「第五百六十条第一項」とあるのは「第五百六十二条第一項」と、「第五百六十一条第一項」とあるのは「第五百六十三条第一項」と、「第五百六十二条第一項」とあるのは「第五百六十四条第一項」と、「第五百六十三条第一項」とあるのは「第五百六十五条第一項」と、「第五百六十四条第一項」とあるのは「第五百六十六条第一項」と、「第五百六十五条第一項」とあるのは「第五百六十七条第一項」と、「第五百六十六条第一項」とあるのは「第五百六十八条第一項」と、「第五百六十七条第一項」とあるのは「第五百六十九条第一項」と、「第五百六十八条第一項」とあるのは「第五百七十条第一項」と、「第五百六十九条第一項」とあるのは「第五百七十一条第一項」と、「第五百七十条第一項」とあるのは「第五百七十二条第一項」と、「第五百七十一条第一項」とあるのは「第五百七十三条第一項」と、「第五百七十二条第一項」とあるのは「第五百七十四条第一項」と、「第五百七十三条第一項」とあるのは「第五百七十五条第一項」と、「第五百七十四条第一項」とあるのは「第五百七十六条第一項」と、「第五百七十五条第一項」とあるのは「第五百七十七条第一項」と、「第五百七十六条第一項」とあるのは「第五百七十八条第一項」と、「第五百七十七条第一項」とあるのは「第五百七十九条第一項」と、「第五百七十八条第一項」とあるのは「第五百八十条第一項」と、「第五百七十九条第一項」とあるのは「第五百八十一条第一項」と、「第五百八十条第一項」とあるのは「第五百八十二条第一項」と、「第五百八十一条第一項」とあるのは「第五百八十三条第一項」と、「第五百八十二条第一項」とあるのは「第五百八十四条第一項」と、「第五百八十三条第一項」とあるのは「第五百八十五条第一項」と、「第五百八十四条第一項」とあるのは「第五百八十六条第一項」と、「第五百八十五条第一項」とあるのは「第五百八十七条第一項」と、「第五百八十六条第一項」とあるのは「第五百八十八条第一項」と、「第五百八十七条第一項」とあるのは「第五百八十九条第一項」と、「第五百八十八条第一項」とあるのは「第五百九十条第一項」と、「第五百八十九条第一項」とあるのは「第五百九十一条第一項」と、「第五百九十条第一項」とあるのは「第五百九十二条第一項」と、「第五百九十一条第一項」とあるのは「第五百九十三条第一項」と、「第五百九十二条第一項」とあるのは「第五百九十四条第一項」と、「第五百九十三条第一項」とあるのは「第五百九十五条第一項」と、「第五百九十四条第一項」とあるのは「第五百九十六条第一項」と、「第五百九十五条第一項」とあるのは「第五百九十七条第一項」と、「第五百九十六条第一項」とあるのは「第五百九十八条第一項」と、「第五百九十七条第一項」とあるのは「第五百九十九条第一項」と、「第五百九十八条第一項」とあるのは「第六百条第一項」と、「第五百九十九条第一項」とあるのは「第六百一条第一項」と、「第六百条第一項」とあるのは「第六百二条第一項」と、「第六百一条第一項」とあるのは「第六百三条第一項」と、「第六百二条第一項」とあるのは「第六百四条第一項」と、「第六百三条第一項」とあるのは「第六百五条第一項」と、「第六百四条第一項」とあるのは「第六百六条第一項」と、「第六百五条第一項」とあるのは「第六百七条第一項」と、「第六百六条第一項」とあるのは「第六百八条第一項」と、「第六百七条第一項」とあるのは「第六百九条第一項」と、「第六百八条第一項」とあるのは「第六百十条第一項」と、「第六百九条第一項」とあるのは「第六百十一条第一項」と、「第六百十条第一項」とあるのは「第六百十二条第一項」と、「第六百十一条第一項」とあるのは「第六百十三条第一項」と、「第六百十二条第一項」とあるのは「第六百十四条第一項」と、「第六百十三条第一項」とあるのは「第六百十五条第一項」と、「第六百十四条第一項」とあるのは「第六百十六条第一項」と、「第六百十五条第一項」とあるのは「第六百十七条第一項」と、「第六百十六条第一項」とあるのは「第六百十八条第一項」と、「第六百十七条第一項」とあるのは「第六百十九条第一項」と、「第六百十八条第一項」とあるのは「第六百二十条第一項」と、「第六百十九条第一項」とあるのは「第六百二十一条第一項」と、「第六百二十条第一項」とあるのは「第六百二十二条第一項」と、「第六百二十一条第一項」とあるのは「第六百二十三条第一項」と、「第六百二十二条第一項」とあるのは「第六百二十四条第一項」と、「第六百二十三条第一項」とあるのは「第六百二十五条第一項」と、「第六百二十四条第一項」とあるのは「第六百二十六条第一項」と、「第六百二十五条第一項」とあるのは「第六百二十七条第一項」と、「第六百二十六条第一項」とあるのは「第六百二十八条第一項」と、「第六百二十七条第一項」とあるのは「第六百二十九条第一項」と、「第六百二十八条第一項」とあるのは「第六百三十条第一項」と、「第六百二十九条第一項」とあるのは「第六百三十一条第一項」と、「第六百三十条第一項」とあるのは「第六百三十二条第一項」と、「第六百三十一条第

第二項、第七百七十九条第二項（第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第七百八十九条第二項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八百十条第二項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六条の八第二項」とあるのは「資産流動化法第百十一条第二項」と、「第四百四十九条第二項、第六百二十七条第二項、第六百三十五条第二項、第七百七十九条第二項、第七百九十九条第二項及び第八百十六条の八第二項」とあるのは「同項」とを加える。

第百三十八条第二項及び第百四十七条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第百八十三条第一項中「第二十七条」を「第十九条の三」に、「、印鑑の提出」を「」、第二十一条から第二十七条まで」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「及び第百三十二条から第百四十八条まで」を「、第百三十二条から第百三十七条まで」に、「職権抹消」を「職権抹消」及び第百三十九条から第百四十八条まで」に改め、「第五十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十条まで」と、」及び「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削り、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二十二条第四項において準用する会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号」を「第四十六条第一項中「株主全員若しくは種類株主全員」とあるのは「社員全員」と、同条第二項中「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第六十三条第一項」と、「株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会」とあるのは「社員総会」と、同法第五十四条第二項第三号」に改め、「第七十六条第四項」との下に「、同法第六十四条中「株主名簿管理人」とあるのは「特定社員名簿管理人又は優先出資社員名簿管理人」と」を、「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十三条第一項において準用する商業登記法（と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第二百四十二条第五項中「同法」を「信託法第百八条第三号中「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百九十一条第一項中「受益証券発行信託の受託者が受益者に対してする通知又は催告」とあるのは「受託信託会社等が資産流動化法第二百四十二条第二項又は第三項の規定により各受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）に対して発する通知」と、「受益権原簿」とあるのは「権利者名簿」と、「当該受益者」とあるのは「当該権利者」と、「通知又は催告」とあるのは「通知を」と、「当該受託者」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同条第二項中「通知又は催告」とあるのは「通知」と、同条第三項中「受益証券発行信託の受益権」とあるのは「受益証券」と、「受益証券発行信託の受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、「当該受託者」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同条第四項中「受益証券発行信託の受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「受益権」とあるのは「受益証券」と、「通知又は催告」とあるのは「通知」と、会社法に、「金額」を「額」に改め、「総元本持分」と」の下に「、「社債を」とあるのは「特定目的信託の受益権を」と、「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と」を加え、「又は社債管理者」を「、社債管理者又は社債管理補助者」に改め、「特定信託管理者」と」の下に「、同条第三項中「社債権者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と」を加える。

第二百四十五条第二項中「及び第四項（書面による議決権の行使）」を「から第五項まで（書面による議決権の行使）及び第三百十二条第四項から第六項まで（電磁的方法による議決権の行使）に改め、「権利者集会の招集」と」の下に「、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、「知れている受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と」を、「第二百四十二条第三項」との下に「、「受益者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第百十五条第二項及び第百十六条第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第百九条第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第三項」と、会社法第三百十一条第三項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十五条第二項」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十五条第二項」と、同法第三百十二条第四項中「株主総会」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十六条第一項」と、同条第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」とを加える。

第二百四十九条第一項中「第七百三十五条まで」を「第七百三十五条の二まで」に改め、「公告」の下に「、社債権者集会の決議の省略」を加え、「第百十九条中」を「第百十四条第一項及び第三項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同条第四項中「受益者」とあるのは「資産流動化法第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十六条第一項」と、同法第百十七条第一項中「受益者は」とあるのは「受益証券の権利者は」と、同条第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益権」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同法第百十八条第二項中「受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「その出席」とあるのは「代表者又は代理人の出席」と、同法第百十九条中」に、「会社法第三百十四条中」を「同法第百二十条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、会社法第三百十四条中」に、「同法第七百三十一条第

二項」を「「株主から」とあるのは「受益証券の権利者から」と、「株主の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第七百三十一条第二項」に改め、「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「同法第七百三十五条」を「同条第四号中「社債権者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同法第七百三十四条第二項中「当該種類の社債」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、「社債権者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、同法第七百三十五条」に、「同法第七百三十八条」を「同法第七百三十五条の二第一項中「社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「議決権者」とあるのは「受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、同条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条」に改める。

第二百五十条第三項中「第六十三条第一項から第三項までの規定及び」及び「、第六十三条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と読み替えるものとするほか」を削る。

第三百十六条第一項中「、事務を承継する特定社債管理者」の下に「、特定社債管理補助者、事務を承継する特定社債管理補助者」を加え、同項第八号中「第六十五条第二項に」を「第六十五条第二項若しくは第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）に」に改め、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

第三百十六条第一項第二十二号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七の規定において準用する同法」に改め、「特定社債管理者」の下に「若しくは特定社債管理補助者」を加える。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧資産流動化法」という。）第五十七条第二項の規定による議案の提出及び同条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一条において準用する旧会社法第三百十一条第四項、旧資産流動化法第六十五条第一項において読み替えて準用する旧会社法第三百十条第七項、旧資産流動化法第六十五条第二項において読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項又は旧資産流動化法第二百四十五条第二項（資産の流動化に関する法律第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する旧会社法第三百十一条第四項の請求については、なお従前の例による。

3　前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

4　この法律の施行前に特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（同法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

5　この法律の施行前に旧資産流動化法第百二十二条第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集特定社債（同項に規定する募集特定社債をいう。）の発行の手続については、新資産流動化法第百二十二条第一項第十号の二及び第十一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現に存する特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。）であって、特定社債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないで発行された特定社債を含む。）には、新資産流動化法第百二十二条第一項第十号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7　この法律の施行の際現に存する特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8　この法律の施行前に特定社債発行会社（資産の流動化に関する法律第百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。）、特定社債管理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新資産流動化法第百二十九条第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9　前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第八項中「第六十五条第一項（」を「第六十五条第一項第三号（」に改め、「。附則第三十四条の二第二項において同じ。」を削り、「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者」と、同項第三号」を「同号」に、「「保険業法」を「、「保険業法」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者は、認可特定保険業者の理事又は監事となることができない。

附則第四条第二項の表第三百三十三条第一項第四十一号の項中「第百二十三条第二項（」を削り、同条第十七項の表第百七十四条第三項の項の次に次のように加える。

第百七十四条第五項	第十二条第二項	平成十七年改正法附則第二条第九項

附則第十六条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「附則」を「附則及び」に改め、「及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項」を削る。

第四章　総務省関係

（行政書士法の一部改正）

第四十八条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六第二項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第四十九条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加え、「（第二十三条第三号」を「（同号」に改める。

第二十三条第三号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第五十条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「（第三項を除く。）」及び「、第二十条第一項及び第二項」を削り、「第十三号、第十五号及び第十六号」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「並びに第百三十九条」を「及び第百三十九条」に改め、「とあり」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあつては、本店）」とあり」を加え、「、同法第十七条第二項第一号」を「、同号並びに同法」に、「第二十四条第十四号」を「第二十四条第十三号」に改める。

（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部改正）

第五十一条　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十七条第二項及び第三項中「平成四十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

第三十五条及び第四十五条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（会社経理応急措置法の一部改正）

第五十二条　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一条第一項第一号但書」を「第一条第一項第一号ただし書」に、「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に」を「は、支店の所在地においては三週間以内に」に改める。

第十七条第一項中「の外」を「ほか」に改め、同条第三項中「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を「は、二週間以内に」を削り、同条第四項中「ときは」の下に「、二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

（企業再建整備法の一部改正）

第五十三条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「ときには」を「ときは」に改め、「公告し」の下に「、二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、「なし、且つ」を「し、かつ」に改める。

第四十二条第一項中「其の他」を「その他」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「なした」を「した」に改め、同条第二項中「から」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

（減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正）

第五十四条　減額社債に対する措置等に関する法律（昭和二十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「なすべきこと」を「すべきこと。」に改め、同項第三号中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「こと」を「こと。」に改め、同項第四号中「こと」を「こと。」に改め、同条第三項中「社債管理者」の下に「、社債管理補助者」を加え、「には」を「においては」に改める。

（税理士法の一部改正）

第五十五条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六第四項中「新所在地」の下に「（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該主たる事務所以外の事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（主たる事務所以外の事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正）

第五十六条　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「、第五十六条」を「及び第五十六条」に、「」及び」を「」の規定は発起人について、同法」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「は発起人」の下に「の責任を追及する訴え」を加え、「、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と」を削る。

第三十三条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、「」並びに」を「」、第四百三十条の二第一項から第四項まで（補償契約）並びに第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）の規定は理事及び監事について、同法」に、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項及び」に改め、「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を、「及び監事」の下に「の責任を追及する訴え」を、「理事について」の下に「、同法第八百四十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）（訴訟参加）及び第八百四十九条の二（第一号に係る部分に限る。）（和解）の規定は理事の責任を追及する訴えについて」を、「と、同法」の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項の」とあるのは「その任務を怠つたことによつて生じた損害を賠償する」と、同法第四百三十条の三第一項並びに」を加える。

第三十九条中「、同項中「第九百三十条第二項

各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十六条第六項中「、同条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十七条中「及び第四項」及び「、同法第九百三十七条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十八条第二項中「、第三百六十一条第一項」を「並びに第三百六十一条第一項（第三号から第五号までを除く。）に、「並びに」を「の規定は酒類業組合の清算人について、同法」に改め、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、「、酒類業組合の清算人について」を「酒類業組合の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ」に改める。

第六十七条から第六十九条までを次のように改める。

第六十七条から第六十九条まで　削除

第七十八条中「第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十四号及び第十五号を除く。）」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記及び」を削り、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項」を「同項」に、「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは「第四百七十八条第一項第一号」とあるのは、」に改める。

第八十三条中「第五十一条から」の下に「第六十六条まで及び第七十条から」を加える。

第百一条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第三十三条（第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項（補償契約）の規定に違反して理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下この条において「新酒類業組合法」という。）第三十三条（新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の二第一項から第四項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七条に規定する酒類業組合等と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事又は監事を被保険者とするものについては、新酒類業組合法第三十三条（新酒類業組合法第八十三条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の三第一項の規定は、適用しない。

3　前条の規定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第五十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(一)中「につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（四）」を「の登記（三）」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（四）」を「の登記（三）」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)中「につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同表第二十五号を次のように改める。

二十五	特定目的会社の登記	
(一)	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社の設立の登記	申請件数　一件につき三万円
(二)	(一)及び(三)に掲げる登記以外の登記	申請件数　一件につき一万五千円
(三)	登記の抹消	申請件数　一件につき一万円

別表第一第二十六号(一)中「につきその本店の所在地においてする設立」を「の設立」に改め、同表第二十七号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）」を「の登記（二）」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(二)を同号(一)とし、同表第二十八号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）」を「の登記（二）」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(三)を同号(二)とする。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第五十九条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二十七条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第六十条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号及び第四号中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第十七条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第六十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第二百九十六条の規定による改正後の」及び「同法第四十九条第七項（同法第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）及び」を削る。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第六十二条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第六十三条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改める。

第十二条第一項及び第三十四条第四号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第六十四条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。

第六章　文部科学省関係

（私立学校法の一部改正）

第六十五条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「第四十四条の四」を「第四十四条の五」に改める。

第四十一条第九項中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の五」に改める。

第三章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款　役員の損害賠償責任等

第四十四条の二第四項を削る。

第三章第三節第三款中第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十四条の五　一般社団・財団法人法第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号ロ(1)	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十四条第二項	社員総会	評議員会
、同項	及び同項	

第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
社員	評議員	役員
第百十四条第四項	役員等	役員
議決権を有する社員	評議員	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号
第百十八条の二第一項	社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会
第百十八条の二第二項第二号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十八条の二第五項	第八十四条第一項、	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び
	、第百十一条第三項及び	の規定、同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の五において準用する
第百十八条の三第一項	役員等を	役員を
	役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約

社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）	理事会	
第八十四条第一項、及び第百十一条第三項	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項及び同法第四十四条の二第三項の規定並びに同法第四十四条の二第三項	
役員等賠償責任保険契約	役員賠償責任保険契約	
第百十八条の三第三項ただし書		

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条　前条の規定による改正後の私立学校法（次項において「新私立学校法」という。）第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に学校法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新私立学校法第四十四条の五において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

（宗教法人法の一部改正）

第六十七条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第五十九条から第六十一条まで　削除

第六十五条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条から第百四十八条まで」を「、第三章第十節に、「並びに雑則」を「）並びに第四章（雑則）に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と」を削り、「清算人」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第六十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

第八十条第六項及び第八十一条第六項中「及び従たる事務所」を削る。

（宗教法人法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　前条の規定による宗教法人法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

第七章　厚生労働省関係

（消費生活協同組合法の一部改正）

第六十九条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「監事」と」の下に「、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項（第三号から第五号までを除く。）」と」を加える。

第三十一条の四第二項第一号イ中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改める。

第三十一条の九を第三十一条の十一とする。

第三十一条の八第四項中「第三十一条の五まで」の下に「、第三十一条の六第一項から第三項まで及び第三十一条の七第一項」を、「、第三十一条の五」の下に「並びに第三十一条の六第一項及び第二項」を、「役員又は会計監査人」と」の下に「、同条第三項中「役員が」とあるのは「役員若しくは会計監査人が」と、「役員に」とあるのは「役員又は会計監査人に」と、第三十一条の七第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と」を加え、同条第五項中「第三十一条の六」を「第三十一条の八」に改め、同条を第三十一条の十とする。

第三十一条の七の前の見出しを削り、同条を第三十一条の九とし、同条の前に見出しとして「（決算関係書類等の作成等）」を付する。

第三十一条の六中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を、「厚生労働省令」と」の下に「、同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」と」を加え、同条を第三十一条の八とする。

第三十一条の五の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十一条の六　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十一条の二第一項及び第三項の規定

は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十一条の七　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十二条第五号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に改める。

第七十三条中「第三十一条の七」を「第三十一条の九」に改め、「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二各号」を加え、「第三十一条の七第二項」を「第三十一条の九第一項」に改め、同項第十七号中「含む。）」の下に「又は第三十一条の六第四項」を加え、同項第十八号中「第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項」を「第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十一第一項」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　前条の規定による改正後の消費生活協同組合法（以下この条において「新消費生活協同組合法」という。）第三十一条の六（新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新消費生活協同組合法第三十一条の六第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新消費生活協同組合法第三十一条の七（新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3　前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（医療法の一部改正）

第七十一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八款　役員等の損害賠償責任（第四十七条―第四十九条の三）」を「第八款　補償契約の損害賠償責任（第四十七条―第四十九条の三）　約及び役員のために締結される保険契約（第四十九条の四）」に改める。

第四十六条の三の六中「第五十七条」を「第四十七条の二（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の三第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条」に、「同条第一項」を「同法第四十七条の二中「次に掲げる資料（第四十七条の四第三項において「社員総会参考書類等」という。）」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七条の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七条の五第一項中「第四十七条の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前の」と、同法第四十七条の六中「同項第六号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七条第一項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」を加える。

第四十九条の二中「第二百八十条第二項」の下に「及び第二百八十条の二」を加える。

第六章第三節に次の一款を加える。

第九款　補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九条の四　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定（同法第百十八条の三第一項及び第三項を除く。）中「役員等」とあるのは「役員」

と、同条第一項中「役員等が」とあるのは「役員が」と、「役員等を」とあるのは「役員を」と、「役員等の」とあるのは「役員の」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同項及び同条第三項中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条の三中「者に限る」の下に「。次項において同じ」を、「前条第三項」の下に「の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告することで足りる。

第五十四条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第五十四条の三第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の四第一号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の五の二　社会医療法人は、前条ただし書に規定する場合には、社会医療法人債管理補助者を定め、社会医療法人債権者のために、社会医療法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社会医療法人債が担保付社会医療法人債である場合は、この限りでない。

第五十四条の七中「第七百十四条まで」の下に「、第七百十四条の三から第七百十四条の七まで」を、「社会医療法人債管理者」の下に「、社会医療法人債管理補助者」を加える。

第七十条の十四中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に、「者に限る。）」とあるのは「者に限る。次項において同じ。）」とあるのは」に、「同条中「前条第三項」を「同項中「社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項」に、「前条第三項」」を「社員総会の終結後遅滞なく、同項」に改める。

第七十条の二十一第六項中「及び従たる事務所」を削る。

第九十一条中「社会医療法人債管理者をいう。）」の下に「、社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者（第五十四条の七において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。）」を加え、同条第四号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十号中「第七百十一条第一項」の下に「（第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社会医療法人債管理者」の下に「若しくは社会医療法人債管理補助者」を加える。

第九十三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。）をとらなかつたとき。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　前条の規定による改正後の医療法（以下この条において「新医療法」という。）第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に医療法人と保険者との間で締結された保険契約のうち医療法人の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新医療法第四十九条の四において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

3　新医療法第五十一条の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に前条の規定による改正前の医療法第五十四条の三第一項に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社会医療法人債（同項に規定する募集社会医療法人債をいう。）の発行の手続については、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二及び第九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この法律の施行の際現に存する社会医療法人債（医療法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債をいう。以下この項及び第七項において同じ。）であって、社会医療法人債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社会医療法人債管理者を定めないで発行された社会医療法人債を含む。）には、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

6　この法律の施行の際現に存する社会医療法人債券（医療法第五十四条の三第一項第七号に規定する社会医療法人債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前に社会医療法人債を発行する社会医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。）、社会医療法人債管理者又は社会医療法人債権者（同法第五十四条の三第一項第八号に規定する社会医療法人債権者をいう。）が社会医療法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新医療法第五十四条の七において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

（社会福祉法の一部改正）

第七十三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十第四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

第七款　役員等の損害賠償責任等

第四十五条の二十第四項を削る。

第六章第三節第七款中第四十五条の二十二の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第四十五条の二十二の二　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百十八条の二及び第百十八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは「総評

議員」と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十八条の二第一項中「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と、同法第百十八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（社会福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第七十四条　前条の規定による改正後の社会福祉法（次項において「新社会福祉法」という。）第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（社会福祉法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する新一般社団・財団法人法第百十八条の三の規定は、適用しない。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第七十五条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第五項中「第三十四条の二第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条を第三十四条の四とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十四条の二　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十三条の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十四条の三　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十三条の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。）の規定を」の下に「、それぞれ」を加える。

第五十二条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「除く。）の規定を」の下に「、それぞれ」を加える。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条　前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（次項において「新生衛法」という。）第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に生活衛生同業組合と保険者との間で締結された保険契約のうち生活衛生同業組合の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を

被保険者とするものについては、新生衛法第三十四条の三の規定は、適用しない。

（社会保険労務士法の一部改正）

第七十七条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十九第四項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十八条　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十九条　医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八章　農林水産省関係

（農村負債整理組合法の一部改正）

第八十条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第十七条（第三項ヲ除ク）」を「第十七条」に改め、「、第二十条（第三項ヲ除ク）」を削り、「第十五号及第十六号」を「第十四号及第十五号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第八十一条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十五条の四第一項中「及び第四項」を「（第三号から第五号までを除く。）及び第四項」に改める。

第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十五条の六の次に次の二条を加える。

第三十五条の七　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

第三十五条の八　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議によらなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員）を被保険者とするものの締結については、適用しない。

民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十六条第七項中「この条」の下に「及び第四十三条の六の二」を加える。

第三十七条の三第二項中「第三十五条の六」の下に「、第三十五条の七第一項から第三項まで及び第三十五条の八第一項」を加え、「同条第一項」を「第三十五条の六第一項」に改め、「同条第十項」の下に「及び第三十五条の七第一項から第三項までの規定」を加え、「読み替える」を「、第三十五条の八第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「役員又は会計監査人の」と読み替える」に改める。

第四十一条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十三条の六の次に次の一条を加える。

（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、議決権行使書面（同項に規定する書面

をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。第百一条第一項第四十号の二において同じ。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（農業協同組合法第四十三条の五第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十三条の六の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の五第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十三条の六第一項又は第二項の通知には、同法第四十三条の五第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「農業協同組合法第三十六条第七項並びに同法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十三条の六第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三条の六第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第四十三条の七第三項中「前条第一項」を「第四十三条の六第一項」に改める。

第五十八条第七項中「、第六項及び第七項」を「及び第六項から第八項まで」に、「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、「第三百十条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第七十二条の三中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第三号及び第三号」を加える。

第百一条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二　第三十五条の二第四項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）又は第三十五条の七第四項の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百一条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二　第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第百一条第一項第四十二号中「譲渡し若しくは」を「譲渡し、若しくは」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農業協同組合法第十六条第八項又は第五十八条第七項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農業協同組合法」という。）第三十五条の七第一項から第三項まで（これらの規定を新農業協同組合法第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新農業協同組合法第三十五条の七第一項（新農業協同組合法第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に農業協同組合又は農業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新農業協同組合法第三十五条の八第一項（新農業協同組合法第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（水産業協同組合法の一部改正）

第八十三条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十九条の四第一項中「及び第四項」を「（第三号から第五号までを除く。）及び第四項」に改める。

第三十九条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第三十九条の六の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十九条の七　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法

令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十九条の八　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）の決議によらなければならない。

2　第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員）を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十条第七項中「この条」の下に「及び第四十七条の五の二」を加える。

第四十一条の三第二項中「除く。）」の下に「、第三十九条の七第一項から第三項まで及び第三十九条の八第一項」を加え、「同条第四項第二号」を「第三十九条の六第四項第二号」に改める。

第四十四条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十七条の五の次に次の一条を加える。

（電子提供措置に関する会社法の準用）

第四十七条の五の二　組合が行う総会参考書類（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（水産業協同組合法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令

るのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第七十七条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第八十六条第二項中「第五十八条第一項」の下に「、会社法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第四号から第六号まで及び第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）」を、「損失処理案」と」の下に「、会社法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第百三条第二項において準用する場合を含む。）において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水産業協同組合法」という。）第三十九条の七第一項から第三項まで（これらの規定を新水産業協同組合法第四十一条の三第二項（水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新水産業協同組合法第三十九条の八第一項（新水産業協同組合法第四十一条の三第二項並

は「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する同法第四十七条の五第五項において準用する場合を含む。）を定めた場合にあっては、当該基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項」と、「株主（当該株主総会において議決

権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と」を加える。

第百三十条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　第三十九条の二第四項（第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十九条の七第四項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百三十条第一項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　第四十七条の五の二（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項（第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置（第四十七条の五の二に規定する電子提供措置又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかつたとき。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の水産業協同組合法第二十一条第七項（水産業協同組合法第八十六条第一項、第八十九条第三項（同法第九十八条の二第二項

びに水産業協同組合法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第三項（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第八十五条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条から第七十三条まで　削除

第八十三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と」を削り、「により清算人となつたもの」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　前条の規定による漁船損害等補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（森林組合法の一部改正）

第八十七条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第四十九条第一項中「及び第四項」を「（第三号から第五号までを除く。）及び第四項」に改める。

第四十九条の三第九項第一号イ中「次条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第四十九条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第四十九条の四　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第四十九条の五　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第五十条第七項中「この条」の下に「及び第六十条の三の二」を加える。

第五十四条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二項及び第三号」を加える。

第六十条の三の次に次の一条を加える。

（総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用）

第六十条の三の二　組合が行う総会参考書類（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（森林組合法第六十条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第六十条の三の二に規定する電子提供措置」

と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は森林組合法第六十条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「森林組合法第六十条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が森林組合法第六十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第六十条の三第一項又は第二項の通知には、同法第六十条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「森林組合法第五十条第七項並びに同法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第六十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は森林組合法第六十条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「森林組合法第六十条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が森林組合法第六十条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「森林組合法第六十条の三第三項」と、「

から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置（第六十条の三の二に規定する電子提供措置又は第百条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかつたとき。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の森林組合法第三十一条第八項（森林組合法第百条第一項又は第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第八項（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）又は第百条第三項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の森林組合法（以下この条において「新森林組合法」という。）第四十九条の四（森林組合法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新森林組合法第四十九条の四第一項（森林組合法第百九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に森林組合又は森林組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新森林組合法第四十九条の五（森林組合法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第八十九条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「及び第四項」を削る。

附則第二十六条第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第九十条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十一条中「及び第四項」を「（第三号から第五号までを除く。）及び第四項」に改める。

第三十四条第十一項第一号イ中「次条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十四条の二　農林中央金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を農林中央金庫が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

一　当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　農林中央金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　農林中央金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が農林中央金庫に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した農林中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事又は経営管理委員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

5　第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第三十四条の三　農林中央金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

2　第三十条第二項及び第四項並びに第三十四条第二項の規定は、農林中央金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事又は経営管理委員を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第四十条の二中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十六条の三の次に次の一条を加える。

（総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用）

第四十六条の四　会社法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類（前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）、議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法によ

り会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、主務省令で定めるものをいう。第百条第一項第十六号の二において同じ。）について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（農林中央金庫法第四十六条の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十六条の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十六条の三第一項又は第二項の通知には、同法第四十六条の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とっているときは、その旨」とあるのは「とっている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「農林中央金庫法第三十五条第六項並びに同法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第四十七条第三項中「前条第一項」を「第四十六条の三第一項」に改める。

第九十五条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第百条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　第三十条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　第四十六条の四において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農林中央金庫法第十一条第七項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」という。）第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に農林中央金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（農林中央金庫法第三十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新農林中央金庫法第三十四条の三の規定は、適用しない。

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正）

第九十二条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四十八条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第九章　経済産業省関係

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第九十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　組合及び中央会の登記　第一款　主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十三条）　第二款　従たる事務所の所在地における登記（第九十四条―第九十五条）」を「第二節　組合及び中央会の登記（第八十四条―第九十五条）」に改める。

第三十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十八条の四の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十八条の五　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三

十八条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十八条の六　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十条の二第四項中「まで」の下に「、第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項」を、「役員又は会計監査人」との下に「、第三十八条の六第一項中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「会計監査人の」と」を加える。

第六十九条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条まで　削除

第九十六条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十七条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第百三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に、「第十五号に」を「第十四号に」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と」を削る。

第百十五条第一項第二十号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条　前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第三十八条の五第一項から第三項まで（これらの規定を新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、第九十八条の規定による改正後の輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（以下「新輸出入取引法」という。）第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（これらの規定を新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）について適用する。

2　この法律の施行前に中小企業等協同組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員若しくは会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員若しくは会計監査人を被保険者とするもの又は輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものについては、新中小企業等協同組合法第三十八条の六第一項（新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項（輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3　前条の規定による中小企業等協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（貿易保険法の一部改正）

第九十五条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「株式交換」の下に「、株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に

「、株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「、第四章第一節及び第四章の二」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第九十六条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項後段を削る。

第十八条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第二十八条後段を削る。

第二十九条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に改め、同条後段を削る。

第五十八条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第六十三条後段を削る。

第七十三条中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第七十七条第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第百三十四条第一項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店の」を「本店の」に改め、「は三週間以内に」を削り、「解散の登記を」を「解散の登記をし」に改め、「の本店」及び「、組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百二十条第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第百三十七条中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第百四十四条の十一第二項中「同じ。）」の下に「又は社債管理補助者（会社法第七百十四条の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。）」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第百四十七条第一項中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「その従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「及び支店」を「及び本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削る。

第百四十七条の二第一項中「、その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第二項中「、その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店」を「本店」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百五十二条第一項中「から第四項まで」を削る。

第百五十三条中「及び第四項」を削り、「「各株式会社商品取引所の本店」を「、「各株式会社商品取引所の本店」に改め、「、同条第四項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」と」を削る。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　前条の規定による商品先物取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（輸出入取引法の一部改正）

第九十八条　輸出入取引法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百三条」を「第九十二条」に、「、第九十二条第二号、」を「並びに第九十二条第二号を除く。）、第九十六条から第百三条まで（に、「並びに第九十九条第二項」を「及び第九十九条第二項」に改め、「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える。

第五十条第一項第十六号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条　前条の規定による輸出入取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第百条　中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の二十三第五項中「第百三条」を「第九十二条」に、「、第九十二条第二号並びに」を「並びに第九十二条第二号を除く。）及び第九十六条から第百三条まで（に改める。

第五十四条中「第百三条まで（第八十五条第二項を除く。）及び第九十六条から第百三条まで（に改め、「、協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と」を削る。

第九十八条の二第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項中「、主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百条の十三中「及び第四項」を削る。

第百十三条第一項第十三号中「含む。）」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（技術研究組合法の一部改正）

第百二条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「主たる事務所又は本店の所在地における」を「組合の」に、「従たる事務所又は支店の所在地における登記（第百五十六条―第百五十八条）」を「削除」に改める。

第二十七条第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十六条の二　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であ

つても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十六条の三　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものの締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。

第三十七条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第六十条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節　組合の登記

第八章第三節を次のように改める。

第三節　削除

第百五十六条から第百五十八条まで　削除

第百五十九条第三項から第五項までの規定中「及び第四項」を削る。

第百六十条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第百六十八条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十六号」を「第十五号」に、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第三十二条」を「、第三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削り、「第十五号」を「第十四号」に改める。

第百八十九条第十五号中「含む。）」の下に「又は第三十六条の二第四項」を加える。

（技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　前条の規定による改正後の技術研究組合法（次項において「新技術研究組合法」という。）第三十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に技術研究組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（第三項において「旧保険契約」という。）については、新技術研究組合法第三十六条の三の規定は、適用しない。

3　前条の規定による技術研究組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（割賦販売法の一部改正）

第百四条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第七号ハを同号ニとし、同号ロ中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

（商店街振興組合法の一部改正）

第百五条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第五十一条第五項第一号中「第五十一条の五第一項」を「第五十一条の七第一項」に改める。

第五十一条の五第五項中「第五十一条の五第二項」を「第五十一条の七第二項」に改め、同条を第五十一条の七とする。

第五十一条の四中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加え、同条を第五十一条の六とする。

第五十一条の三の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第五十一条の四　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第五

十一条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第五十一条の五　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第五十条第一項及び第三項並びに第五十一条第二項及び第三項の規定は、（組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第七十八条中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を、「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第九十三条第一項第十四号中「含む。）」の下に「又は第五十一条の四第四項」を加える。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百六条　前条の規定による改正後の商店街振興組合法（次項において「新商店街振興組合法」という。）第五十一条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新商店街振興組合法第五十一条の五の規定は、適用しない。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第百七条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十四条の二及び第二十四条の三を削る。

第二十五条第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。

第二十六条第一項中「、第二十四条及び第二十四条の二」及び「及び第二十四条の三」を削る。

第三十三条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に、「商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条」を「同条」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八条　前条の規定による投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第百九条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　株式交付（会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び同号に規定する株式交付子会社が中小企業者等である場合に限る。）により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。

（日本アルコール産業株式会社法及び株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正）

第百十条　次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）第四条第一項及び第十七条第二号

二　株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第四条第一項、第三十四条及び第四十四条第一号

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第百十一条　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第六十四条の二及び第六十四条の三を削る。

第六十五条第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。

第六十六条中「、第六十四条及び第六十四条の二」及び「及び第六十四条の三」を削る。

第七十三条中「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「及び第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条」に、「商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条」を「同条」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百十二条　前条の規定による有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第百十三条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　外国の法令上前号に掲げる者と同様に取り扱われている者

（産業競争力強化法の一部改正）

第百十四条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第一号中ワを力とし、ホからヲまでをへからワまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　株式交付

第二条第十二項第一号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　株式交付

第二条第十二項第二号イ及びハ中「又はロ」を「から八まで」に改める。

第三十二条第五項中「又は株式移転」を「、株式移転又は株式交付」に、「若しくは株式交換」を「、株式交換若しくは株式交付」に改める。

第八十三条第一項、第百二十二条及び第百六十条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十章　国土交通省関係

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第百十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「第六条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。

四　その他国土交通省令で定める書類

第六条第一項第五号中「破産者で復権を得ない者、禁錮」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

六　役員のうちに、心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

第七条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「及びその」を「、そのに改め、「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を、「書面」の下に「その他国土交通省令で定める書類」を加え、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「第六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「、第四号又は第五号」を「又は第四号から第六号までのいずれか」に改める。

（内航海運組合法の一部改正）

第百十六条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の見出しを「（会社法の準用）」に改め、同条中「会社法第四百三十条」の下に「、第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項を除く。）」を、「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「監事も」と、同法」の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「内航海運組合法第三十五条第一項（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに第四百二十八条第一項」とあり、及び同法第四百三十条の三第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「内航海運組合法第三十四条の三第一項及び第三項」と、同条第一項並びに同法」を、「第三十五条第五項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「第三十五条第五項」の下に「（同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十四条第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十一号の二中「の規定」を「又は第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十条の二第四項の規定」に改める。

（内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百十七条　前条の規定による改正後の内航海運組合法（次項において「新内航海運組合法」という。）第四十一条（内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の二（第五項を除く。）の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

2　この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事又は監事を被保険者とするものについては、新内航海運組合法第四十一条（内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第百十八条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十条第二号において「募集新株予約権」を「同号において「募集新株予約権」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第二十条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第百十九条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「募集新株予約権（同号）」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五条第一項並びに第二十七条第一号及び第五号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（東京地下鉄株式会社法の一部改正）

第百二十条　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「募集新株予約権（第十六条第一号」を「募集新株予約権（同号」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十六条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（成田国際空港株式会社法の一部改正）

第百二十一条　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「募集新株予約権（第二十二条第二号」を「募集新株予約権（同号」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十二条第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第百二十二条　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「募集新株予約権（第二十二条第一号」を「募集新株予約権（同号」に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十一条第一項並びに第二十二条第一号及び第六号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正）

第百二十三条　次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十三条第一項及び第三項並びに第四十一条第一項第三号及び第二項第四号

二　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第五条第一項、第三十五条及び第四十五条第一号

第十一章　罰則に関する経過措置及び政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第百二十四条　この法律（附則各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百二十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第百二十四条及び第百二十五条の規定　公布の日

二　第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第六条の規定（同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定（「前条」を「第九十条」に改める部分に限る。）並びに同号に掲げる改正規定を除く。）、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十六条第六項の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定（第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「（同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。）」を削る部分及び「「事務所」と」の下に「、同法第十二条の二第五項中「営業所（会社にあっては、本店）」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「選任された者」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える部分に限る。）及び同法第六十条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）及び同法第百二条の十一の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二十六条の規定、第二十七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「、印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）」に改める部分に限る。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定（「第二十七条まで（第二十四条第十六号を除く。）」を「第十九条の三まで」に、「、印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで（第二十四条第十五号を除く。）」に改める部分及び「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。）、第三十七条第三項の規定、第六十八条の規定、第六十九条中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十二条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第百四十五条」と」

を加える部分に限る。）、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第百四十五条」とを加える部分に限る。）、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第百三条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。）、第九十七条、第九十九条及び第百一条の規定、第百二条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第百三条第三項の規定、第百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）、第百八条の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定（「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。）並びに第百十二条の規定　公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分に限る。）、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第百十一条、第百十八条及び第百三十八条の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第百五十五条第一項の改正規定（「（以下この条」の下に「及び第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百十二条―第三百十四条）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定、第八十条第三項の規定、第八十一条の改正規定、第八十二条中「第百三十九条」を「第百四十五

九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（「規定中」を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十三条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、」の下に「これらの規定中」を加え、「、これらの規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百十四条並びに第三百十八条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と」を削り、「各号を除く。）及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。）中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、」に、「第三百十一条第四項及び第三百十二条第五項」を「第三百十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十三条の十二第四項」とあるのは「保険業法第三百十六条の二第四項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条（」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第百七十一条及び第百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定（「、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と」を加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「、印鑑の提出」をつ、第二十一条から第二十七条まで（に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と」を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十三条第一項において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条（」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項において準用する商業登記法第百四十五条（」と」を加える部分を除く。）及び同法第三百十六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（（第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と」を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（「第十七条（第三項ヲ除ク）」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第百条第二項の改正規定並びに同法第百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条

第三項の改正規定及び同法第百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第百三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と」を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第百五十九条第三項から第五項まで及び第百六十条第一項の改正規定並びに同法第百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）　会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

審査報告書

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和元年十二月三日

文教科学委員長　吉川ゆうみ

参議院議長　山東　昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について労働基準法第三十二条の四の規定による一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法第七条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めること。

二、服務監督権者である教育委員会及び校長は、ＩＣＴ等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告ではなく、客観的な把握ができるようにするための財政措置を拡充すること。

三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することはあってはならないこと、そもそも、持ち帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に明記すること。加えて、服務監督権者である教育委員会及び校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努めるよう求めること。

四、服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。

五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる旨を文部科学省令に規定すること。

六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかについて、各教育委員会が十全に確認すること。

1　指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。

2　長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の縮減を図ること。

3　所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。

4　所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるようにすること。

5　所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中した学校閉庁日として設定できるようにすること。

6　教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間である勤務間インターバルを確保すること。

7　一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。

七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則六日以内、労働時間の上

限一日十時間・一週間五十二時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。

八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等からの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促すこと。

九、学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。

十、政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

十一、教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。

十二、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

右決議する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和元年十一月十九日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山東　昭子殿

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、」とあるのは「に」の下に「第三十二条の四第一項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めたときは」とあるのは「次に掲げる事項について条例に特別の定めがある場合は」と、「その協定」とあるのは「その条例」と、「当該協定」とあるのは「当該条例」と、同項第五号中「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第二項中「前項の協定で同項第四号の区分をし」とあるのは「前項第四号の区分並びに」と、「を定めたときは」とあるのは「について条例に特別の定めがある場合は」と、「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「厚生労働大臣は、労働政策審議会」とあるのは「文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの」と、「厚生労働省令」とあるのは「文部科学省令」と、「協定」とあるのは「条例」と、同法」を加え、「同項」を「同法第三十二条の四第一項から第三項まで及び第三十三条第三項」に改め、「」と、「に」の下に「から」を加え、「第三十二条の五まで、」を「、第三十二条の三の二、第三十二条の四の二、第三十二条の五」に改める。

第六条第一項中「第三項」の下に「及び次条第一項」を加える。

本則に次の一条を加える。

（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第七条　文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2　文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第六条第一項の改正規定及び本則に一条を加える改正規定は令和二年四月一日から施行する。

（準備行為）

2　文部科学大臣は、この法律による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第三項の文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、同項（同項の審議会等を定める政令を含む。）の規定の例により、当該政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部（本体六〇五円）五五〇円